

# 千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業 入札説明書等に関する質問回答書（1回目）等

- 本質問回答書（1回目）は、平成29年8月22日（火）から8月23日（水）に受け付けた千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問の記載位置については、本学で整理していますので注意してください。
- 回答欄に**太字ゴシック**で記載されている箇所は、変更・修正・追記・留意等に該当する項目です。

## < 総 括 >

書類名	番号	質問数
① 入 札 説 明 書	1～107	107
② 様 式 集	108～154	47
③ 要求水準書 / 本文	155～393	239
④ 要求水準書 / 別表・資料等	394～500	107
⑤ 落札者決定基準	501～504	4
⑥ 基本協定書（案）	505～519	15
⑦ 事業契約書（案）	520～701	182
⑧ そ の 他	702～711	10
合 計	—	711

- なお、「本質問回答書（1回目）」の後（うしろ）に、「入札説明書等に関する追記事項」についても掲載していますので、あわせて確認してください。

平成29年9月20日

国立大学法人千葉大学

入札説明書等に関する質問回答書（1回目）

< ① 入札説明書に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
1	事業期間	2	1	6	(3)					民間付帯施設事業の期間が平成45年以降となった場合において、本事業の事業期間は同期間と記載がありますが、平成45年に維持管理運営が終了している本施設事業における責任分担なども継続して残るのでしょうか。	本事業は、本施設に係る「本施設事業」及び民間付帯施設（任意）に係る「民間付帯施設（任意）事業」により構成されます。したがって、本事業の事業期間は、民間付帯施設（任意）事業に係る事業契約の終了が平成45年3月31日の場合にあつては、事業契約締結の日から平成45年3月31日までとし、民間付帯施設（任意）事業に係る事業契約の終了が平成45年3月31日を超える場合にあつては、事業契約締結の日から民間付帯施設（任意）事業に係る事業契約の終了の日までとなります。ただし、その（民間付帯施設（任意）事業に係る事業契約の終了が平成45年3月31日を超える）場合であっても、本施設事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成45年3月31日までとなり、本施設事業の維持管理業務及び運営業務の責任分担が平成45年3月31日を超えて残ることはありません。
2	『国立大学法人千葉大学不動産貸付要項』の確認方法	3	1	6	(4)	1)	②			『国立大学法人千葉大学不動産貸付要項』の確認方法を改めてご教示いただけませんか。千葉大学規程集から探すことができませんでした。	「国立大学法人千葉大学不動産貸付要項」は、平成29年7月27日（木）から、大学が請求者に貸与している「要求水準書の別表及び資料等」の一部（基準等）に含まれていますので、ご確認をお願いします。なお、当該「要求水準書の別表及び資料等」の貸与をまだ受けていない場合は、<様式1>の脚注の留意事項にしたがって貸与を受けるようにしてください。
3	民間付帯施設（任意）事業における建物の所有について	3	1	6	(4)	1)	③			「選定事業者は、民間付帯施設（任意）を整備した後も当該民間付帯施設（任意）を自らが所有し、」とありますが、選定事業者が大学から承認を	ご質問の③の規定は事業方式の概要を示したものであり、具体的には④の規定（また、大学が土地を貸し付ける相手方は選定事業者に限るものと

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										得たうえで土地を民間付帯施設（任意）を運営する企業へ転貸し、当該企業（又は当該企業へ建物を賃貸するリース会社）が建物を建築及び所有することも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	するが、大学の承諾を得た上で、選定事業者による土地の転貸を認めるものとする。）が適用されます。「事業契約書（案）」別紙20の第11条を参照してください。ただし、再転貸（転々貸）を認めるものではありません。
4	事業方式（民間付帯施設（任意）事業）	3	1	6	(4)	1)	③			BOO方式、とありますが、施設の所有者は、本事業のために設立する特別目的会社であっても、構成員や協力企業であってもよいと考えてよろしいでしょうか？	民間付帯施設（任意）の所有者は、特別目的会社に限るものではありません。番号3の回答を参照してください。
5	事業概要	3	1	6	(4)	1)	③			民間付帯施設（任意）事業の事業終了時の当該民間付帯施設（任意）の解体撤去、無償譲渡は事業契約書（案）別紙20の第17条3項に合わせ、1年前から協議していただけとの理解で宜しいでしょうか。	民間付帯施設（任意）を解体撤去するか、無償譲渡するかについては、貸付期間が満了する日の1年前までには決定できるよう、そのための協議は、さらに早くから開始することになります。
6	民間付帯施設	3	1	6	(4)	1)	③			民間付帯施設において、大学が無償譲受する判断基準はございますか（利用者数や業務形態、売上など）。	民間付帯施設（任意）の無償譲渡は、事業期間の終了時点で民間付帯施設（任意）が継続して使用できる状態（ハード面）にあり、大学が継続して活用（ソフト面）しようとした場合を想定していますが、具体的には、当該時点での大学の判断によるものとします。
7	事業方式	3	1	6	(4)	1)	③			民間付帯施設（任意）事業はBOO方式とされていますが、SPCが資金調達を行い、施設を建設会社に建設させて、その施設をSPCが所有し、維持管理業者による維持管理を行い、必要な税金等を支払い、事業終了後は解体撤去する方式との理解でよろしいでしょうか。	大学の要求水準等を満たすのであれば、ご質問の事業スキーム（特別目的会社が資金調達、建設に当たるものが建設工事、特別目的会社が施設を所有、維持管理に当たる者が維持管理、民間付帯施設（任意）事業に当たる者が運営、事業の終了時に解体撤去云々）に限るものではありません。番号3の回答を参照してください。
8	事業方式	3	1	6	(4)	1)	③			民間付帯施設（任意）事業を行うための資金調達はSPCが行うとの理解でよろしいでしょうか。資金調達方法として、銀行からの借り入れや自己資本（SPC資本金の一	大学の要求水準等を満たすのであれば、ご質問の事業スキーム（特別目的会社が資金調達、資金調達は融資機関からの借入又は自己資本云々）に限るものではありません。番

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										部) で調達するとの理解でよろしいでしょうか。	号3の回答を参照してください。
9	事業概要	3	1	6	(4)	1)	③			民間付帯施設事業の事業期間終了時に当該民間付帯施設(任意)を解体撤去するB O O方式とする。ただし大学が認めれば、解体撤去をすることなく大学に無償譲渡できるものとする。と記載がございますが、どのような条件を満たした場合でしょうか。	番号6の回答を参照してください。
10	事業方式(民間付帯施設(任意)事業)	3	1	6	(4)	1)	④			貸付期間が供用開始以降、とされていますが、これは、施設整備期間は借地代が発生せず、供用開始日から発生する、との理解でよろしいでしょうか?	<b>ご質問箇所の「④ …なお、貸付期間は、(施設整備の期間を含まない)民間付帯施設(任意)の供用開始以降とする。…」を「④ …貸付期間は工事着工前からとし、貸付料を徴収するのは民間付帯施設(任意)の供用開始日からとする。…」に変更します。</b>
11	事業方式(民間付帯施設(任意)事業)	3	1	6	(4)	1)	④			大学の承諾があれば土地の転貸が認められるとのことですが、提案書で転貸先をお示ししたうえで落札者に選定された場合は大学の承諾が得られたとみなしてよろしいでしょうか?	提案書で転貸先を提示したからといって、大学の承諾を得たことにはなりません。改めて、大学に申請してください。なお、「事業契約書(案)」別紙20の第11条、第12条を参照してください。
12	公共施設等の種類等	4	1	6	(4)	2)	①	ウ		「※「民間付帯施設(任意)」は、これに付属する外構施設を含む」とありますが、民間付帯施設へのインフラ引込については【資料3】でご指示のある民間付帯施設事業場所の直近まで別工事にて分岐してくるものと考えてよろしいでしょうか。	民間付帯施設(任意)事業場所までのインフラ整備は、すべて事業者の業務範囲(独立採算)となります。
13	階数	4	1	6	(4)	3)	①	ア		階数が選定事業者の提案によるとなっております、「特定事業の選定について」1頁1(1)2)①イ a 構造階数の「階数は地上11階建とする」と異なりますが、階数は11階建てでなくても良いという認識で宜しいでしょうか。	「特定事業の選定について」は、あくまでも大学が本事業をP F I事業として実施することを決定したときの諸条件であり、本事業の事業者の選定(一連の入札)手続においては、入札説明書等の書類に基づいてください。
14	スケジュール	6	1	7						スケジュールは現時点の予定であり、事業者の責に抛らない事由で変動が生じた場合は、協議の上、調整されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の「7 スケジュール」は、本事業の事業者の選定(一連の入札)手続であり、あくまでも予定です。大学の事由などにより変更する場合

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										か。	もありますが、その（変更する）場合は、大学のホームページ等でお知らせします。なお、「7 スケジュール<参考>」は、「事業契約書」締結後のスケジュールを、入札説明書等に基づいて記載したものであり、これらの変更については、「事業契約書（案）」の規定に基づくこととなります。
15	スケジュール	7	1	7						11月7日（火）～11月8日（水）に2回目の入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出が予定されておりますが、民間付帯施設（任意）を提案しようとした場合に、11月1日に採否の通知があつてからでは、仮に否決された場合に別案を検討する時間がないため、採否の通知の日程を前倒ししていただくか、2回目の入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出日を遅らせることは可能でしょうか。	第1章12(1)2)②の規定（事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書の提出は任意とする。ただし、事前に大学の採否を得ようとする場合の「事業者提案による運營業務（任意）提案書」、「民間付帯施設（任意）事業提案書」の提出は必要となる。）とともに、当該提案書を提出する場合は複数案であってもよく、採用とされたもののうち、いずれを最終提案に組み入れるかどうかは、入札参加者の判断によるものとしていることを承知（活用）してください。
16	スケジュール	7	1	7						10月10日（火）～11日（水）に入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）他の提出があり、10月17日（火）～18日（水）に個別対話の実施が開催されますが、10月24日（火）～10月25日（水）の改定入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）他、の提出日までは確認書、提案書等に対する回答を頂けるものと認識して宜しいでしょうか。	一連の手続きは、「①民間付帯施設（任意）事業提案書の提出」→「②入札説明書等に関する個別対話の実施」→「③改定民間付帯施設（任意）事業提案書の提出」→「④改定民間付帯施設（任意）事業提案書採否の通知」となります。②と③の間に採否（回答）を通知することはありません。このことは、「入札説明書等に関する要求水準確認（個別提案）」、「事業者提案による運營業務（任意）提案」においても同様です。入札参加者は、②の「入札説明書等に関する個別対話」の結果等を踏まえて③の「改定民間付帯施設（任意）事業提案書」を提出してください。
17	競争参加資格 確認申請	7	1	7						スケジュール「競争参加資格 確認申請関係」に記載の、（た	「（1回目）設計に当たる者、 建設に当たる者、工事監理に

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										<p>だし、事業者提案による運営業務（任意）に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当たる者を除く）と（ただし、事業者提案による運営業務（任意）に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当たる者に限る）について、事業者のうちどちらも該当する構成員が存在する場合（例：入札参加グループを構成する建設に当たる企業が、民間付帯施設（任意）事業にも当たる場合）は、記載内容が同様でも、両方の申請を期日に合せて別々に行うという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>当たる者、維持管理に当たる者及び運営（事業者提案による運営業務（任意）を除く。）に当たる者」と「（2回目）事業者提案による運営業務（任意）に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当たる者」が一部で重複する（兼ねる）場合であっても、双方（1回目、2回目）のタイミング（申請期日）で競争参加資格確認申請をしてください。ただし、その場合にあつては、該当する企業の2回目での&lt;様式9&gt;、&lt;様式14&gt;は不要とします。</p>
18	スケジュール	7	1	7						<p>「10月24日～10月25日 改定入札説明書等に関する要求水準書（個別提案）等による提案書の提出」とありますが、改定入札説明書はどの時点で示されるのでしょうか、ご教示下さい。</p>	<p>「改定入札説明書」を作成する予定はありません。「改定入札説明書等に関する要求水準確認（個別提案）」とは、「改定」＋「入札説明書等に関する要求水準確認（個別提案）」のことです。番号16の回答を参照してください。</p>
19	スケジュール	7	1	7						<p>提案審査の選定において必要に応じてプレゼン・ヒアリングの実施とありますが、年末年始も挟むスケジュールの為、プレゼン等の実施の可否はいつ頃決定し公表されるのでしょうか。</p>	<p>入札参加者から「入札書等及び提案書」の提出を受けたのち、可能な限り速やかに「プレゼンテーション・ヒアリング」に関する事項を決定し、通知するものとします。</p>
20	設計期間	8	1	7						<p>施設整備業務における設計期間において、大学が想定する期間はございますか。</p>	<p>施設整備業務のうち設計の期間は、事業者の提案によるものとします。</p>
21	競争参加資格	8	1	8						<p>入札参加者及び協力会社の参加要件が記載されていますが、要求水準の業務とは別の業務（設計アドバイザー、保険アドバイザー、フィナンシャルアドバイザーや弁護士等）は参加資格要件の対象企業とはしなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の業務（設計アドバイザー、保険アドバイザー、フィナンシャルアドバイザーや弁護士等）であっても、当該業務に当たる者を入札参加グループの構成員や協力会社として申請する場合にあつては、「1）入札参加者の構成等」、「2）入札参加者及び協力会社の参加要件（特に⑦の規定に留意のこと。）」の適用を受けることとなります。なお、入札参加グループの構成員や協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監</p>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											理に当たる者、維持管理に当たる者及び運営に当たる者並びに民間付帯施設（任意）事業に当たる者が必ず含まれていることを要件としています。
22	入札参加者の構成等	8	1	8	(1)	1)	③			「構成員以外のもので、事業開始後、選定事業者から直接業務を委託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。」とありますが、例えば福利厚生施設や民間付帯施設（任意）の運営業務をSPCから委託を受けて実際に運営する企業も含まれるのでしょうか。	運営に当たる者のうち福利厚生施設を担当する者、民間付帯施設（任意）事業に当たる者は、当該業務を責任をもって取りまとめる（束ねる）者であってもよく、直接的に店舗等の運営を担当する者でなくてもよいものとします。
23	競争参加資格等	8	1	8	(1)	1)	③			入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者についても行うこと。とありますが、民間付帯施設（任意）の運営候補者で、資格申請時点で明確に方針が定まっていな事業者の場合の取り扱いについてご指示ください。	入札参加者及び協力会社には、民間付帯施設（任意）事業に当たる者が必ず含まれている必要があります。番号22の回答を参照してください。
24	入札参加者の構成	8	1	8	(1)	1)	④			民間付帯施設（任意）事業に当たる者が必ず含まれている事とありますが、あくまでも任意であるのであれば、必ず含まれなくても良いのではないのでしょうか？	ご質問の④の規定は、民間付帯施設（任意）事業を提案する場合を前提としたものであり、当然に、民間付帯施設（任意）事業を提案しない場合にあってはこの限りではありません。
25	協力会社の複数グループへの参加	10	1	8	(1)	2)	⑦			「入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。ただし、運営に当たる者並びに民間付帯施設（任意）事業に当たる者が協	「運営に当たる者並びに民間付帯施設（任意）事業に当たる者」については、いずれのグループにおいても協力会社であれば、複数のグループへの参加が可能です。一方、「運営に当たる者並びに民間付帯施設（任意）事業に当たる者」以外については、いずれのグループにおいても協力会社であったとしても、複数の

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										力会社の場合にあっては、この限りではない。」とありますが、「運営に当たる者並びに民間付帯施設（任意）事業に当たる者」については、いずれのグループでも協力会社であれば、複数のグループへの参加が認められている、と理解してよろしいでしょうか？また、「運営に当たる者並びに民間付帯施設（任意）事業に当たる者」以外については、協力会社であっても、複数のグループへの参加は認めない旨を定めていると理解してよろしいでしょうか？	グループへの参加は不可です。
26	資格等要件（建設）	12	1	8	(1)	3)	②	ウ	a b	9 / 26 の競争参加資格確認申請提出時には、8 (1) 3) ②ウの a・b に示す基準を満たす新営工事が施工中のため、完成・引渡しはされていませんが、平成30年2月の事業契約書の締結までには完成・引渡しされる新営工事を施工実績とすることは可能でしょうか。	「4) 競争参加資格確認基準日」で規定しているように、資格等要件となる実績の完成（完了）期日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日時となります。
27	競争参加資格等	12	1	8	(1)	3)	②	エ		「記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則として1名であること」とありますが、この原則1名とは、建築一式工事でどちらかを1名、管工事でどちらかを1名、電気工事で1名との認識で宜しいでしょうか。	建設業法等、関連法令等の規定に基づいてください。
28	監理技術者又は主任技術者の配置（建築）について	12	1	8	(1)	3)	②	エ	a	9 / 26 の競争参加資格確認申請提出時には、8 (1) 3) ②ウの a・b に示す基準を満たす新営工事に従事しているものの施工中のため、完成・引渡しはされていませんが、平成30年2月の事業契約書の締結までには完成・引渡しされる新営工事の施工実績を有する者とする事は可能でしょうか。	番号26の回答を参照してください。
29	入札参加者の資格要件について	12	1	8	(1)	3)	②	エ	b c	配置予定技術者における b 電気工事、c 管工事について「国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有す	「1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」とは、ご質問箇所の記載のとおり「技術士による第二次試験のうち、…



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										ると認定した者」(c管工事も同様)と記載されておりますが、1級建築施工管理技士を所有している場合、同条件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	(略)…同等以上の能力を有すると認定した者」に限ります。同様に、「1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」とは、ご質問箇所の記載のとおり「技術士による第二次試験のうち、…(略)…同等以上の能力を有すると認定した者」に限ります。
30	競争参加資格等	14	1	8	(1)	5)				入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等の規定は代表企業にも当てはまるのと理解で宜しいでしょうか。	ご質問の「5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等」の規定は、代表企業(入札参加グループの構成員)にも適用されるものであり、その他の入札参加グループの構成員と区別するものではありません。
31	入札参加グループの構成員及び協力会社の変更	14	1	8	(1)	5)	①			競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情(合併、倒産等)が生じ、・・・とありますが、「やむを得ない事情」に該当するかどうかについては、例示として「合併、倒産等」とありますので、必ずしも合併、倒産に限られず、大学との事前協議において、個別に判断されるものと理解してよろしいでしょうか?	「合併、倒産等」としてはありますが、必ずしも「合併、倒産」に限らず、具体的には、個別の事案に応じて判断することとなります。
32	入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	14	1	8	(1)	5)	①			構成員や協力企業の変更は原則として認めない、とありますが、運營業務(任意)・民間付帯施設(任意)の提案がどの程度認められるかによって、運營業務担当企業の位置づけが変わる可能性もあるため、例えば、11/8までは変更可能としていただけませんか?	ご質問の「事業者提案による運營業務(任意)に当たる者、民間付帯施設(任意)事業に当たる者」の競争参加資格確認申請の期限は、同様趣旨により、11月7日から8日としています。
33	競争参加資格の確認の特例	15	1	8	(1)	5)	②		エ	「上記イ及びウの申請は、構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により申請を行った場合には、これを却下する」とありますが、これは、競争参加資格確認後の欠格構成員等の変更を「指名停止」の場合に限	①は、「やむを得ない事情(合併、倒産等)が生じた場合の入札参加グループの構成員及び協力会社の変更」に関する規定であり、②は「構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けた場合の特例」に関する規定であり、両者は独立し

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										り認めたものと思われませんが、①の定めとの関係について、①の「やむを得ない事情」が構成員及び協力会社の一部が欠格構成員等に該当する場合であったときには、構成員等の変更が認められる欠格の理由を「指名停止」による場合に限る旨を定めたものと理解してよろしいでしょうか？	たものとして取り扱います。つまり、いわゆる「指名停止」は、やむを得ない事情（合併、倒産等）の一部では該当しません。
34	特別目的会社の株式譲渡等	15	1	8	(1)	6)				本施設事業部分が終了し、民間付帯施設（任意）事業のみが継続する場合は、出資者による株式譲渡等について、「合理的理由がない限り大学は柔軟に対応する」、とありますが、提案書で株式譲渡等についてお示ししたうえで落札者に選定された場合は大学の承諾が得られたとみなしてよろしいでしょうか？	提案書で株式譲渡等について提示したからといって、大学の承諾を得たことにはなりません。改めて、大学に申請してください。なお、「基本協定書（案）」第4条を参照してください。
35	特別目的会社の設立等	15	1	8	(1)	6)				「なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする」とありますが、これは、50%未満であれば、入札参加企業又は入札参加グループ構成員以外での出資が認められると考えてよろしいでしょうか？また、その場合の出資者は、必ずしも協力会社に限られないと理解してよろしいでしょうか？	特別目的会社に対する出資比率の合計の50%未満であれば、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者の出資を認めるものであり、当該者が協力会社である必要はありません。
36	質問回答書の公表日	16	1	10	(3)	1)				本質問に関して、参加表明の手続きに関連する回答は早期にご回答いただけないでしょうか。もしくは、個別に問い合わせを行っても宜しいでしょうか。	質問回答書（1回目）の公表日は、9月20日（水）とします。
37	個別対話について	19	1	12	(2)					「入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）～中略～を提出しなかった入札参加者についても、入札説明書等に関する個別対話を実施する。」とありますが、予め個別対話のテーマを提出するのでしょうか。	入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）…（略）…を提出しなかった入札参加者であっても「個別対話のテーマ」を提出する必要はありません。なお、本事業の事業者の選定（一連の入札）手続における「大学と入

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											札参加者の意思疎通を図る場（機会）」の公平性という観点から、「入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）…（略）…を提出しなかった入札参加者についても、入札説明書等に関する個別対話を実施する」ものとしますが、同様の（公平性という）観点から、その場合の入札説明書等に関する個別対話は、必要最小限の範囲（大学の判断）で実施するものとします。
38	個別対話	20	1	12	(2)	1)	③			提案内容が、設計・建設・維持管理・運営・事業計画と多岐にわたり、特に設計に関しては建築・構造・設備等複数担当で検討しているため、対話の参加可能者を12名程度としていただけませんか？	ご質問箇所の「③ …とし8名以内とする。」を「③ …とし12名以内とする。」に変更します。
39	個別対話	20	1	12	(2)	1)	③			個別対話の参加者について、運營業務（任意）・民間付帯施設（任意）の事業者候補も参加できるようにしていただけますでしょうか？	ご質問箇所の③の後（うしろ）に「ただし、事業者提案による運營業務（任意）に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当たる者として予定（検討）している者の参加も認めるものとするが、当該者が他の入札参加者のグループの協力会社となる可能性がある場合には、事業者提案による運營業務（任意）、民間付帯施設（任意）事業に関する個別対話のみの参加とする。」を追記します。
40	個別対話の実施	20	1	12	(2)	1)	③			個別対話の参加者として、「入札参加者及び協力会社に所属する者」とありますが、この時点で民間付帯施設運營業業者は参加表明を行っていないものと考えます。詳細説明を行う為に民間付帯施設運營業業者について参加を認めて頂けないでしょうか。	番号39の回答を参照してください。
41	改定入札説明書等に関する要求水準確認書等	20	1	12	(3)					「改定」の定義をお教え下さい。個別対話で容認、協議修正した①個別提案、②事業者提案による運營業務提案、③民間付帯施設事業者提案を改めて提出するということでした。	番号16、18の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										ようか。また、改定入札説明書等は、いつ公表される予定でしょうか。	
42	否決された提案について	20	1	12	(4)					改定入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）等で不可とした確認及び不採用とした提案については、提案書の最終形で再度提案してはいけないという理解でよろしいでしょうか。他の提案との関連で再度提案した場合、減点されるのでしょうか。	要求水準書の規定よらないで、要求水準の規定と同等以上の機能、性能、品質等を満たすとして、要求水準書の規定に替わる提案をしようとする場合の「入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）」の提出は必須とし、大学の回答を得ていない提案、大学の回答と異なる提案はできません。 事業者提案による運營業務（任意）提案書、民間付帯施設（任意）事業提案書の提出は任意としますが、事前に大学の採否を得ようとする場合の「事業者提案による運營業務（任意）提案書」、「民間付帯施設（任意）事業提案書」の提出は必要となり、大学の採否で不採用とされた提案はできません。 第1章12(1)2)の①、②の規定を参照（熟読）してください。
43	入札説明書等に関する質問書の提出（2回目）	20	1	13	(1)					2回目の質問内容は、1回目に質問した事項の関連や改定入札説明書等関すること、個別対話での議論など、1回目の質問以降に変更等を生じたことに限定されず、幅広く事業に関する質問をしてもよいのでしょうか、ご教示下さい。	「入札説明書等に関する質問書（2回目）」の質問対象範囲は、1回目と同じく、本事業に関するすべての事項とします。
44	入札説明書等に関する質問書の提出及び質問回答書の公表（2回目）	20	1	13	(2)	1)				入札には直接的には参加しない企業（金融機関等）についても、第2回の質問書の受付を可能とさせていただきますでしょうか？	<b>ご質問箇所の「1）…（ただし、本事業において競争参加資格があると認められた入札参加者（入札参加企業若しくは入札参加グループ）に限る。）…」を「1）…（ただし、本事業において競争参加資格があると認められた入札参加者（入札参加企業若しくは入札参加グループ）に限るものとするが、入札参加者に該当しない者であっても将来にわたって本事業に関係する可能性がある」と判断される者</b>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											(例えば金融機関等) については、この限りではない。) …」に変更します。
45	入札参加表明書等(運營業務、民間付帯施設事業)	21	1	14	(3)					入札参加表明書及び競争参加申請書の提出について、運營業務(任意)及び民間付帯施設(任意)を申請する企業とは、実際に入居する具体的なテナント企業名でなく、例えば事業者(SPC)から転貸を受ける企業(貸付料、借地料を事業者に対して支払う企業)という理解でよろしいでしょうか。	番号22の回答を参照してください。
46	提案書の再提出について	24	1	16	(3)	3)				「提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。」とありますが、落札者決定基準の4頁5項(1)に「再入札に際して提案内容の変更を行うことは許されるものとする。」とあります。この場合、後者を正と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。」と「提案内容の変更を行うことは許されるものとする。」について、前者は初回の入札の執行に関する規定であり、後者は2回目以降の入札の執行に関する規定であり、どちらも正しいものです。
47	入札保証金	24	1	17	(1)					落札者が基本協定または事業契約を締結しないときの違約金が規定されておりますが、違約金が発生するのは、落札者に明確な帰責事由があるときのみ、と考えてよろしいでしょうか?	ご質問箇所の「ただし、落札者として決定された者が基本協定を締結しないとき、又は、選定事業者が事業契約を締結しないときは、…」を「ただし、落札者として決定された者が自らの帰責事由により基本協定を締結しないとき、又は、選定事業者が自らの帰責事由により事業契約を締結しないときは、…」に変更します。「基本協定書(案)」第8条第1項の但し書きを参照してください。
48	入札保証金	24	1	17	(1)					「落札者として決定されたものが基本協定を締結しないとき、又は、選定事業者が事業契約を締結しないときは、～」とありますが、違約金が発生する場合は、事業者の責めに帰すべき事由がある場合のみとしていただけないでしょうか。	番号47の回答を参照してください。
49	履行保証保険の金額について	24	1	17	(2)					「施設整備費相当(ただし、消費税及び地方消費税相当額を含み、金利支払額を除く。)の100分の30以上について	ご質問箇所の「…施設整備費相当(ただし、消費税及び地方消費税相当額を含み、金利支払額を除く。)の100分の

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										て、大学又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、とありますが、一般的なPFI事業の履行保証保険に比べて、施設整備費相当額に対する割合が高いかと存じます。履行保証保険の保険料低減及び事業者の参加条件の緩和の為にも、100分の10程度に下げてくださいませんか。	<b>30以上について…」を「…施設整備費相当（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含み、金利支払額を除く。）の100分の10以上について…」に変更します。なお、上記の変更箇所以外において同様趣旨で変更する必要がある箇所も同様とします。</b>
50	契約保証金	24	1	17	(2)					施設整備期間の履行保証保険の対象額が施設整備費相当の「100分の30以上」とされておりませんが、他のPFI事例と比べて高いと考えられます。これにより、保険料負担が一般的な事例と比べて数千万円負担が大きくなる可能性もございますので、VFMの最大化のためにも「100分の10以上」としていただけますでしょうか？	番号49の回答を参照してください。
51	契約保証金	24	1	17	(2)					施設整備業務の履行保証金額として、100分の30以上を設定するようにとありますが、契約に関する内閣府のガイドライン5-5には、施設完工前の違約金は100分の10（場合によっては100分の20）が相当する額とあります。金額割合に関する条文を修正していただけないでしょうか。	番号49の回答を参照してください。
52	入札書の開札方法	25	1	18	(2)	3)				予定価格超過により2回目以降の入札に関して、既に提出済みの提案書の内容の見直し（追記、削除を含む）も合わせて出来るとの理解でよろしいでしょうか。	「落札者決定基準」の5(1)の規定（…再入札に際して提案内容の変更を行うことは許されるものとする。）を参照してください。ただし、大学が提示している入札説明書等は変更しませんので、これを満たしている必要があります。
53	入札書の開札方法	25	1	18	(2)	3)				入札者全員が予定価格超過の場合、1回目の最低価格を公表するとの理解で宜しいでしょうか。	入札者全員が予定価格超過の場合にあっては、1回目の最低価格を公表するものとします。
54	手続きにおける交渉の有無	27	1	21						「交渉は無とする」とありますが、基本協定書や事業契約書などの書面の文中の必要な修正には応じていただけると	「基本協定書」、「事業契約書」の締結にあたっては、落札者又は事業予定者と「契約交渉」は行いませんが「契約

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										の理解でよろしいでしょうか。	確認協議」を行うこととし、一連の入札手続における質問回答や提案書の反映とともに、文書の錯誤や文言の統一等の軽微な事項の修正は可能とします。「24 事業契約書の締結」の(1)、(3)を参照してください。
55	基本協定書の締結	27	1	22						「落札者は、平成29年1月下旬を目途に…基本協定書を締結しなければならない。」とありますが、これは平成30年の誤植という認識でよろしいでしょうか。	<b>ご質問箇所の「…平成29年1月下旬を目途に…」を「…平成30年1月下旬を目途に…」に変更します。</b>
56	支払条件	28	1	25						「大学が選定事業者を支払うサービス購入費は、一定の条件に基づいて改定を行うものとする」とありますが、「一定の条件」とは、別紙「入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」2(3)サービス購入費の改定(変更)方法(44頁)に記載の内容のことを指し示すものと理解してよろしいでしょうか？また、その場合、該当の記載の内容は、事業契約書別紙18に反映されるものと理解してよろしいでしょうか？	ご質問の前段について、当該部分の「一定の条件」とは、「別紙 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の2(3)のことです。ご質問の後段について、「事業契約書(案)」の別紙18の留意事項(入札説明書等、要求水準書及び応募者提案に従って記載)のとおりです。
57	支払条件等	28	1	25						引渡しの翌日が供用開始の日とされていますが、開業の為の準備を行う期間はないのでしょうか。	開業のための準備を行う期間については、「要求水準書」の第2章6(9)2)②の規定(本事業とは別途に大学が行う引越業務、備品等調達業務は、原則として、本施設の完成・引渡し日(平成33年3月31日)までの平成33年1月中旬から3月にかけて行い、学生及び教職員等の移転は、原則として、本施設の完成・引渡し日(平成33年3月31日)までの平成33年3月に行うので、…)を参照してください。
58	支払条件等	28	1	25						福利厚生施設運営業務、事業者提案による運営業務(任意)、民間付帯施設(任意)に係る部分を除いて、本施設の光熱水費は貴学が負担される	「福利厚生施設運営業務(占有部分の維持管理業務を含む。))」、「事業者提案による運営業務(任意)(占有部分の維持管理業務を含む。))」、「民間

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										という認識で宜しいでしょうか。	付帯施設（任意）事業」に係る光熱水費は事業者の負担とし、その他については大学又は入居者の負担となります。
59	支払条件等	28	1	25						「また、大学が選定事業者に支払うサービス購入費は、一定の条件に基づいて改定を行うものとする。」とありますが、「一定の条件」についてご教示ください。	番号56の回答を参照してください。
60	入札金額等の算出方法	29	1	26	(1)	2)	④			建設工事保険の保険金額（補償額）は請負代金額とご指定されていますが、請負代金額とは、様式38「入札金額内訳書（施設整備費相当のうち建設工事費用の内訳書）」の合計金額という理解で宜しいでしょうか？	建設工事保険の保険金額（補償額）の請負代金額は、特別目的会社と建設に当たる者との請負契約における工事目的物を対象とします。
61	本施設事業終了後の地位譲渡等について	31	2	1	(1)					本施設事業の終了後に民間付帯施設（任意）事業を継続する場合、民間付帯施設（任意）事業に関する業務を選定事業者から受託している企業に対し、選定事業者の事業契約上の地位を譲渡し、選定事業者を解散することをお認めいただけないでしょうか。	基本的には、本施設事業の終了後の民間付帯施設（任意）事業について、事業者の事業契約上の地位を譲渡することはできません。第1章8(1)6の規定（…ただし、本施設事業に係る部分の事業契約が終了し、民間付帯施設（任意）事業の事業契約に係る部分が継続する場合にあっては、継続される事業契約については、出資者による特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分について、合理的な理由がない限り、大学は柔軟に対応するものとする。）を参照してください。 <b>ただし、民間付帯施設（任意）事業の提案内容が、PFI法第70条の規定を満たすようであれば、当該規定を適用することについて、事業契約の締結確認協議の段階で大学と事業者で協議のうえ、大学が決定することができるものとします。</b>
62	選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等	31	2	1	(1)					貴学と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機	大学は、金融機関等との「直接協定書」に基づくものとし、合理的な理由なしに、事業者の事業契約上の地位及び権利義務の譲渡、担保提供の承諾を拒否することはありま



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	せん。
63	特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等	31	2	1	(2)					S P Cの株式の譲渡若しくは担保権の設定に関し、S P Cに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴学は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	大学は、金融機関等との「直接協定書」に基づくものとし、合理的な理由なしに、事業者の株式の譲渡、担保権等の設定の承諾を拒否することはありません。
64	債権の譲渡	31	2	1	(3)					貴学と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、事業者はプロジェクト関連契約上の債権を譲渡することが可能と理解していますが、S P Cに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	大学は、金融機関等との「直接協定書」に基づくものとし、合理的な理由なしに、事業者が大学に対して有する本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運營業務並びに民間付帯施設（任意）事業の提供に係る債権の譲渡の承諾を拒否することはありません。
65	債権への質権設定及び債権の担保提供	31	2	1	(4)					貴学と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、事業者はプロジェクト関連契約上の債権への質権の設定及びこれの担保提供をすることが可能と理解していますが、S P Cに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	大学は、金融機関等との「直接協定書」に基づくものとし、合理的な理由なしに、事業者が大学に対して有する本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運營業務並びに民間付帯施設（任意）事業の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供の承諾を拒否することはありません。
66	財政上及び金融上の措置に関する事項	32	2	3	(2)					本事業に関する財政上及び金融上の措置は想定していないとのことですが、国からの交付金などを原資として、貴学から施設整備費の一部一括支払いが行われる可能性はないとの理解でよろしいでしょうか？	施設費相当の一部を一括して支払うことはありません。
67	融資期間（融資団）と大学の協議	32	2	3	(3)					直接協定に関し、当該融資期間と締結予定とございますが、貴学は合理的な理由なしに、締結を拒絶することはないと考えてよろしいでしょうか？	大学は、金融機関等との「直接協定書」の締結を、合理的な理由なしに拒否することはありません。
68	財務の状況に関するモニタリングについて	33	2	4	(4)	2)	⑥			『選定事業者の財務状況の堅実性を確認する。』と記載されていますが、堅実性の有無を	主として、公認会計士による監査報告等を参考としますが、これに限るものではありません。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
	て									判断する基準がありましたらお示し下さい。	ません。
69	モニタリングの費用について	34	2	4	(4)	3)				「大学が行うモニタリングに係る費用は、大学の負担とする。」とありますが、例えば、貴学から選定事業者に資料作成を依頼された場合、資料作成に掛かった人件費や事務費は大学側に請求できると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「大学が行うモニタリングに係る費用」とは、モニタリングに当たる大学職員の人件費、交通費、諸経費や会場費（大学施設内で開催する場合）等のことであり、モニタリングを受けるために必要となる資料の作成等については業者の負担となります。
70	初年度の財務書類の提出について	34	2	4	(4)	5)				初年度（選定事業者を設立する平成30年2月頃から平成30年3月末までの期間）の財務書類については公認会計士による監査は不要と考えてよろしいでしょうか？	事業初年度（事業者を設立する平成30年2月頃から平成30年3月末までの期間）の財務書類については、大学としては、公認会計士による監査は不要とします。
71	財務書類の公開について	34	2	4	(4)	5)				監査報告書には構成企業宛ての支払金額等、民間のノウハウに係る情報が含まれていることがありますので、当該財務書類の公開前に選定事業者による確認をさせていただき、範囲を限定して公開することとしていただけませんか？	番号678の回答を参照してください。
72	本事業の水光熱費	34	2	4	(5)	1)				実施方針に関する質問回答NO.79に記載のとおり本事業に係る水光熱費は下記3点を除いて大学の直接負担でよろしいでしょうか。 ①「福利厚生施設運營業務」で使用する部分のうち選定事業者が占有する部分 ②「その他事業者提案による運營業務」で使用する部分のうち選定事業者が占有する部分 ③「民間付帯施設事業」に係る部分	第1章の「25 支払条件等」の規定を参照してください。あわせて、番号58の回答を参照してください。
73	土地の使用等	34	2	4	(5)	1)				民間付帯施設を建設する際に工事用の出入り口及び通路に関して使用禁止門、使用禁止時間等の制約がありましたらご指示ください。	使用禁止門はありません。使用禁止時間等の制約は、隣接地が看護師専用駐車場であるため、時間帯に限らず出入場の確保が最低条件となります。詳細については、大学と協議のうえ定めるものとします。
74	土地の使用等	34	2	4	(5)	1)				別途工事の基盤整備車路の使用は本事業の施設整備期間に	基盤整備車路（別途整備）は、平成31・32年度の整

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										は可能との理解で宜しいでしょうか。使用可能に制限がある場合は、制限される時期、時間についてお示しください。	備を予定しており、本事業で使用することはできません。
75	土地の使用等	34	2	4	(5)	1)				本施設計画（外観デザイン。施工計画等）の際に関連する別途工事の中央診療棟及びリニアック棟の工事内容及び工事期間・仮設計画（搬入路、工事範囲等）等が不明の為、お示しください。	中央診療棟関係に関する【参考資料 中央診療棟関係資料】（追加資料）について、平成29年9月21日（木）より貸与します。「本質問回答書（1回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
76	土地の使用等	34	2	4	(5)	2)				「国立大学法人千葉大学不動産貸付要項」については事業者に対し、いつ頃に公開されますでしょうか？	番号2の回答を参照してください。
77	事業の終了	34	2	5	(1)	1)				災害等により使用が困難と判断した場合、本施設及び民間付帯施設を維持・継続できないと判断した場合は、本施設及び民間付帯施設の維持管理業務及び運営業務の提供を終了させることができる。と記載がございますが、業務費はどのように清算されますでしょうか。	ご質問のような事態には、「事業契約書（案）」の第76条又は第85条を適用することになると考えられますが、具体的には、個別の事案に応じて判断することとなります。
78	維持管理に当たる者の資格要件に関する書類	36								維持管理業務実績を証する書類（契約書及び仕様書又は図面）を提出するにあたり、金額など守秘義務にかかる箇所を黒塗りし提出してもよろしいでしょうか。	各業務の実績を証する書類は、「入札参加者及び協力会社の資格等要件」のうち必要となる実績を証明するための項目（※）を削除（黒塗りに）することはできません。なお、第1章11(5)1)の規定（大学は、提出された競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。）を参照してください。 ※ 例えば、維持管理業務については、「業務の完了年度」、「建物規模(延べ面積)」、「出資比率が20%以上」がこれに該当しますが、当該書類の確実性を担保するために、原則として「業務の名称」、「業務の発注者」も必要となります。
79	入札金額等の	39	別	1						入札金額の算定にあたりまし	ご質問の前段について、入札

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
	算出方法									<p>て、提案金額とは税込の事業費総額（入札説明書P402（1）1）基本的な考え方（サービス購入費の構成）の入札金額）を示していると理解しておりますが、この場合の消費税の取り扱いについてご教示ください。</p> <p>消費税の計算は、例えば維持管理費相当分は、①各支払ごとのサービス購入費に消費税率8%を乗じて計算し、その消費税総額を契約金額した場合と、②維持管理費相当分の事業期間合計額に消費税率8%を乗じて計算した結果とでは誤差が生じます。本件入札におきましては、税込総額を8%で除して計算する算式となっているため、②の後者に近いと思料致します。よって以下の考え方で宜しいか、もしくは別の考え方であるかにつきご教示頂きたくお願い致します。</p> <p>・必ず入札説明書P39の計算式に則ること。各年度のサービス購入費の総額は当該金額と合致するよう整合をとること。また、各年度のサービス購入費の端数調整については事業者の提案に委ねること。</p>	<p>金額（＝提案金額）には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれていません。</p> <p>ご質問の後段について、原則として、「消費税等」の取扱いは、以下のように行うものとします。</p> <p>①入札金額（＝提案金額）には、消費税等を入れない。＜各業務の費用を算定する段階で、各業務に消費税等を入れない。＞</p> <p>②落札金額（＝契約金額）は、入札金額（＝提案金額）から金利支払額を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。＜まず、落札金額（＝契約金額）を確定（固定）する。＞</p> <p>③次に、上記②の消費税等（総額）を、各業務に割り振る。＜このとき、必要となる端数調整（その1）を行う。＞</p> <p>④次に、上記③の消費税等（各業務分）を、各業務の各回の支払では1円未満の端数金額を切り捨てて、最終回の支払で端数調整（その2）を行う。＜各回の支払で切り捨てた金額を最終回の支払に入れる。＞</p> <p>⑤なお、金利支払額は、各回の支払において1円未満の端数金額を切り捨てる。</p>
80	サービス購入費の支払方法	40	別	2	(1)	1)				<p>施設整備期間中の保険料、SPC設立費、印紙代、税理士、会計士、SPC管理業務等の費用は対象期間に係る相当額につきましては、「コ その他費用」として計上するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、「コ その他の費用」には、アからケにかかる費用の他に、事業者が「事業契約書（案）」に基づき施設整備業務を遂行するうえで必要となる費用を計上してください。</p>
81	施設整備費相当	41	別	2	(1)	2)				<p>基準金利は本施設引渡し日の2営業日前に決定するとありますが、本施設の引渡し日が</p>	<p>ここでの「本施設引渡し日（平成33年3月31日）の2営業日前」とは、銀行営業</p>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										仮に平成33年3月31日とした場合、基準金利決定日は同年3月29日と考えてよろしいでしょうか？	日に変更がない限り、平成33年3月29日となります。
82	基準金利	41	別	2	(1)	2)				入札書等及び提案書の提出時に使用する基準金利が平成29年11月1日(水)のスワップレート、とのことですが、この基準金利を公表して頂けませんでしょうか？	平成29年11月1日(水)のスワップレートを公表する予定はありません。
83	サービス購入費の構成等	41	別	2	(1)	3)				維持管理費相当は、維持管理費業務に要する一切の費用(その他の費用含む)とのことですが、その他の費用にはSPCの経費や利益税金を含めてもいいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「オ その他の費用」には、アからエにかかる費用の他に、事業者が「事業契約書(案)」に基づき維持管理業務を遂行するうえで必要となる費用を計上してください。
84	サービス購入費の構成等	41	別	2	(1)	4)				運営費相当は、運営業務に係る一切の費用(その他の費用含む)とのことですが、その他の費用にはSPCの経費や利益税金を含めてもいいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「ウ その他の費用」には、アからイにかかる費用の他に、事業者が「事業契約書(案)」に基づき運営業務を遂行するうえで必要となる費用を計上してください。ただし、「福利厚生施設運営業務」、「事業者提案による運営業務(任意)」(どちらも独立採算)を含めないことに留意してください。
85	サービス購入費の支払方法	42	別	2	(2)	1)	①			各回の支払額について1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるという認識でよろしいでしょうか。	番号79の回答を参照してください。
86	サービス購入費の支払方法	42	別	2	(2)	1)	①			元利均等計算した各回の支払額の合算額が、施設整備費相当額の総額と一致しない場合は、最終回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。	本事業における金利支払額は、元金均等としています。番号79の回答を参照してください。
87	サービス購入費の支払方法	42	別	2	(2)	1)	②			消費税及び地方消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるという認識でよろしいでしょうか。	番号79の回答を参照してください。
88	施設整備費相当に係る消費税の支払い方法	42	別	2	(2)	1)	②			消費税及び地方消費税の改正があっても変更しないものとするがありますが、工事区分表別表7の※2の追加工事扱いにて本工事とする場合等大学の要望により内容を変更	ご質問の箇所は、「原則規定」であり、消費税及び地方消費税の改正があった場合でも、税率引上げ時における経過措置の適用が受けられることを前提としたものです。ご

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										<p>する場合は時期により税率は変更されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問のような追加工事等に対する経過措置の取扱いについては、当該経過措置の規定及び税務当局の判断によるものとなります。</p>
89	消費税及び地方消費税の改定について	42	別	2	(2)	1)	②			<p>『原則として、消費税及び地方消費税の改正があっても変更しないものとする。』と記載されていますが、施設整備費相当額に適用される消費税及び地方消費税の税率は税法や税務当局の判断に従って経過措置等の判断がなされるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号88の回答を参照してください。</p>
90	消費税及び地方消費税	42	別	2	(2)	1)	②			<p>施設整備費の消費税及び地方消費税について、法令等に従ってご負担いただけると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>番号88の回答を参照してください。</p>
91	サービス購入費の支払方法	42	別	2	(2)	1)	③			<p>全48回に分けて平準化することにより、各回の支払額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号79の回答を参照してください。</p>
92	サービス購入費の支払方法	42	別	2	(2)	1)	③			<p>全48回に分けて平準化した各回の支払額の合算額が、維持管理費相当額の総額と一致しない場合は、最終回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号79の回答を参照してください。</p>
93	サービス購入費の支払方法	42	別	2	(2)	1)	④			<p>消費税及び地方消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号79の回答を参照してください。</p>
94	サービス購入費の支払方法	42	別	2	(2)	1)	⑤			<p>全48回に分けて平準化することにより、各回の支払額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号79の回答を参照してください。</p>
95	サービス購入費の支払方法	42	別	2	(2)	1)	⑤			<p>全48回に分けて平準化した各回の支払額の合算額が、運営費相当額の総額と一致しない場合は、最終回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号79の回答を参照してください。</p>
96	サービス購入	42	別	2	(2)	1)	⑥			<p>消費税及び地方消費税相当額</p>	<p>番号79の回答を参照してく</p>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
	費の支払方法									に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるという認識でよろしいでしょうか。	ださい。
97	施設整備費相当の支払手続	43	別	2	(2)	2)	①			各年度の9月分を9月30日の翌日から、もしくは3月分を3月31日の翌日から速やかに請求した場合、請求を受けた翌月の末日までに貴学はお支払されるとありますが、この場合はそれぞれ11月30日、5月31日までにお支払されるとの理解でよろしいでしょうか？	9月分を9月30日の翌日から、3月分を3月31日の翌日から、それぞれ速やかに請求書を送付すれば、9月分を11月30日までに、3月分を5月31日までに支払うこととなります。
98	維持管理費に係る請求書送付の時期について	43	別	2	(2)	2)	③			『選定事業者は、支払額の通知を受領後速やかに大学に対して請求書を送付し、』と記載されていますが、支払額の通知はいつになりますでしょうか？	原則として、業務報告書の受領後10日以内を目安としますが、事業者には是正勧告を行った場合には、この限りではありません。いずれにしても、事業者への支払が大幅に遅れることがなよう、大学と事業者で十分調整するものとします。
99	運営費に係る請求書送付の時期について	44	別	2	(2)	2)	⑤			『選定事業者は、支払額の通知を受領後速やかに大学に対して請求書を送付し、』と記載されていますが、支払額の通知はいつになりますでしょうか？	番号98の回答を参照してください。
100	賃金又は物価変動について	44	別	2	(3)	1)				「大学又は選定事業者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設費相当が不相当となったと認められた時は、変更を請求することができ、1000分の15を超える額につき施設費相当の変更に応じなければならない」とありますが、変更請求する場合の算定根拠の指標が見受けられませんのでご指示願います。たとえば「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行)の建設費指数における「学校college」の工事原価などの理解でよろしいでしょうか。	物価指数等は、国又は国に準ずる機関が作成して定期的に公表する資料などから、大学と事業者で協議して定めるものとします。
101	サービス購入費の改定	44	別	2	(3)	1)	②			賃金及び物価変動に基づく施設費変更において、1000分の15は事業者負担とありますが、同規定は削除いただ	ご質問箇所は、原案のとおり「1000分の15」とします。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										けないでしょうか。	
102	賃金又は物価の変動に基づく施設費相当の変更に関する物価指数等	44	別	2	(3)	1)	③			「物価指数等に基づき大学と選定事業者が協議して決める」とございますが、物価指数等は具体的に何の指数を適用予定でしょうか？入札価格を決める際に物価変動に対するリスク対応分のコストを検討する上で非常に重要となる為、事前にご提示頂きたいとお願いたします。	番号100の回答を参照してください。
103	賃金又は物価の変動に基づく施設費相当の変更に関する物価指数等	44	別	2	(3)	1)	③			物価指標については「東京・経研標準建築費指数」を採用して頂くことは可能ですか。	番号100の回答を参照してください。
104	サービス購入費の改定（変更）方法	44	別	2	(3)	1)	⑥			「予期することのできない特別な事情により、本施設の完成・引渡しの日までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ」との表現がありますが、具体的な指標、指数については何を根拠とすれば宜しいでしょうか。	個別の事案に応じて、大学と事業者で協議して定めるものとします。
105	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	45	別	2	(3)	3)				物価変動に伴う維持管理費の改定比較月に関して、平成29年12月と事業年度（平成n年度とした場合）平成n年の1月の指数を比較する記載がありますが、比較月をそれぞれ12月または1月に揃えていない意図をご教示ください。	ご質問の「平成29年12月」は、初回の改定においてのみ使用するものであり、入札書等及び提案書の提出期限日の属する月としているものです。
106	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	45	別	2	(3)	3)	①			「企業向けサービス価格指数・建物サービス（確報）」とされておりますが、実勢価格との乖離が発生することもありますので、乖離していることが合理的に説明できる場合は協議により変更可能と考えてよろしいでしょうか？	ご質問箇所は、原案のとおり「企業向けサービス価格指数・建物サービス（確報）」によるものとします。
107	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	46	別	2	(3)	4)	①			「企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス（確報）」とされておりますが、実勢価格との乖離が発生することもありますので、乖離していることが合理的に説明できる場合は協議により変更可能と考えてよろしいでしょうか？	ご質問箇所は、原案のとおり「企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス（確報）」によるものとします。



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
									か？	

< ② 様式集に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	様式	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
108	全般									様式26～77には、根拠資料等の添付は可能でしょうか？	「様式集」で規定（指定）されている以外の資料を提出することは不可とします。
109	企業名の表記	1	2		3					入札参加者等を特定できる記載は禁止されておりますが、それ以外の企業名（金融機関・関心表明書取得企業等）は記載可能でしょうか？	<様式26>から<様式77>には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の企業名等が特定できないのであれば、金融機関等の企業名等の記載は可能とします。
110	特定できる記載の禁止について	1	2		3					正本についても企業名を特定できる表示はせずに「呼称」を使用するという理解でよろしいでしょうか。	「正本」においても呼称を使用してください。（正本も副本も、内容は同じとなります。）
111	入札参加者を特定できる記載の禁止	1	2		3					業務実績の建物名称、発注者の名称や、写真などを使用することは可能でしょうか。	直接的に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の企業名等が特定できないのであれば、業務実績の建物名称、発注者の名称、写真などを使用することは可能とします。
112	提出書類の体裁	2	2		5	(4)	1)	①		「<様式4>から<様式14>に必要事項を記載のうえ、」とありますが、正確には<様式6>は不要という理解でよろしいでしょうか。	<b>ご質問箇所の「&lt;様式4&gt;から&lt;様式14&gt;」を「&lt;様式4&gt;、&lt;様式5&gt;、&lt;様式7&gt;から&lt;様式14&gt;」に修正します。</b>
113	提出書類の体裁	2	2		5	(4)	2)	①		「<様式7>、<様式8>、<様式9>、<様式14>に必要事項を記載のうえ、」とありますが、<様式6>も必要ではないでしょうか。	<b>ご質問箇所の「&lt;様式7&gt;、&lt;様式8&gt;、&lt;様式9&gt;、&lt;様式14&gt;」を「&lt;様式6&gt;から&lt;様式9&gt;、&lt;様式14&gt;」に修正します。</b>
114	提案書の提出書類	3	2		5	(8)	1)			正本（製本1部）、副本（バインダー綴じ20部）についてですが、正本の製本と2穴のバインダーではなく、のりづけ袋とじ製本とすることでしょうか。	正本は、容易に差し替えができない体裁（一括ステープラー綴じ等）であればよいものとします。
115	提案書の提出書類	3	2		5	(8)	1)			正本（製本1部）、副本（バインダー綴じ20部）についてですが、副本については、表紙、背表紙に副本の遠し番号（1/20～20/20）の	副本の表紙には、副本の遠し番号（1/20～20/20）を記載してください。

番号	質問項目	頁	章	様式	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										記載を行うとの理解でよろしいでしょうか。	
116	提案書の提出書類	3	2		5	(8)	1)	(9)	1)	提案書の提出書類（説明書）・（図面等）はそれぞれバインダー綴じとありますが、説明書と図面等はバインダーを分け、説明書はA4版、図面などはA3版のバインダー綴じとすると考えて宜しいでしょうか。	「説明書」はA4版、「図面等」はA3版とし、それぞれ別冊としてください。
117	会社一覧表の商号又は名称、所在地	26	2		8					実際に業務を行う支店などの商号又は名称、住所を記載すればよろしいでしょうか、その場合、代表取締役からの委任状は必要でしょうか。それとも本社の商号又は名称、住所を記載する必要があるでしょうか。	ご質問箇所に記載する「商号又は名称」、「所在地」は、＜様式9＞に記載する内容と同一としてください。具体的には、番号118の回答を参照してください。
118	委任状の商号又は名称、所在地、代表者名、印	28	2		9					代表取締役からの委任状を提出することで、実際に業務を行う支店などの商号又は名称、住所、代表者名、印を使用することは可能でしょうか。それとも本社の商号又は名称、住所、代表取締役名、印を使用する必要があるでしょうか。	①ご質問箇所に記載する「商号又は名称」、「所在地」、「代表者名」、「印（実印）」は、本事業における「入札参加グループの構成員又は協力会社」の責任者としてください。「入札参加グループの構成員」においては、大学と締結する「基本協定書」の契約当事者となります。 ②上記①の責任者が、当該企業の代表者の場合は問題ありませんが、代表者以外（支店長等）の場合は、当該企業の代表者から責任者に対して本事業に関する＜委任状（任意様式）＞を提出してください。なお、この委任状は、＜様式9＞、＜様式22＞、＜様式23＞とは別のものです。
119	委任事項について	28	2		9					委任事項に『6下記事業に関する基本協定書及び事業契約書の締結について』とありますが、基本協定書の締結は構成員により行われるものであり、また、事業契約書の締結は設立された選定事業者により行われるものであることから、委任事項に含まれない内容かと存じますが、どのよう	ご質問箇所の「委任事項」は、入札参加企業、入札参加グループの実情に合わせて修正してください。なお、その場合であっても、大学との協議等がスムーズに進捗するよう留意してください。＜様式22＞、＜様式23＞も同様とします。

番号	質問項目	頁	章	様式	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										な委任事項を想定されていますでしょうか？	
120	業務の従事証明書	30 33 35	2 2 2	10 11 12						業務の従事証明書を所属企業の代表が証する書類を提出する場合、証明書の商号又は名称、所在地、代表者名、印は、代表取締役からの委任状を提出することで、実際に業務を行う支店などの商号又は名称、住所、代表者名、印を使用することは可能でしょうか。それとも本社の商号又は名称、住所、代表取締役名、印を使用する必要がありますでしょうか。	番号118の回答における「責任者が代表者以外（支店長等）」の場合は、当該責任者が業務の従事を証明できる立場にあるとともに、＜委任状（任意様式）＞の「委任事項」に含まれていれば問題ありません。
121	設計に当たる者の資格要件に関する書類の記載方法	30	2	10						「◆1 設計業務を複数の者（複数の設計に当たる者）で実施する場合は、企業ごとに作成してください」との注釈がございますが、管理技術者、主任技術者等を出す企業のみが、担当する技術者の部分だけを記載して提出すれば宜しいでしょうか。また、設計業務を複数社で実施する場合は、各企業の担当者名簿を合算することで、本件で求められている管理技術者等の全ての資格要件を満たすことができるかと解釈しますが、宜しいでしょうか、ご教示下さい。 例 企業A管理技術者、建築主任 企業B構造主任、電気主任、機械主任（A+Bで本件技術者要件を満たす）	「◆1 設計業務を複数の者（複数の設計に当たる者）で実施する場合は、企業ごとに作成してください。この場合、配置する者の要件は、当該複数の者（複数の設計に当たる者）によって満たされればよい…」としているとおり、ご質問の前段について、各企業は自らが配置する者についてのみ記載すればよく、ご質問の後段について、複数の企業の全体で配置する者のすべての要件を満たせばよいものとします。
122	納税証明書	37	2	14						納税証明書は原本を提出する必要がありますか。写しでも宜しいですか。	写しで問題ありません。
123	入札説明書等に関する要求水準確認書	40	2	16						必要に応じて、文書表現を補うため、図表やイラスト等を採用しても宜しいでしょうか。	図表やイラスト等を採用しても問題ありませんが、「確認内容欄」に納めるとともに、必要となる範囲での簡潔なものとしてください。
124	入札金額の内訳計算書	63	2	24						下部注書きに「算出根拠となる計算書」を提出、とされておりますが、計算書とは様式37～40のことでしょうか？そうでない場合は計算書	ご質問箇所の「2 本様式とは別（A4版任意形式）」に、「施設整備費相当のうち施設費相当」、「施設整備費相当のうち金利支払額」、「維持管理費相

番号	質問項目	頁	章	様式	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										の様式をご教示ください。	<b>当」、「運営費相当」の算出根拠となる計算書を提出してください。」を削除します。</b>
125	本事業の実施体制（担当者）	72	2	31						b-②本事業の実施体制（担当者） 総括責任者、各業務責任者等については、氏名を明らかにして記載してください。とございますが、人事異動等やむを得ない場合には、提案書に記載した要員の変更は認められるとの認識でよろしいでしょうか。提案段階で想定した要員が、業務開始時には人事異動により配置できない可能性がございます。	本人の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ないと大学が認める場合は、変更できるものとしますが、その場合であっても、資格要件を満たすことはもとより、提案書に記載した者と同等の人材である必要があります。
126	様式3 1	72	2	31						b②本事業の実施体制（担当者）の氏名を記載することですが、会社内の人事制度による配属変更、転勤あるいは事故等による死亡、傷病による休業等、その時点で責任者の変更を余儀なくされる場合も想定されるため、提案書提出時点での候補者との理解でよろしいでしょうか。	番号125の回答を参照してください。
127	様式3 2	73	2	32						資金調達、収支計画の様式において、金融機関等の関心表明書等の資料の添付が記載されていますが、リスク分担や協定書等の事業の健全性を証明する最小限の資料の添付もよいとの理解でよろしいでしょうか。	番号108の回答を参照してください。
128	資金調達計画等	75	2	34						金利の記載単位及び端数の取り扱いは、事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	金利（スプレッド）の記載単位は、%表示で小数点以下3位を想定していますが、具体的には、事業者の判断によるものとします。ただし、常識的な範囲としてください。 端数処理については、番号79の回答を参照してください。
129	外部借入等	75	2	34						b 外部借入等において、劣後借入がある場合には金利や返済方法とは別に「劣後条件を明確に記載してください」とご指示があります。これは、SPCのキャッシュフローの充当順位や劣後借入の返済停	「劣後借入による場合も、借入条件、劣後条件を明確に記載…」とは、ご質問にあるように、充当順位や返済停止条件など（これに限るものではない。）、入札参加者の判断により簡潔に記載してください。

番号	質問項目	頁	章	様式	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										止条件などを簡潔に記載するということでしょうか。ご教示をお願いします。	
130	様式34	75	2	34						資金調達計画等の様式において、民間付帯事業（任意）に係る資金調達分も含めて記載するとの理解でよろしいでしょうか。	<b>&lt;様式24&gt;、&lt;様式34&gt;から&lt;様式40&gt;には、福利厚生施設運営業務、事業者提案による運営業務（任意）、民間付帯施設（任意）事業（いずれも独立採算部分）に関する費用等は計上しないでください。</b>
131	様式34	75	2	34						c 大学が割賦で支払うのに必要な金利支払額の利率の標記は小数点以下3位までの記載でよろしいでしょうか。	番号128の回答を参照してください。
132	長期事業収支計画表（損益計算書）	76	2	35						千円未満の端数の取り扱いについては、事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	<様式35>、<様式36>はシミュレーションですので、千円未満を四捨五入や切捨て、切上げ処理をすることなく、EXCELベースでの成行でよいものと考えていますが、具体的には、入札参加者の判断によるものとします。なお、縦・横計算が完全に合致しなくてもよいものとします。 ただし、<様式37>から<様式40>については、入札金額と円単位まで合致する必要があります。
133	長期事業収支計画表（損益計算書）	76	2	35						本様式の横使い又は縦使いについては、事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	<b>&lt;様式35&gt;、&lt;様式36&gt;は、A3版横使いとしてください。</b>
134	様式35	76	2	35						長期事業収支計画書（損益計算書）において、H46年度の欄がありますが、事業はH45年度末で終了し、また、損益計算書は発生ベースでの記載となりますので、H46年度の欄は「0」で記入することよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、<様式35>での「H46年度欄」の取扱いは、事業者の判断によるものとします。
135	長期事業収支計画表（資金収支計算書等）	77	2	36						千円未満の端数の取り扱いについては、事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	番号132の回答を参照してください。
136	長期事業収支計画表（資金収支計算書）	77	2	36						指標の記載単位及び端数の取り扱いは、事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	番号132の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	試	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
	等)									か。	
137	長期事業収支計画表(資金収支計算書等)	77	2	36						本様式の横使い又は縦使いについては、事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	番号133の回答を参照してください。
138	LLCR	77	2	36						LLCが各年度に数値が入るような様式になっていると思われませんが、LLCRは事業期間全体で一つの値になると思われますので、合計の列に記載すればよろしいでしょうか？	「LLCR」は、「合計欄」に記載してください。
139	様式36	77	2	36						長期事業収支計算書(資金調達計算書)において、H46年度の欄がありますが、原形ベースで記載することにより、半期の期ずれを考慮し半期分の金額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、<様式36>での「H46年度欄」の取扱いは、事業者の判断によるものとします。
140	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	82	2							様式35及び様式36についてはExcelにて作成することですが、お金に関する様式34、様式37～様式40についてもWordの様式の体裁にあわせてExcelで作成し、それぞれ計算式のリンクを張った形でよろしいでしょうか。	提案書のうち、<様式35>、<様式36>については、EXCELデータとPDFデータの提出を求めています。他の書式については、PDFデータの提出を求めており、WORD・EXCEL等の作成ソフトが問いません。なお、PDFデータは、テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモードとし、EXCELデータは、計算式(金利計算等)を含むものとしてください。
141	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	82	2							様式35及び様式36には独立採算の対象の費用は含めないとのことですが、この独立採算とは、要求水準書67頁の6事業者提案による運營業務(任意)及び事業契約書22頁の(独立採算業務)(1)福利厚生施設運營業務、(2)事業者提案による運営事業のこととの理解でよろしいでしょうか。	番号130の回答を参照してください。
142	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	82	2							様式35及び様式36には独立採算の対象の費用は含めないとのことですが、要求水準書68頁の民間付帯施設(任意)事業については含めて記載するとの理解でよろしいで	番号130の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	様式	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										しょうか。	
143	外部借入等	82	2							P. 82の注意事項に、「備考欄には、担保設定に関する条件や調達した資金の用途などを記載」とご指示があります。提案書のページ数の制約がありますので「契約の地位譲渡予約権、株式・預金口座・保険金請求権に対する根質権」などと簡潔に記載することでよろしいでしょうか。	「備考欄には、担保設定に関する条件や調達した資金の用途などを記載…」とは、ご質問にあるように、地位譲渡予約権、各種債権に対する根質権など（これに限るものではない。）、入札参加者の判断により簡潔に記載してください。
144	施設計画の概要等	86	2	42						外構等の概要の欄は、どのような内容を記載すれば宜しいでしょうか。（例、車寄せ：表面仕上げ、面積。連絡通路：屋根の構造や仕上げ。舗装、緑地、植栽：舗装種別ごとの面積、緑地面積と主要な植栽種別）	詳細な仕上げについては、＜様式71＞に記載するものとし、＜様式42＞には、それぞれの基本的な項目（例えば、主たる仕上げ、面積、長さ、幅、高さ、台数、構造、工法、特徴など（これに限るものではない。）、入札参加者の判断により簡潔に記載してください。
145	個別提案	87	2	43						A4版1枚に記載とありますが、個別提案を複数採用された場合も、A4版1枚に記載する必要がありますか。	＜様式43＞はA4版1枚とします。＜様式43＞には、「個別提案」の個々の詳細を記載するのではなく、例えば、実際に採用した「個別提案」の一覧、全体を通しての特徴、重点項目など（これに限るものではない。）を記載してください。当該記載に基づき、優れた個別提案を行ったことのみを評価します。「落札者決定基準」の「加点項目」、「審査基準」の該当箇所を参照してください。
146	様式51について	95	2	51						落札者決定基準の12頁、5(3)2)②ウ「施工計画における周辺環境、環境負荷への配慮」について様式51に記載するようございますが、様式51において記載となっておりません。様式集と落札者決定基準に不整合があるように思われ、対応についてご指示ください。	<b>＜様式51の2＞を追加します。なお、上記の変更箇所以外において同様趣旨で変更する必要がある箇所も同様とします。</b> ＜様式51の2＞（追加資料）について、平成29年9月21日（木）より貸与します。「本質問回答書（1回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
147	様式51について	95	2	51						b 関連（隣接）工事等との工程管理等に関する提案を行いにあたり、前提条件として別	番号75の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	試	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										途発注の中央診療棟、リニアック棟、基盤整備等（車路）の工期、仮設計画をご提示願います。	
148	関連（隣接）工事等との工程管理	95	2	51						大学が別途発注する工事等との調整が求められておりますが、どのような工事等があるのか、その工程がどのようなものであるのか、について今後公表されると考えてよろしいでしょうか？	番号57、75の回答を参照してください。
149	透視図	110	2	65						透視図はA3版（横使い）6枚とあり、低層内観A3版2枚、基準階内観A3版2枚と指定され、外観2枚内観4枚と受け取れます。一方で、様式65-1鳥瞰、様式65-2、様式65-3それぞれ外観アイレベル、様式65-4、5低層階内観、様式65-6基準階内観と指定され、外観3枚、内観3枚とも受け取れます。どちらを正と考えれば宜しいでしょうか。	「<様式65-6>…A3版2枚に適宜…」を「<様式65-6>…A3版1枚に適宜…」に修正します。
150	全体配置図	111	2	66						図面の表現方法について、モノクロorカラーの指定をお願いします。	入札参加者の判断によるものつきます。
151	配置図	112	2	67						図面の表現方法について、モノクロorカラーの指定をお願いします。	入札参加者の判断によるものつきます。
152	平面図	113	2	68						図面の表現方法について、モノクロorカラーの指定をお願いします。	入札参加者の判断によるものつきます。
153	立面図	114	2	69						図面の表現方法について、モノクロorカラーの指定をお願いします。	入札参加者の判断によるものつきます。
154	断面図	115	2	70						図面の表現方法について、モノクロorカラーの指定をお願いします。	入札参加者の判断によるものつきます。

<③要求水準書／本文に関する質問>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
155	電波障害対策業務について	2	1	2	(1)	6)				「電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務」とありますが、電波障害対策は事業終了	「電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業」は、事業者の業務範囲となります。なお、



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										後も継続して実施する必要があります。つきましては、事業者の業務範囲は電波障害調査までに修正いただけないでしょうか。	本施設事業の事業期間を超えて、本施設事業の維持管理業務が継続することはありません。
156	遵守する法令等及び適用する基準等	4	1	3	(2)	1)	③			想定する積載荷重については、建築構造設計指針（文科省大臣官房文教施設企画部平成21年版）の表4.2の積載荷重表によることで宜しいでしょうか。今回の室の呼び名で該当するものがない場合は類似の呼び名（例実習室の場合は演習室と考える）の積載荷重を採用するということが宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、積載荷重（床荷重）は、「建築構造設計指針」（文科省大臣官房文教施設企画部平成21年版）の表4.2によるものとします。【別表1 各室（エリア）の要求水準 凡例】の(a)6を参照してください。ご質問の後段について、原則として、室名の呼び名で該当するものがない場合は類似の呼び名の積載荷重（床荷重）を採用することでよいものと思いますが、判断が難しい場合にあっては、大学と協議のうえ決定するものとします。
157	参考図を提示する趣旨	6	1	4						参考図は貴大学により「検討を重ねた上で作成されたもの」と記載がございますが、事業者提案においては、特に5階から11階の諸室配置などのゾーニングエリアの考え方を理解した上で、参考図をベースにしなが、独自提案も盛り込んだ設計プランは提案可能という理解でよろしいでしょうか。	第1章4に記載（…なお、当然のことながら、【参考図】以外の可能性を排除するものではない。特に、共用部分の平面計画について、入札参加者の提案を期待している。…）のとおりです。
158	事業場所（敷地）条件	7	2	2	(1)	1)	②			民間付帯施設に係る土地は、大学が事業者の有償で貸し付けることとなり、一般的には、建築基準法上は別敷地となり、この敷地単独で法を満たすこと（例えば接道義務など）が必要になると考えられますが、対応方針をご教示下さい。	「民間付帯施設（任意）」は、大学の基盤施設のひとつ（福利厚生施設）であり、千葉大学（亥鼻キャンパス）一団地（建築基準法第86条）を構成する施設として位置付けることとなります。
159	メカニカルシャフトなどの面積増による、容積率について	7	2	2	(1)	2)				参考図の吹抜に設けている設備点検歩廊、メカニカルシャフトにつきまして、参考面積には算入されていないように見受けられます。本施設開始後の行政協議にて、該当部分が床面積に算入される事となり、本施設の延べ面積が要求水準書に提示されている以上	ご質問のとおり「参考図」においては、「設備点検歩廊」が延べ面積に算入されないこととして作成（検討）しています。したがって、入札参加者の提案に当たっても、延べ面積に算入されないように作成（検討）してください。なお、実施設計段階での特定行

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										の面積となった場合でも、亥鼻キャンパス全体での容積率を超えてしまうことは無いと考えてよろしいでしょうか。	政庁との協議等で延べ面積に算入されることがあったとしても、千葉大学（亥鼻キャンパス）一団地として容積率が超えてしまうことはありません。
160	事業場所（敷地）条件	7	2	2	(1)	2)				本施設の事業場所面積は資料2に記載の範囲の境界内面積と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「本施設の事業場所面積」は、【資料2 事業場所位置図（本施設）】における赤線（ハッチ）部分の概数です。
161	最大使用電力	8	2	2	(3)	2)				「本施設の最大使用電力は年間を通じて2,000kVA以内として計画すること」とありますが、今後の検証により必要に応じて2,000kVAを超過することは可能でしょうか。	本施設の最大使用電力は年間を通じて2,000kVA以内で計画してください。
162	最大使用電力	8	2	2	(3)	2)				「本施設の最大使用電力は年間を通じて2,000kVA以内として計画すること」とありますが、2,000kVAを超えた際にデマンド制御を行うことと考えてよろしいですか。	「デマンド制御については、亥鼻キャンパス全体の電力使用量が契約電力を超過するおそれがある場合に亥鼻キャンパス全体に使用電力の抑制を依頼するという形式で実施します。本施設単独でのデマンド制御は想定していません。
163	最大使用電力抑制制御	8	2	2	(3)	2)				「最大使用電力を年間を通じて2,000kVA以内として計画すること」とありますが、デマンド制御のような手法を用いて計画してよろしいでしょうか。	番号162の回答を参照してください。
164	既設中央監視設備	8	2	2	(3)	2)				既設中央監視設備の表示名称変更は本工事ででしょうか、別途工事でしょうか。	既設中央監視設備の表示名称の変更は、事業者の業務範囲です。
165	給水（井水）	8	2	2	(3)	4)	②			本施設に引き込まれる井水は滅菌消毒した状況で供給し、本施設側での滅菌消毒は不要と考えてよろしいでしょうか	井水は滅菌消毒された状態（井水受水槽ポンプ室での遊離残留塩素濃度0.5ppm）で本施設に引き込まれます。「要求水準書」第2章4(5)4)⑦のイの規定のとおり実験用水としての要求を満たすものとしてください。
166	周辺のインフラ整備状況給水	8	2	2	(3)	4)	②			井水利用について飲料水として使用せず、実験・研究用に使用すると考えていいですか。	原則として、井水は実験・研究用等として使用するものとし、県水（飲料水）は飲料用等として使用するものとします。【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「給水欄」を

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											参照してください。
167	モニター業務	8	2	2	(3)	5)				実験排水処理におけるモニター・確認処理作業等は事業者業務でしょうか。	通常時は、実験排水を常時流下させており、事業者の業務範囲としてpH異常値の検知（機器の設置を含む。）とともに、pH異常値が検知された場合の緊急遮断（機器の設置を含む。）、事前に定める連絡先への連絡（機器の設置を含む。）を行うものとします。なお、機器の校正及び部品交換は事業者の業務範囲外とし、消耗品（標準液、電極）は、大学より支給するものとします。
168	周辺のインフラ整備状況排水	8	2	2	(3)	5)	②			実験排水はpHモニター管理と記載されていますが、RI系排水、感染系排水（B1RI・解剖室用排水処理室）については、どの様な処理、測定管理を行う必要があるのでしょうか	RI系排水は、事業者の業務範囲として減衰法と希釈法を併用することにより、法律で定める濃度限界以下にして放流するものとします。 感染系排水は、事業者の業務範囲として【別表6 低層階特殊諸室の留意事項等】②イの「n 排水滅菌装置系統」により、安全を確認して放流するものとします。
169	周辺のインフラ整備状況雨水排水	9	2	2	(3)	5)	③			排水のうち雨水排水について建物内に再利用を行いとあるが、雑用水としてトイレや濯水で使用すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問箇所の「排水のうち雨水排水については、建物内にて再利用を行い…」を「雨水については、「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年法律第17号）を遵守し、「雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）平成28年版」に基づき、雨水利用設備を設置すること。なお、雨水利用水は本施設内にて利用することとし、…」に変更します。なお、大学としては、「植栽散水等」を想定していますが、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。第2章4(5)4)⑧、⑬を参照してください。
170	雨水排水の再利用	9	2	2	(3)	5)	③			「排水のうち雨水排水については、建物内にて再利用を行い」とありますが、具体的にどのようなことを考えているのでしょうか、ご教示下さい	番号169の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										い。	
171	情報通信回線	9	2	2	(3)	6)				既設設備の切替えは停止を伴うものが想定されますが、停電可能なタイミング（長期連休等）があれば教えてください。	情報通信回線の切り回し、切替えなどに伴う使用停止については、原則として、大学の休日としてください。なお、連続しての使用停止についても、大学の休日（カレンダーどおり）としてください。ただし、使用停止をする場合は、事前に大学と協議をするとともに、遅くとも使用停止の1か月前までに、大学（学内）へ通知してください。
172	既存電話交換棟MDF盤	9	2	2	(3)	6)	①			「既存電話交換棟MDF盤に追加端子600回線を追加」とありますが、既存MDF盤に600回線が納まることと考えるよろしいでしょうか。	既設電話交換棟MDF盤の増設は大学で行うものとし、事業者の業務範囲として追加端子600回線の追加以降を実施するものとします。
173	サーバー用ラック	9	2	2	(3)	6)	③			「既存医学部本館4階基幹スイッチ移設のためのサーバー用ラック」の仕様について、ご指示ください。	既存医学部本館4階基幹スイッチ移設のためのサーバー用ラック（電源共）の仕様は、W700×D800×H2000程度とし、正面の扉はパンチングメタル等の通風が確保できるものとしてください。
174	情報通信回線	9	2	2	(3)	6)	④ ⑤			防災回線、監視回線について本施設から既設の門衛所に警報盤を取付け、接続するとありますが、「既設の門衛所」とはキャンパス全体配置図に示されている「表門門衛所」を指すのでしょうか。	ご質問の「既設の門衛所」と「表門門衛所」は、同一のものです。
175	情報通信回線	9	2	2	(3)	6)	④ ⑤			防災回線、監視回線について本施設から既設の門衛所に警報盤を取付け、接続するとありますが、既設門衛所への警報盤の取付及び当該警報盤の維持管理も本事業の範囲内でしょうか。	ご質問の「防災回線」、「監視回線」は、本施設から既設の門衛所までの配管・配線、警報盤の設置及び配管・配線の維持管理業務は、事業者の業務範囲です。なお、警報盤の維持管理業務は大学が行うものとします。 ちなみに、第2章4(5)3)⑮ウの「医学部本館守衛室にある火災報知設備等の監視機能を門衛所へ移設…」は、各施設から既設の門衛所までの配管・配線及び警報盤の設置は、事業者の業務範囲です。なお、配管・配線及び警報盤の維持管理業務は大学が行う

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											ものとします。
176	本施設の概要における階数	10	2	3	(1)	2)				階数が入札参加者の提案によってとなっており、「特定事業の選定について」1頁1(1)2)①イa構造階数の「階数は地上11階建とする」と異なりますが、階数は11階建てでなくても良いという認識で宜しいでしょうか。	番号13の回答を参照してください。
177	延べ面積について	10	2	3	(1)	3)				本施設の延べ面積の範囲には、渡り廊下も含まれるのでしょうか。また、参考図の場合の医学系総合研究棟・中央診療棟との渡り廊下の長さをご教示いただけますでしょうか。	ご質問の前段について、「渡り廊下」のすべての部分を延べ面積に算入するものとします。ご質問の後段について、番号75の回答を参照してください。
178	メカニカルシャフトなどの面積について	10	2	3	(2)	1)				参考図の吹抜に設けている設備点検歩廊、メカニカルシャフトにつきまして、参考面積には算入されていないように見受けられます。本施設開始後の行政協議にて、該当部分が床面積に算入される事となった場合の延べ面積は、要求水準書に提示されている延べ面積とは分けて考えてよろしいでしょうか。	番号159の回答を参照してください。なお、実施設計段階での特定行政庁との協議等で延べ面積に算入されることがあったとしても、当該部分の面積は、「要求水準書」に提示されている延べ面積(40,130㎡)に対して40,130㎡以上からプラス2%以下までの範囲内)とは区別して考えるものとします。
179	参考面積について	11	2	3	(2)	1)				本施設の主要な機能及び構成等に記載の各階参考面積について、5階の面積が他の基準階の面積より大きく、渡り廊下の面積分と考えられますが、参考図中、どの範囲で算定した面積でしょうか。	番号177の回答を参照してください。
180	参考面積について	12	2	3	(2)	1)				本施設の主要な機能及び構成等に記載の各階参考面積について、主要諸室面積、共用部分面積の各階を合計しても記載の合計面積となりません。主要諸室面積の合計は29584㎡、共用部分の面積の合計は11116㎡とみなしてよろしいでしょうか。	<b>【参考図】での「主要諸室面積(参考面積)」の合計は29,584㎡に、「共用部分面積(参考面積)」の合計は11,116㎡に、「各階面積(参考面積)」の合計は40,700㎡に、それぞれ修正します。</b>
181	外観デザイン	13	2	4	(1)	3)	①			外観デザインの検討にあたり、中央診療棟と調和を取る必要があると考えます。つきましては、中央診療棟の外観パース及び図面を開示いただけませんか？	番号75の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
182	諸施設との景観形成や周辺環境との調和	13	2	4	(1)	3)	①			医学部付属病院との景観形成、環境調和を検討するために、医学部付属病院の平面図、立面図、断面図をご提示ください。(特に今後工事が予定されている中央診療棟、リニアック棟)	既設の医学部附属病院については、現地で確認してください。中央診療棟、リニアック棟については、番号75の回答を参照してください。
183	設計要求水準	14	2	4	(1)	3)	④			図面記載のあるメカニカルシャフトから研究室等への音の問題について、貴学として規定等があればご提示願えませんでしょうか。	通常の(一般的な)研究室、実験室等として特段問題がない遮音性が確保されていればよいものとし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
184	インフォーマルな集いや談話ができる場について	14	2	4	(1)	5)	①	ア		記載のインフォーマルな集いや談話ができる場とは、別表1などで記載されている必要諸室内、ラウンジやセミナー室が該当すると考えてよろしいでしょうか。	ここでの「インフォーマルな集いや談話ができる場」とは、コーナー、アルコーブ等のことです。なお、ラウンジやセミナー室については、第2章4(3)3<基準階諸室等>③、④を参照してください。
185	インフォーマルな集いや談話ができる場	14	2	4	(1)	5)	①	ア		「インフォーマルな集いや談話ができる場」という中に、各階の「ラウンジ」は含まれているのでしょうか、ご教示下さい。	番号184の回答を参照してください。
186	設計要求水準	14	2	4	(1)	5)	②			居室部分における廊下や隣室からの防音性(遮音性)に関しては、特殊な要求性能は無く通常の教室や研究室のそれに見合った性能で良いとの解釈で宜しいでしょうか。遮音性能等について最低限の数値目標があるようであれば御教授願います。	通常の(一般的な)研究室、実験室等として特段問題がない遮音性が確保されていればよいものとし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。ただし、「7階2認知行動生理学」のX1-2、Y2-4間の各諸室、「5階4精神医学」のX1-4、Y5-7間の各諸室、「5階59社会精神保健教育研究センター」のX1-2、Y2-4間の各諸室については、遮音性(D45程度)を確保してください。
187	医学部付属病院との行き来	14	2	4	(1)	5)	②	ア		渡り廊下、屋根付き連絡通路の接続先の様子が分かる、平面図、配置図をご提示ください。	渡り廊下については、番号75の回答を参照してください。 連絡通路については、接続先となる基盤整備車路(別途整備)の詳細が未定のため、【参考図】、【資料4 事業場所周辺現況測量図(平面、高低、工作物)】等により判断してください。双方の調整(すり合わせ)

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											せ)は、基盤整備車路(別途整備)の設計と並行して行うものとします。
188	安全・安心で快適な施設計画	15	2	4	(1)	7)	①			施設の24時間稼働及び不特定の利用者に配慮し、安心・安全で快適な施設となる防災計画、防犯計画、セキュリティ計画、防犯計画、セキュリティ計画とすることとあるが、24時間常時監視できるシステムならびに機械警備システムを設置し管理運営していくと考えてよろしいでしょうか。	大学としては、「安全・安心で快適な施設となる防災計画、防犯計画、セキュリティ計画」として、業務従事者によるめぐり、監視カメラシステム、ICカード錠システム、 <b>機械警備システム(ICカード錠システムも仕様によっては機械警備の一部とみなす。以下同様)</b> 、各種警報・通報・呼出システム等を想定していますが、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。なお、本事業における機械警備とは、必ずしも警備会社の管理センター等に通報することなく、本施設の防災センター(中央監視室)に通報を集中させることでもよいものとし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。 <b>なお、第3章6(3)の「6)以下の業務について、防災センターの管理要員等で対応すること。」を「6)以下の業務等について、防災センターの管理要員等(配置する従事者を管理要員、監視要員、警備要員のいずれにするかは事業者の提案による。)で平日の昼間はもとより、休日・夜間(24時間・365日)も対応すること。」に変更します。</b>
189	危険物について	15	2	4	(1)	7)	②			危険物については、法的規制のかからない範囲での分散配置をしますが、【参考図】はこの要件が満たされているものと考えてよろしいでしょうか。	【参考図】は、原則として、少量危険物の取扱い・貯蔵に関する法的規制の適用を受けないもの(分散配置)としています。
190	危険物の取扱い・貯蔵	15	2	4	(1)	7)	②			危険物については分散配置することで、「少量危険物の取扱い・貯蔵」にも該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	番号189の回答を参照してください。
191	危険物(高压ガス)	15	2	4	(1)	7)	②			危険物(高压ガス含む)については、原則として、集中貯蔵は行わないで、法的規制の	番号189の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										かからない範囲での分散配置とする。とありますが、各実験室における消防法危険物の貯蔵又は取り扱いにおいて、品目の総数量において少量危険物の指定数量1/5未満の貯蔵又は取り扱いの解釈でよろしいでしょうか。	
192	建物基本計画	15	2	4	(3)	1)	①			低層階（1階から4階）の管理諸室については、低層階において入替等を行う提案も可能とするとありますが、具体的な部屋名をご教示ください。	ご質問の規定は、研究室・実験室等が主体の基準階とは異なり、低層階には多くの管理諸室が配置されていることから、各階に配置する室の入れ替え等も十分に可能だと判断からであり、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
193	本施設の基本プランの要件	15	2	4	(3)	1)	①			各階に配置する室は、原則として【別表1】【参考図】と同じとすることとありますが、コンセプトの実現を重視し、【参考図】の平面プランの骨格（インナーシャフト型等）を変更することは可能ですか。	番号157の回答を参照してください。
194	本施設の基本プランの要件	15	2	4	(3)	1)	①			各階に配置する室は、原則として【別表1】【参考図】と同じとすることとありますが、面積増減のルールを順守していれば、諸室配置の変更提案は可能ですか。	番号157、192、193の質問と回答を参照してください。
195	建物基本計画	16	2	4	(3)	1)	⑬			本施設と中央診療棟を渡り廊下で接続することになっておりますが、施工計画を検討するため、中央診療棟の接続部分の図面を開示いただけませんか？	番号75の回答を参照してください。
196	設計要求水準	16	2	4	(3)	1)	⑬			免震エキスパンションの検討の為、接続する中央診療棟5階部分の変形量があればご提示ください。また、接続部分の図面等（接続位置、構造形式等）の提示をお願いいたします。尚、その場合中央診療棟に荷重を負担させることは可能か御教授願います。	ご質問の前段について、「中央診療棟」と「にし棟」との間に同様の渡り廊下の計画がありますので、当該部分の資料を参考にしてください。当該部分の資料は、番号75の回答を参照してください。 ご質問の中段について、番号75の回答を参照してください。 ご質問の後段について、中央診療棟に渡り廊下の加重を負担させることはできません。



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
197	建物基本計画	16	2	4	(3)	1)	⑬			基準階5階で中央診療棟2階と接続できる渡り廊下に設置する常時閉鎖式防火扉は常時開放式防火扉と考えてよろしいでしょうか。	ご質問箇所の記載は、「随時閉鎖式防火扉」であり、「常時開放式防火扉」と同義です。
198	5階渡り廊下EXP.J取合	16	2	4	(3)	1)	⑬			基準階5階で中央診療棟2階と接続できる渡り廊下及びエキスパンション工事も本事業に含むとありますが、エキスパンションに伴う中央診療棟側の構造補強は中央診療棟側の工事区分で宜しいでしょうか。	中央診療棟に渡り廊下の加重を負担させることはできないものとし、したがって、中央診療棟の構造補強の予定はありません。なお、事業者の業務範囲である免震エキスパンション工事には、免震エキスパンションを中央診療棟に取り付けるためのアンカー金物等も含まれます。
199	中央診療棟2階との渡り廊下(5階)	16	2	4	(3)	1)	⑬			渡り廊下の長さはどの程度でしょうか。また、この渡り廊下の下にある「基盤整備車路下部構内道路」との平面的、立体的な関係がわかる資料をご提示下さい。	ご質問の前段について、番号75の回答を参照してください。 ご質問の後段について、基盤整備車路(別途整備)の詳細が未定のため、【参考図】、【資料4 事業場所周辺現況測量図(平面、高低、工作物)】等により判断してください。双方(渡り廊下と基盤整備車路下部構内道路)の調整(すり合わせ)は、基盤整備車路(別途整備)の設計と並行して行うものとします。
200	免震エキスパンション	16	2	4	(3)	1)	⑬			免震エキスパンションの検討を行うために必要な資料をご提示ください。	番号196、197、198の回答を参照してください。
201	建築基準法上の増築	16	2	4	(3)	1)	⑬			実施方針に関する質問回答書で、『本施設は、(中略)「増築」の扱いとなることから、(中略)「計画通知」となるものと理解しています』とありましたが、これは千葉市等と協議し結論が出ている決定事項でしょうか。提案に当たり事業者が千葉市等と協議することは可能ですか。	本施設は、千葉大学医学部附属病院の建築基準法上のいわゆる「増築」の扱いとなることから、建築基準法第18条の適用を受けるいわゆる「計画通知」となります。(特定行政庁との協議結果) なお、その場合であっても、本施設に関する「計画通知」のすべての手続等(「計画通知」のために必要となる関連手続(※)を含む。)は、当該手続のために必要となる申請費用等も含めて、事業者の業務範囲となります。 ※ 都市計画法施行規則第60条、建築基準法第86条に関する手続を含むが、これに限

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											るものではありません。
202	中央診療棟とは別棟になる避難経路	16	2	4	(3)	1)	⑬			『なお、中央診療棟とは別棟になるように避難経路を計画すること』とありますが、【参考図】の避難経路はこの条件を満たしていると考えますが宜しいでしょうか。他に何らかの配慮が必要でしょうか。	【参考図】は、原則として、中央診療棟とは別棟となる避難経路の計画となっているものと考えていますが、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
203	屋根付き連絡通路の接続先	16	2	4	(3)	1)	⑭			屋根付き連絡通路の接続先となる、基盤整備車路の資料をご提示ください。	番号187の回答を参照してください。
204	基盤整備車路への渡り廊下(4階)	16	2	4	(3)	1)	⑭			渡り廊下の長さほどの程度でしょうか。また、接続する基盤整備車路との接続関係がわかる資料をご提示下さい。	ご質問の前段について、番号75の回答を参照してください。 ご質問の後段について、基盤整備車路(別途整備)の詳細が未定のため、【参考図】、【資料4 事業場所周辺現況測量図(平面、高低、工作物)】等により判断してください。双方(連絡通路と基盤整備車路)の調整(すり合わせ)は、基盤整備車路(別途整備)の設計と並行して行うものとします。
205	サイン対応	17	2	4	(3)	2)	②			サイン工事は何カ国対応が必要となりますでしょうか。	2か国語(日本語、英語)を必須としますが、これを超える仕様については、入札参加者の提案によるものとします。
206	床	17	2	4	(3)	2)	③	イ		「床置きする各種設備機器は、床面から突出させないこと」とありますが、各種設備機器は床置きしないか、あるいは、2重床として床下収納するなど、実質的に床置きはできないということでしょうか、ご教示下さい。	ここでの「床置き(床に設置)する各種設備機器」とは、例えば、床設置吹き出し口、床設置吸い込み口、床設置誘導灯、床設置コンセント等のことであり、バリアフリー対策を想定した記載です。したがって、これら以外の一般的な各種設備機器は、原則として、直接床設置とはせずに、床上に適切な基礎・架台を設けて設置するものとします。
207	壁	18	2	4	(3)	2)	④	カ		「ガラスを採用する部分には、・・・、強化ガラス、網入りガラス、合わせガラス等の採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性の確保や飛散防止の処置を行い、・・・」とありますが、一	ここでの対象は、建物の出入口等で人体衝突がおりやすい部位とし、出入口のドア及びその隣接部で短辺が45cm以上、かつ、床面から60cm未満の高さに下辺があるガラスとしますが、更なる安

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										一般的な窓にも「飛散防止処理を行わないガラス」は使用できないということでしょうか、ご教示下さい。	全確保や飛散防止処置の提案を除外するものではありません。
208	天井	18	2	4	(3)	2)	⑤	オ		「特定天井に該当しない部分であっても、落下等の危険が生じるおそれのある部分」とは、具体的にどのような部分をいうのでしょうか、参考図を基にご教示下さい。	ここでの「特定天井に該当しない部分であっても、落下等の危険が生じるおそれのある部分」とは、高さが6mを超える天井、又は、水平投影面積が200㎡を超える天井（の双方のこと）とします。「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について（通知）」（25文科施第201号）を参照してください。
209	設計要求水準	19	2	4	(3)	2)	⑦	オ		外部からの遮音性能等については特殊な要件は無く、通常の教室や研究室の程度であれば問題ないとの解釈で宜しいでしょうか。もし、最低限の数値目標等があればご指示ください。	番号183、186の回答を参照してください。
210	建具関係	19	2	4	(3)	2)	⑦	オ		「外部に面する建具は、耐風圧性、・・・を有し、結露防止に配慮した構造とすること」となっていますが、公共建築工事標準仕様書では、建具の性能について、A、B、C種を特記することとなっております。こういったものは、事業者と大学側の考え方が相違したときに問題となりやすいので、標準仕様書で特記するというものは、特記して頂けないでしょうか、考え方をご教示下さい。	外部に面するアルミ製建具の性能等級の種別は、平成28年版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）16章建具工事のB種以上、表面処理（外部）は、海岸線から直線距離で2km以内のためA-2とし、詳細については、入札参加者の提案によるものとします。
211	その他	20	2	4	(3)	2)	⑩	オ		「建具と内部仕上げの取合いは、変位等による破損や・・・がないものとする」とあります。大地震による変位も考えられますが、その際でも「変位等による破損」は発生しない程度ものが求められているのでしょうか、ご教示下さい。	非構造部材の耐震安全性B種を目標とし、大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とします。
212	主要廊下	20	2	4	(3)	3)	①			「主要廊下の有効幅は2.0m以上」とございますが別表2では東西方向の廊下（Y7通り）については1,850mm	<b>ご質問箇所の「主要廊下の有効幅は2.0m以上とし、特に通行量が多い南北方向の廊下については、可能な限り有効</b>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										にて計画されていると思われます。(例：別表2の1頁等)東西方向の廊下は有効幅2.0m以上の主要廊下でないという認識で宜しいでしょうか。	<b>幅を大きくすること。」を「主要廊下の有効幅、特に通行量が多い南北方向の廊下については、可能な限り有効幅を大きくすること。」に変更します。</b>
213	廊下幅の確保について	20	2	4	(3)	3)	①	ア		記載中、有効幅を2.0m以上とするとありますが、参考図、別表2に記載の平面図の廊下幅は2.0m以上の有効幅を確保できていないと見うけられます。 また、参考図を元に廊下幅を2.0m以上確保しようとする要求水準書記載の延床面積の上限を超えてしまうと思われます。 有効幅の記載は努力値とし、法的な廊下幅以上を確保すると読み替えてよろしいでしょうか。	番号212の回答を参照してください。
214	廊下等	20	2	4	(3)	3)	①	ア		「廊下と居室との間の扉を防火戸としないように防火区画を計画」とありますが、参考図のような11階建ての場合、11階については法令上、高層区画となり廊下と居室との間の扉を防火戸とする計画も多いと思われますが、11階以上の計画でも廊下と居室との間の扉を防火戸としない計画が求められるのでしょうか、ご教示下さい。	11階以上においても、関連法令等（緩和規定等を含む。）を遵守し、「廊下と居室との間の扉を防火戸としないように防火区画を計画」してください。
215	設計要求水準	20	2	4	(3)	3)	①	ウ		共通諸室等について、上記に同様に遮音等についての数値目標等があれば御教授下さい。	共通諸室として特段問題がない遮音性が確保されていればよいものとし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
216	<共通> トイレについて	21	2	4	(3)	3)	③	エ		トイレ・手洗器設置個数算定のための各階の想定利用人数をご教示いただけますでしょうか。 また、参考図作成時点の便器・手洗器の個数をご教示いただけますでしょうか。	各階の想定利用人数については、【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「利用人員欄」、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】のレイアウトを参照するものとし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。なお、講義室、実習室、セミナー室等が設置される低層階については、トイレの集中利用に留意してください。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
217	<共通> 設計要求水準	21	2	4	(3)	3)	④			<p>ゴミ集積所のスペースとしての程度の面積を想定されているのでしょうか。</p>	<p>大学としては、各階ゴミ置場3～4㎡程度／箇所を想定しています。また、ゴミ集積所（1階北側屋外）は、事業者の業務範囲として整備する「廃棄物置場等」に、大学が設置するものであり、事業者による設計と並行して検討するものとします。</p> <p><b>なお、第3章5(8)の「一般廃棄物とプラスチック、ビン、カン、資源物」を「一般廃棄物（可燃ゴミ、資源ゴミ（ビン・カン・PETボトル・古紙類）」に、「各階ゴミ集積スペース」を「各階ゴミ置場」に、「1階屋外ゴミ集積場」を「ゴミ集積所（1階北側屋外）」に、それぞれ修正するものとします。また、上記の修正箇所以外において同様趣旨で修正する必要がある箇所についても同様とします。</b></p> <p>なお、各階ゴミ置場における分別保管方法に関する【参考資料 資源とごみの分け方・出し方】（追加資料）について、平成29年9月21日（木）より貸与します。「本質問回答書（1回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。</p>
218	<共通> ゴミ置場	21	2	4	(3)	3)	④			<p>清掃業務においては廃薬品・実験廃棄物・感染性廃棄物等の取扱いはなく、大学側でこれらの廃棄物を分別し1階の集積場に運搬し処理して頂けると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>感染性廃棄物（廃薬品・実験廃棄物を含む。）と粗大ゴミは、発生元からの回収、ゴミ集積所（1階北側屋外）への運搬、集積は、大学が行うものとします。</p>
219	<基準階> 研究室／実験室	21	2	4	(3)	3)	① ②	ア ウ		<p>「将来的な間仕切変更のための1スパン1個のスイッチ類・防災系統の措置」の対象は、各室の要求水準（【別表1】）の室名において、「研究室／実験室」が含まれる部屋と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問の「将来的な間仕切りの変更後においても、必要な箇所に容易に供給できるように1スパン毎に1個のスイッチ類・防災系統にするなどの措置」は、各研究領域の研究室ゾーン及び実験室ゾーンとともに、共通機器室、プロジェクト研究スペースを対象とします。</p>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
220	<基準階> 居室面積	21	2	4	(3)	3)	②			実験室に確保するP S等は居室面積から除外されるとの理解で宜しいでしょうか。	実験室に隣接して確保するE P S・P Sは、居室（研究室、実験室等）の面積に含まないものとします。
221	<基準階> 実験室の出入り口	21	2	4	(3)	3)	②	ア		実験室の出入り口に関する規定は、実験室と同じエリアにある、機器室、保管室、暗室、洗浄室、書庫・倉庫などの実験室以外の室名の部屋にも適用されますか。	実験室の出入口に関する規定は、原則として、実験室と同じエリアにある実験室と同等用途の部屋にも適用されるものとします。なお、室名等から同等用途の部屋かどうか不明な場合は、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】のレイアウト（出入口の配置を含む。）を参照してください。
222	<基準階> 実験室の出入り口	21	2	4	(3)	3)	②	ア		実験室の出入り口に関する規定について、設備点検歩廊側に出入り口を設けることは可能でしょうか。	設備点検歩廊側に設けた出入口は、設備点検歩廊が避難経路として有効でないことから、実験室の出入口に関する規定の対象とはなりません。
223	<基準階> 排気装置の制御方法	21	2	4	(3)	3)	②	オ		「排気装置の制御」は、機器ごとの変风量制御までは行わず機器の発停に連動したON/OFF制御と理解して宜しいでしょうか。	実験室の排気装置の制御方法は、排気量と同じ量の外気を自動的に給気するシステムにより各室内の静圧を常に一定に保つことができることとし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
224	<基準階> 諸室別設備の要件	21 40	2 2	4 4	(3) (5)	3) 4)	② ②	オ カ		21頁2章4(3)3)②オ「実験用排気装置の排気相当分の外気導入については、指定がある部屋は温湿度及び陰陽圧の調整を行うこと」とありますが、40頁2章4(5)4)②カおよび【別表1】(f)4では「実験室についてはドラフトチャンバー運転時には条件を満たせなくても良いものとする。ただし、外調機の設置要望があった場合に対応出来るよう、スペース等の確保をしておくこと。」との記載があります。 40頁2章4(5)4)②カおよび【別表1】(f)4を正とし、ドラフトチャンバー運転時の温湿度条件は成行きとし、外調機のスペースのみ確保するものと考えてよろしいでしょうか。	実験用排気装置の排気相当分の外気導入については、指定がある部屋は温湿度及び陰陽圧の調整を行うこととする。指定のない部屋は、ドラフトチャンバー使用時の外気負荷は見込まなくてもよいものとし、外調機の設置要望があった場合に対応できるよう、スペースやスリーブ等の確保を行うこととします。 ※指定がある部屋：【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「空調欄」で「温湿度」を規定している部屋をいう。 ※指定がない部屋：【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「空調欄」が「一般」となっている部屋をいう。
225	<基準階> 実験室の排	21 22	2	4	(3)	3)	②	オ カ		実験室の実験用排気装置、実験装置は、維持管理業務の範	事業者の業務範囲として整備した「設備機器等」の維持管

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
	気、実験装置									囲外と考えるとよろしいでしょうか。	理業務は、事業者の業務範囲とします。事業者の業務範囲である引越業務、備品等調達業務による「什器備品等」、大学が本工事とは別途に整備又は調達を行う「設備機器等」、「実験機器等」、「什器備品等」の維持管理業務は、事業者の業務範囲外とします。
226	<基準階> 実験室の外気導入	21	2	4	(3)	3)	②	オ		「実験用排気装置の排気相当分の外気導入については、指定がある部屋は温湿度及び陰陽圧の調整を行うこと」とありますが、「指定がある部屋」があれば該当室及び指定条件をご教示願います。	番号224の回答を参照してください。
227	<基準階> 設計要求水準	22	2	4	(3)	3)	②	カ		「他の実験装置や空調機等の振動に影響されない程度の床の性能を保つこと」との記載がありますが、振動に対する規制等がある器具や実験室について御教授ください。また、どの程度の振動までが許容されるかをご教示いただき、もしくは具体的な性能値として建築学会居住性能評価指針の〇〇程度の性能が必要と提示いただくことは可能でしょうか。	通常の（一般的な）研究室、実験室等として特段問題がない床の性能が確保されていればよいものとし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
228	<低層4階> A V 収容ラック	23	2	4	(3)	3)	④ ⑤ 他	イ ア		<低層階諸室等4階>④イ、⑤アなど、各所のA V 収容ラックに必要な入力についてご指示ください。	A V 収容ラックは、当該室に設置する映像音響機器（システム）等に対応するものとし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。なお、上記以外のA V 収容ラックにおいても同様とします。
229	<低層4階> 会議システム連携	23	2	4	(3)	3)	④	イ		<低層階諸室等4階>④イに「会議システムと連携」とありますが、事業者対応範囲としては信号出しが可能であることとし、会議システム自体は範囲外と考えるとよろしいでしょうか。	会議システムの整備は、大学が行うものとし、当該システムと当該室に設置する映像音響機器（システム）等との連携については、事業者の業務範囲とします。
230	<低層4階> 設計要求水準	23	2	4	(3)	3)	④	イ		想定されるもしくは導入を予定している会議システムについてメーカー等を御教授ください。	大学が想定している会議システムは、アンペール製ADS800、あるいは同等品となります。
231	<低層4階> 大会議室	23	2	4	(3)	3)	④	イ		「会議システムと連携できる機能」とありますが、会議シ	ご質問の前段については、番号230の回答を参照してく

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										システムとはどのようなものなのでしょうか。また、今回の整備に含まれるものなのでしょうか、ご教示下さい。	ださい。 ご質問の後段については、番号229の回答を参照してください。
232	<低層3階> アクティブラーニングスペース	23	2	4	(3)	3)	①	ウ		アクティブラーニングスペースは80人以上に対応できる什器類を設置することとありますが、大人数に対応した具体的な活動イメージがあれば教えてください。	アクティブラーニングスペースは、学生が、さまざまな資料、コンテンツ、情報通信技術、あるいは学習を支援する人々（教員、学生等）を最大限活用しながら、グループや個人で学習を行うのにふさわしい場、自らの学習の成果を公表する場などを想定しています。なお、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】のレイアウトを参照してください。
233	<低層3階> メディア管制室	24	2	4	(3)	3)	⑥			メディア管制室とは、参考図の3階でいえばどの部屋のことでしょうか。「制御室」のことでしょうか、ご教示下さい。	「メディア管制室」とは、「サーバー室」、「授業収録スタジオ」、「制御室」の3部屋のことです。
234	<低層3階> メディア管制室データ保存	24	2	4	(3)	3)	⑥	キ		<低層階諸室等3階>⑥キの「録音・録画データを10年間保存」に対し、レコーダ容量が必要な場合の容量をご指示ください。	<b>ご質問箇所の⑥に記載されているア～ケの各種機器等は、事業者の業務範囲外（変更）とし、将来において当該各種機器等が設置できるようにスリーブ、ラック、下地補強等を行うこととし、こうした工事は、事業者の業務範囲とします。</b>
235	<低層2階> 設計要求水準	24	2	4	(3)	3)	③			多目的IT室の利用内容等をご教示ください。	パソコンを利用した学習のため、各机に共通サーバー室と通信可能な端末を設置するとともに、プロジェクター等により試験を行う室です。【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】のレイアウトを参照してください。
236	<低層2階> 設計要求水準	25	2	4	(3)	3)	⑤			各諸室にて電気室の上部にあたる部屋以外で漏水等に特別に配慮（床防水等）する部屋があるようでしたらご提示ください。	電気室等（発電機室を含む。）とともに、「CT室」、「CT操作室」、「将来MRI室」等が想定されますが、具体的には、入札参加者の判断によるものとします。
237	<低層1階> 液化窒素タンク	25	2	4	(3)	3)	④	ア		「屋外に液化窒素タンク（2,900L）を設置すること。」とありますが、月当たりの想定使用量についてご教示ください。	液化窒素の月当たりの使用量は、現状において、平均6,500L程度になります。



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
238	<低層1階> 液化窒素タンク	25	2	4	(3)	3)	④	ア		「屋外に液化窒素タンク（2,900L）を設置すること。」とありますが、LGCポンベ（液体窒素ポンベ）での対応としてもよろしいでしょうか。	液化窒素のLGCポンベ（液体窒素ポンベ）による対応は不可とします。
239	<低層1階> 液化窒素タンク	25	2	4	(3)	3)	④	ア		「屋外に液化窒素タンク（2,900L）を設置すること。」とありますが、液化窒素タンクの周囲は高圧ガス取扱法により、離隔が必要となることが想定されますが、必要となる場合の空地距離をご指示ください。	関連法令等の規定に基づくものとします。
240	<低層1階> 液化窒素充填スペース	25	2	4	(3)	3)	④	イ		液化窒素自動充填システムについては、防災センターでの異常監視業務と考えてよろしいでしょうか。	液化窒素関連設備は、当該設備の維持管理業務とともに、監視装置等による監視業務（維持管理業務の一部）が、事業者の業務範囲となります。なお、液化窒素の補填や運用管理等については、大学が行うものとします。
241	<その他> 諸室別建築・設備の要件	26	2	4	(3)	3)	② ⑤			P26<その他補足事項>の項番②メカニカルシャフトと項番⑤その他の間の項番が抜けています。項番⑤は項番③の間違いでしょうか。	<b>ご質問箇所の「⑤」を「③」に修正します。</b>
242	<その他> ICカード錠	26	2	4	(3)	3)	⑤	ア		<その他補足事項>⑤アaの「大学側が指定するシステム」の内容として「マイフェアタイプA」以外の内容がある場合は、ご指示ください。	医学部附属病院で使用しているのと同様の大学側が指定するシステム（マイフェアタイプA）を採用し、所定の登録手続を行うことにより、本事業で使用するICカード錠が医学部附属病院でも使用できるとともに、医学部附属病院で使用するICカード錠が本事業でも使用できるようにという趣旨です。
243	<その他> 出入管理システムについて	26	2	4	(3)	3)	⑤	ア	a	外部からの出入口及び各諸室の出入口等の施錠についてはICカード錠（医学部附属病院で使用しているのと同様の大学側が指定するシステム（マイフェアタイプA）とし、管理用にシリンダー錠も併設）設置する事とあるが、現在医学部附属病院では出入管理システム（マイフェアタイプA）の保守管理はどのように実施しているのでしょうか。	現在、医学部附属病院では、ICカード錠の保守管理等を大学職員で実施しており、専門技術者による保守管理等が必要となったときは、スポットで依頼しています。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										か。	
244	<その他> I Cカードについて	26	2	4	(3)	3)	⑤	ア	a	I Cカード錠システムのI Cカード1,500枚は事業者側で用意し大学にお渡しするの事でしょうか。1,500枚以上必要となった場合は大学側での負担と考えてよろしいでしょうか。	I Cカード1500枚の調達は、事業者の業務範囲とし、1500枚を超えて必要となったときは、大学が負担(調達)するものとします。
245	外壁デザイン	28	2	4	(3)	4)	③			「周囲の既存建物や計画建物との調和」とございますが、計画建物(新中央診療棟)の外壁デザインを提示頂けますか。	番号75の回答を参照してください。
246	サインシステムについて	28	2	4	(3)	7)				「施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装のしつらえ、アート及び家具等を活用し、～中略～」とありますが、各キャンパス共通のサインデザインについては、西千葉キャンパスサイン計画案に倣い、亥鼻キャンパス独自のサインは提案によると考えてよろしいでしょうか。	各キャンパス共通のサインデザインについては、「西千葉キャンパスサイン計画案について」にならぬ、亥鼻キャンパス独自のサインデザインは、入札参加者の提案によるものとします。
247	車寄せ積載荷重	29	2	4	(3)	8)	③			車寄せのある連絡橋は消防車等の寄付きはなく、普通乗用車程度を想定することで、よろしいでしょうか。	「建築基準法施行令」の第85条に示す自動車車庫及び自動車通路の値によるものとします。
248	連絡橋(車寄せを含む。)、 連絡通路等	29	2	4	(3)	8)	③	ア		連絡橋などの車路の積載荷重は、建築基準法施行令第85条に示す自動車車庫及び自動車通路の値を用いて計画してよろしいでしょうか。	番号247の回答を参照してください。
249	構内道路、アクセス道路等	29	2	4	(3)	8)	④		イ	本施設北側の市道よりアクセス道路を整備することとありますが、【資料1】亥鼻キャンパス全体配置図及び【資料2】事業場所位置図(本施設)では、市道より構内道路を約20m入った構内道路の分岐部分からの事業範囲となっています。分岐部分からの整備と考えて宜しいでしょうか。	本施設北側の市道(本町22号線)より本施設の構内道路までを接続するアクセス道路の整備は、市道より構内道路を約20m入った構内道路の分岐部分からを事業者の業務範囲とします。
250	廃棄物置場について	30	2	4	(3)	8)	⑥		イ	本施設の1階屋外北側に、廃棄物置場等を設置するスペースは一般廃棄物用のみの設置と想定してよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲として整備する「廃棄物置場等を設置するスペース」には、大学が、「ボンベ庫」、「危険物保管庫」、「産業廃棄物(感染性廃棄物)保管庫」、「産業廃棄物

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											(廃プラスチック類) 保管庫」、「一般廃棄物保管庫」、「古紙類保管庫」、「資源物保管庫」を整備する予定です。
251	設計要求水準	31	2	4	(3)	8)	⑫			多目的グラウンドとテニスコートの表面仕上げについては貴学としてご指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	多目的グラウンドとテニスコートの表面仕上げは、現状(多目的グラウンド：整地のうえ種子吹き付け、テニスコート：テニスコート用砂入り人工芝)と同様とします。
252	多目的グラウンド	31	2	4	(3)	8)	⑫			多目的の定義に「野球」とありますが、資料2「事業場所位置図(本施設)」記載の「野球場」の広さを確保するという認識でよろしいでしょうか。また、工事期間中はサッカーコートとテニスコートは全面使用しないという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の前段について、多目的(野球・サッカー・ラグビー)グラウンドにおける野球用の広さは、現状の野球場の広さを確保する必要はなく、既存のサッカー・ラグビーコートの範囲内(アクセス道路による欠損部分を除く。)で確保できる広さとします。ご質問の後段について、事業者の提案によっては、工事期間中はサッカー・ラグビーコートとテニスコートを全面的に使用しないことも可能です。
253	多目的グラウンドとテニスコート	31	2	4	(3)	8)	⑫			工事用地としてサッカー・ラグビーコートを使用できますとありますが、本事業のみの工事用地として使用できると考えて宜しいでしょうか。	既存のサッカー・ラグビーコートとテニスコートを工事用地として使用するの、本事業とは別途に大学が発注する医学部附属病院の中央診療棟・リニアック棟の工事と本施設の工事の双方となります。番号75の回答を参照してください。
254	多目的グラウンドとテニスコート	31	2	4	(3)	8)	⑫			工事用地としてサッカー・ラグビーコートを使用できますとありますが、他事業との共同使用の場合は、使用目的・使用範囲・使用期間をご教示ください。	番号253の回答を参照してください。なお、当該双方の工事間の調整(使用目的、使用範囲、使用期間等)は、工事を施工する当事者間の協議とともに大学の調整によるものとします。
255	多目的グラウンドとテニスコート	31	2	4	(3)	8)	⑫			工事用地としてサッカー・ラグビーコートを使用できますとありますが、他事業との共同使用の場合は、復旧費用は使用面積按分と考えて宜しいでしょうか。	番号254の回答を参照してください。
256	多目的グラウンドとテニスコート	31	2	4	(3)	8)	⑫			工事用地として使用したサッカー・ラグビーコートは、工事後に多目的(野球・サッカー)	多目的(野球・サッカー・ラグビー)グラウンドとしての復旧には、野球用のマウン

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										一・ラグビー) グラウンドとして使用できるように復旧することとありますが、野球用として、マウンド・バックネット・ベンチの設置は不要と考えて宜しいでしょうか。	ド、バックネット、ベンチの設置は不要とします。番号252の回答を参照してください。
257	多目的グラウンドとテニスコート	31	2	4	(3)	8)	⑫			多目的グラウンド及びテニスコート並びに防球ネットは維持管理業務の範囲外でよろしいでしょうか。	復旧した多目的(野球・サッカー・ラグビー)グラウンドとテニスコート(テニスコート用砂入り人工芝5面以上)の維持管理業務は、事業者の業務範囲外とします。
258	既存建物・工作物等	31	2	4	(3)	9)				既存工作物等の撤去等において、資料5のほか現地調査からは想定できない費用が生じた場合は、別途精算いただけますでしょうか。	「事業契約書(案)」の第13条第7項、第8項、第21条第2項、第5項のいずれかを適用するものとします。
259	構造計画	31	2	4	(4)	2)				耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(統一基準))とありますが、鉄筋コンクリート造と鉄骨構造の併用構造の場合について、保有耐力算定時の変形制限値はその破壊性状を勘案して決定して宜しいでしょうか。	ご質問の事項(鉄筋コンクリート造と鉄骨構造の併用構造の場合について、保有耐力算定時の変形制限値はその破壊性状を勘案して決定する。)は、入札参加者の提案によるものとします。
260	構造計画	31	2	4	(4)	4)				液状化対策についての指定は特段無いものとして考えて宜しいでしょうか。	大学が貸与している【資料】から判断してください。
261	建築設備計画	31	2	4	(5)	1)	②			「原則として、機器は屋内設置」ありますが、空調用室外機、クーリングタワーなどの扱いについて、ご教示下さい。	ご質問の空調用室外機やクーリングタワーなど、外気との熱交換が必要な機器については屋外設置とします。
262	災害対策	31	2	4	(5)	1)	③			「風水害・落雷・停電・大火等の災害を考慮して計画すること」とありますが、対象とするエリア・機器や保護のレベル等、想定がありましたらご教示いただけますでしょうか。	建築設備計画に当たって考慮する風水害・落雷・停電・大火等の災害の対象エリア、保護レベル等については、遵守すべき関連法令等、適用する基準等及び参考資料によるほかは、入札参加者の提案によるものとします。
263	電気室、発電機室の位置	31	2	4	(5)	1)	⑤			「電気室、発電機室、…の直上階にトイレ等の水回りスペースが来ることがないよう」とありますが、最上階に電気室等を設ける場合はこの項目に該当しますでしょうか。また該当した場合は防水措置	高い防水性が確保できるとともに、電気室等(発電機室を含む。)の内部に給排水管等を敷設しないことを条件として、最上階に電気室等を設けることは問題ないものとします。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										などを施すことで設置してよろしいでしょうか。	
264	設備管理等	32	2	4	(5)	2)	①	イ		計量データを可視化し、運用改善に資するエネルギー管理を行うとありますが、維持管理においてBEMS等エネルギー管理システム活用による管理、エネルギー消費量の実態把握を行うと考えてよろしいでしょうか。	「計量データを可視化し、運用改善に資するエネルギー管理を行えるような計画…」であれば、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
265	警報設備について	32	2	4	(5)	2)	①	ウ		各種警報を既設門衛所に各種警報盤を新設し移報する設備とすることとあるが、門衛所に詰める警備員は本件事業とは別と考えてよろしいでしょうか。又、門衛所にて警報が発報した場合、門衛所の警備員も現地に出向き点検確認するという事でしょうか。	ご質問の前段について、既設の門衛所への管理要員の配置は、事業者の業務範囲外です。ご質問の後段について、第一義的には本事業の事業者が対応するものとし、既設の門衛所にて警報が発報（移報）した場合は、必要に応じて、既設の門衛所の管理要員が確認の連絡、あるいは、現地に向いての確認等に当たる予定です。番号188の回答を参照してください。
266	外灯器具	33	2	4	(5)	3)	②	シ		外灯の器具は大学の指定するものを採用することとありますが、仕様等を公表していただけないでしょうか。	外灯器具に関する大学の指定は、【資料9 事業場所周辺電気設備インフラ整備状況（外灯姿図）】を参照してください。
267	受変電設備	34	2	4	(5)	3)	⑤			受変電設備は屋外キュービクル型を採用し、屋外設置することはできますでしょうか。	受変電設備の屋外設置は不可とします。
268	電力監視システム	35	2	4	(5)	3)	⑤	カ		電力監視システムについては中央監視設備によるものと考えてよろしいでしょうか。	<b>ご質問箇所の「カ 制御監視：電力監視システムには以下の内容の制御表示を行うこと。」を「カ 電力制御システムは以下のとおりとする。」に修正します。</b> なお、電力制御システムは、本事業で整備する防災センター（中央監視室）中央監視設備によるものとします。
269	自家発電設備	35	2	4	(5)	3)	⑦			自家発電設備は屋外キュービクル型を採用し、屋外設置することはできますでしょうか。	自家発電設備の屋外設置は不可とします。
270	電気の計量	37	2	4	(5)	3)	⑭	イ		プロジェクト競争スペース、福利厚生施設部分以外については、計量法に基づく検定済	<b>ご質問箇所の「イ プロジェクト競争スペース、…」を「イ プロジェクト研究スペース、</b>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										のものではなくてよく、更新頻度も事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	…」に修正します。なお、プロジェクト研究スペース、福利厚生施設の部分に設置する電力量計以外は、計量法に基づく検定済のものでなくよく、更新頻度も事業者の提案によるものとします。
271	エレベータについて	38	2	4	(5)	3)	⑳	ア		記載中、乗用エレベータの積載量「1,150kg(15人)」とあるが、メーカーの仕様では「1,000kg(15人)」か「1,150kg(17人)」が一般的と思われます。どちらの仕様を満たせばよろしいでしょうか。	<b>乗用エレベーターの積載量は、1,150kg(17人)に修正します。【参考図】も同様とします。</b>
272	エレベータについて	39	2	4	(5)	3)	⑳	イ	e	記載中、人荷用エレベータの積載量「1,600kg(24人)」とあるが、記載のかご内寸法を満たすメーカーの仕様は「1,750kg(26人)」が一般的と思われます。どちらの仕様を満たせばよろしいでしょうか。	<b>人荷用エレベーターの積載量は、1,750kg(26人)に修正します。【参考図】も同様とします。</b> また、出入口寸法間口1,200mm～1,500mm×高さ2,300mm～2,500mmとします。
273	官庁協議	39	2	4	(5)	4)	㉑	イ		要求水準書p.39に記載される「ビル管法の対象範囲については千葉市と協議により決定すること」とありますが、建築、消防、省エネルギー法等の関連法令にかかわる所轄官庁との協議を行ってよろしいでしょうか。	本事業の提案に当たって、所轄官庁等へ照会及び協議に行くことは問題ありませんが、当該所轄官庁等の業務に支障が生じないよう配慮してください。
274	実験室の外気導入	40	2	4	(5)	4)	㉒	イ	b	「研究室や各居室については、全熱交換器付換気設備(普通換気付)を標準とする」とありますが、実験室の換気方式について記載はありません。実験室については給気ファンによる生外気取入れとし、外気負荷は室内のエアコンにて処理することとしてよろしいでしょうか。	実験室においても、通常時には、全熱交換器付換気設備(普通換気付)の使用を標準とします。なお、ドラフトチャンバーやガス使用の一時的増加などに対処するため、給気用ダクトによる外気供給を行うものとし、当該給気用ダクトについては、ドラフトチャンバー直近の天井面に設置するなど、換気効率を考慮するものとします。
275	排煙設備	40	2	4	(5)	4)	㉓			建築基準法による、出来る限り自然排煙とすることとありますが、用途は「学校」なので基準法上排煙は必要ないと考えますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	用途は「学校」となりますが、非常用エレベーター付室の排煙について対応してください。
276	計量	40	2	4	(5)	4)	㉔	イ		給湯設備については計量を行	給湯設備の計量は、局所給湯

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										わないものと考えてよろしいでしょうか。	の場合は不要としますが、中央給湯の場合は必要となります。
277	計量	40 42	2 2	4 4	(5) (5)	4) 4)	⑤ ⑭	ウ		各室空調機の計量について、40頁2章4(5)4)⑤ウには「電力・ガス消費量」、42頁2章4(5)4)⑭には「累積運転時間の把握」とありますが、いずれを正とすればよろしいでしょうか。	各室空調機の計量については、第2章4(5)3)⑭のア、イに示す計量区分によるものとする。 <b>なお、第2章4(5)4)の「⑤ウ」及び「⑭その他」の規定は削除します。</b>
278	給水系統(井水)	41	2	4	(5)	4)	⑦	イ	b	井水の用途は原則として実験用水とありますが、飲料水としての用途ではなく専用水道としての管理は想定されていないと考えてよろしいでしょうか。	番号165、166の回答を参照してください。
279	特殊ガス設備	42	2	4	(5)	4)	⑫	ア		「実験用ガスの供給は、ポンベ対応とし、搬入口・設置場所を検討すること」とありますが、設置スペースのみ確保し、ポンベ、配管及びアウトレットは別途工事と考えてよろしいでしょうか。	実験用ガスは、搬入口・設置場所を確保するものとし、ポンベ、配管及びアウトレットは、事業者の業務範囲外とします。
280	特殊ガス設備	42	2	4	(5)	4)	⑫	イ		「緊急排気等の安全対策を講じること」とありますが、使用するガスが酸素あるいは二酸化炭素の場合、緊急排気は不要としてよろしいでしょうか。	「高圧ガス保安法」及びその他関連法令等に基づくものとし、必要箇所に設備を設置するものとします。
281	事前調査業務	43	2	6	(2)					本件土地及び民間付帯施設用地は資料30によると埋蔵文化財包蔵地となっていますが、埋蔵文化財の調査は事業者の業務範囲外という理解で宜しいでしょうか。	本施設事業場所は、慎重工事(千葉市教育委員会教育長より通知があります。)については、事業者の業務範囲とし、発掘調査については、大学の負担によるものとします。民間付帯施設(任意)事業場所は、届出、慎重工事、工事立合については、事業者の業務範囲(独立採算)とし、発掘調査については、大学の負担によるものとします。
282	土壌汚染調査	43	2	6	(2)	2)	②			資料32によれば、資料33の調査が必要となると思われます。「実施方針に関する質問回答書及び意見書」の回答6によれば、「土壌汚染対策に要する追加費用は大学の負担とする」とありますが、土壌汚染調査に要する費用については、今回の事業内容に含まれ	ご質問の前段について、第2章6(2)2)①(調査)、②(調査)は、事業者の業務範囲となります。同③(対策)は、大学の負担によるものとします。ご質問の後段について、同③(対策)の事態が発生したときに十分対応できるよう、同

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										<p>るということでしょうか。また、土壌汚染対策が必要となった場合、その内容によっては、工事着手に影響を与えることも考えられますが、その際のスケジュールの考え方について、ご教示下さい。</p>	<p>①（調査）、②（調査）を早期に実施し、同③（対策）を本施設の設計期間中に実施できるようにしてください。</p>
283	土壌汚染調査	43	2	6	(2)	2)	③			<p>「概況調査の結果、土壌の汚染があり、または汚染のおそれがあると認められた場合は、大学担当者と協議すること。」とありますが、土壌汚染対策工事が必要となった場合は、本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号282の回答を参照してください。</p>
284	設計業務	43	2	6	(3)	2)	①			<p>設計を行うに当たり、前向きな協議を行うことは当然ですが、供用開始までのスケジュールやコストが厳しいこと、非常に練られた要求水準となっていることから大学側でも提案したスケジュールに則って迅速に意思決定して頂けると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>ご質問の協議に当たって、大学は、迅速な意思決定に努めるものとします。</p>
285	提出物	44	2	6	(3)	3)	②	ス		<p>「ス完成予想透視図」以外の設計成果物に関して、紙面サイズやデータ形式等記載がございませんが、こちらについても①へ記載のとおり、貴学ご担当者様と協議のうえ決定させていただくという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者が提出する設計図書の紙面サイズやデータ形式等について、他所に特段の規定がないときは、大学と協議のうえ定めるものとします。</p>
286	先行撤去したテニスコート等の復旧について	45	2	6	(4)	1)	①	ア	c	<p>「先行して一部撤去等する～部活動で使用可能な状態までの復旧工事」とありますが、想定する撤去範囲をご教示ください。もしくは、仮に復旧範囲を見積もり、その金額の範囲（入札金額）での復旧と考えて宜しいでしょうか。撤去するのが別途工事であるため正確な見積もりが困難です。できれば先行にて撤去する別途工事の範囲としていただけないでしょうか。</p>	<p>番号75の回答を参照してください。</p>
287	北側アクセス道路の整備	45	2	6	(4)	1)	①	ア	c	<p>別途工事（予定）にて仮設道路等の整備のため、先行して一部撤去等するゴールポスト・防球ネット・フェンス・</p>	<p>番号75の回答を参照してください。</p>



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										排水溝等について、具体的な範囲をご教示ください。	
288	北側アクセス道路の整備	45	2	6	(4)	1)	①	ア	c	工事期間中、テニスコートは使用しないと考えるでしょうか。	番号252の回答を参照してください。
289	施工計画の条件	45	2	6	(4)	1)	①	イ		騒音・振動において、現時点で規制等の制約条件がございましたら、ご教示願います。	関連法令等の規定に基づくものとします。
290	大学入試センター試験等の日程	45	2	6	(4)	1)	①	ウ		大学入試センター試験及び個別学力試験等の実施想定期間等をご教示ください。	<p>【大学入試センター試験】</p> <p>平成30年度試験 平成30年1月13日(土)、14日(日)</p> <p>平成31年度試験 平成31年1月19日(土)、20日(日)</p> <p>※それ以降の日程は独立行政法人大学入試センターからは公表されていません。</p> <p>【個別学力試験】</p> <p>前期日程： 2月25日、2月26日</p> <p>後期日程： 3月12日、3月13日</p> <p>※毎年曜日は変わっても日程は変わりません。</p>
291	施工計画の条件	45	2	6	(4)	1)	①	ウ		作業上やむをえない事情等により、既定日以外において直前に作業が必要となることも想定されますので、その際は、貴学への事前の報告については、弾力的運用をお願いいたします。	作業上やむをえない事情等により、既定日以外において直前に作業が必要となる場合は、大学の業務に支障がないことを条件とし、可能な限り弾力的に対応するものとします。
292	施工計画の条件	45	2	6	(4)	1)	①	エ		資料30、31によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地に建物敷地の一部が掛かっていますが、埋蔵文化財の事前調査は不要であり、「万が一出土した場合」の対応でよいということでしょうか。また、「万が一出土した場合」に、その内容によっては、工事スケジュール等に影響を与えることも考えられますが、その際は「リスク分担表」により、大学側の負担と考えてよいのでしょうか、ご教示下さい。	<p>ご質問の前段について、番号281の回答を参照してください。</p> <p>ご質問の後段について、発掘調査は、大学の負担によるものとし、「事業契約書(案)」の第13条第7項、第8項、第9項を適用するものとします。</p>
293	埋蔵文化財調査	45	2	6	(4)	1)	①	エ		過去の工事において、埋蔵文化財の発生状況についてご教示ください。(発生状況、調査期間、調査費用)	平成22・23年に整備した本施設事業場所の西側に建つ医薬系総合研究棟Ⅱでは、発掘調査は追加調査も含めて調

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											査面積（平場部分のみ調査）が2,880㎡、調査期間が約5.5か月、土器類、石製品、炭化材の埋蔵物が出土しています。なお、本事業（医学系総合研究棟等）における発掘調査にかかる費用は、大学の負担によるものとします。
294	工事用車両の搬入経路	45	2	6	(4)	1)	①	ク		仮設道路の使用に関して、別途工事の事業者とのかかる費用等について協議することとありますが、施工計画提案の立案や入札金額の算定が不確実になります。何らかの一定条件をご提示いただけないでしょうか。特に別途工事を入札、受注する企業が本事業に入札する場合に入札提案条件に公平性がなくなる可能性も考えられます。特に別途工事（中央診療棟・リニアック棟）と本工事との境界の仮囲い費用、市道22号線からの共同搬入口での交通誘導員費用、その部分の養生復旧費用等についてどちらの費用負担となるかご指示ください。	番号75、251から254、256の回答を参照してください。
295	施工計画の条件	45	2	6	(4)	1)	①	ク		仮設道路の使用費用を見積もるため、目安となる使用料等をご教示願います。なお、この使用料等が変更となる場合は、サービス購入費の変更をご協議願います。目安となる使用料等をご提示いただけない場合は、見積対象外とさせていただきます。	原案のとおりとします。なお、番号75、251から254、256の回答を参照してください。別途工事で先行して、使用に伴う既存工作物等の撤去や仮設道路の設置、安全措置（これらの内容は番号75による関係資料を参照）を行うこととなっており、当該費用は別途工事の負担となります。したがって、仮設道路の使用については、別途工事（予定）の事業者とのかかる費用等について協議することとありますが、当該仮設道路の補修費及び運用費が主なものとなってきます。なお、当該かかる費用等については、工事を施工する当事者間の協議とともに大学の調整によるものとします。
296	工事用車両の搬入経路	45	2	6	(4)	1)	①	ク		工事用車両の搬入経路は、北側の市道からとし、事業場所	番号75の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										までの経路は別途工事で先行して整備とありますが、仮設道路の範囲・幅・仕様をご教示ください。アクセス道路整備の際に撤去費用算出に必要となります。	
297	工事用車両の搬入経路	45	2	6	(4)	1)	①	ク		工事用車両の搬入経路は、北側の市道からとし、事業場所までの経路は別途工事で先行して整備とありますが、別途工事での使用期間もご教示ください。	番号75の回答を参照してください。
298	施工計画の条件	45	2	6	(4)	1)	①	ク		「仮設道路の使用については別途工事（予定）の事業者とかかる費用について協議すること」とありますが、別途工事の工期は、どのように考えられているのでしょうか、ご教示下さい。	番号75の回答を参照してください。
299	施工計画の条件	45	2	6	(4)	1)	①	コ		別途工事との協議調整の結果、本事業の事業期間や事業費に影響が生じる場合は、ご協議いただけますでしょうか。また、別途工事施工者が事業者の調整に従わない場合は、貴学にて調整し処理・解決いただけますでしょうか。	ご質問の前段については、「事業契約書（案）」の該当条項の規定に基づくこととなります。ご質問の後段について、番号295の回答を参照してください。
300	埋戻し土について	45	2	6	(4)	1)	①	ス		「建設発生土は、構外に搬出し関係法令等に従い適切に処理すること。」とありますが、本事業や他現場での建設発生土の一部を埋戻し土に利用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	関連法令等の規定に基づくとともに、埋め戻し土としての品質が確保されるのであれば、入札参加者の提案によるものとします。
301	既存環境の保護	46	2	6	(4)	1)	⑤	ア		汚損、破損の要因が、事業者の責に拠らない事由によるものであった場合は、免責されるものとしていただけますでしょうか。	隣接する物件や、道路、公共施設等を汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこととしますが、当然に、事業者に帰責事由がない場合にあってはこの限りではありません。
302	施工管理	46	2	6	(4)	1)	⑥	オ		大学が別途発注する工事等について、現段階の想定（工事概要、スケジュール等）をご教示ください。	番号75の回答を参照してください。
303	化学物質の濃度測定	46	2	6	(4)	1)	⑧	ア		「学校環境衛生の基準」は、文部科学省「学校環境衛生基準」のことでしょうか。「学校環境衛生」で入っている「パ	まず、建築基準法（施行令、告示等を含む。）の「居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置」に関連する

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										ラジクロロベンゼン」は測定対象ではないのでしょうか。また、検査対象室（範囲）や検査時期等が不明です、ご教示ください。	規定を遵守するものとし ます。ご質問箇所の「…揮発性有機化合物の室内濃度を「学校環境衛生の基準」値以下である…」を「…揮発性有機化合物の室内濃度を「学校環境衛生基準」値以下である…」に変更します。なお、ご質問の「パラジクロロベンゼン」は対象外とし、その他の事項については、「学校環境衛生の基準」の留意事項について」に基づき、大学が決定するものとし ます。
304	工事監理業務	47	2	6	(5)					工事監理者は、常駐監理の必要性はないものとの理解でよろしいでしょうか。	常駐監理は必須ではありませんが、要求水準で「国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添一の2の一及び別添一の2の二」に準拠して行うものとする。」と規定していることに留意してください。
305	各業務の要求事項	48	2	6	(6)	3)	②			文中に「大学が主催する説明会等の場合・・・」とありますが、貴学が既に建設された外来棟、もしくは現在施工されている中央診療棟解体工事時の近隣説明等の開催実績が御座いましたら情報開示いただけませんかでしょうか。	大学が主催する説明会等にあ っては、関連法令等の規定に 基づいて実施しています。な お、いわゆる「工事説明会」 は、原則として、事業者が主 催するものであることに留意 してください。
306	各種申請業務	48	2	6	(8)	1)				新中央診療棟の建築確認申請とは別に建築確認申請を提出するとの考え方でよろしいでしょうか。その場合の行政上の手続きは今回建築確認申請に先立って一団地申請を提出するとの手続きと考えてよろしいですか。	番号201の回答を参照して ください。
307	各種申請業務	48	2	6	(8)	1)				今回は計画通知または建築確認申請のどちらと考えるとよろしいでしょうか。	番号201の回答を参照して ください。
308	各種申請業務	48	2	6	(8)	1)				建築確認申請上の建物用途をご教示ください。	建築確認申請上の建物用途は「大学」です。
309	引越に関する事項	48	2	6	(9)					貴学側が行う什器備品等の引越業務で輸送・据付後に電気・水道・ガス管等との接続が必要な什器備品等についての接続は大学側が行うとの理解で宜しいでしょうか。	本事業とは別途に大学が行う引越業務、備品等調達業務に伴う電気、水道、ガス管等との接続は、事業者の業務範囲外とします。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
310	引越に関する事項	48	2	6	(9)					事業者が行う引越業務にて、什器備品内に入っている物はない状態（空っぽの状態）で引越するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が行う引越業務の対象となる什器備品等は、内部に物が入っていない状態（空っぽの状態）とします。
311	引越に関する事項	48	2	6	(9)					事業者が行う引越業務にて、常温以外の温度管理が必要なものは無いとの理解で宜しいでしょうか。（実験・研究用の試料等含む）	事業者が行う引越業務の対象となる什器備品等は、常温以外の温度管理が必要なもの（実験・研究用の試料等を含む。）は無いものとします。
312	引越に関する事項	48	2	6	(9)	1)	①			「電気、水道、ガス管等との接続が必要な備品等については接続を行い」とありますが、接続を行う備品等については、PC等の容易に動かせるものを除いた、設置後に動かさないもの、動かさないものを対象と考えて宜しいでしょうか。	「電気、水道、ガス管等との接続が必要な備品等については接続を行い、動作に差異のないことを確認すること。」の対象となる什器備品等は、パソコン等の容易に動かせるものを除いた、設置後に動かさないもの、動かさないものとします。
313	各業務の要求事項	48	2	6	(9)	1)	①			文面内に「電気、水道、ガス管等との接続が必要な備品等については接続を行い、動作に差異がないことを確認する」とありますが、【別表4】にはパソコン等の機器が含まれますが、この場合の「動作に差異」とはパソコン機器に関しても考えられていますでしょうか	番号312の回答を参照してください。
314	引越に関する事項	49	2	6	(9)	1)	①			書籍等についても引越の対象となるのでしょうか。対象となる場合には書籍数（段ボール換算）をお示しください。また、書籍等の段ボールへの梱包は業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	書籍等に関するボリュームは、段ボール箱換算3万箱となります。また、段ボール箱への詰め込み、段ボール箱からの取り出しは、事業者の業務範囲外とします。
315	各業務の要求事項	49	2	6	(9)	1)	②			貴学が行う引越し業務における想定リスト等を開示することは出来ますでしょうか。また、本業務において各室責任者等との個別のスケジュール打ち合わせ等の業務ではなく、貴学責任者との引越し調整が行われると考えても宜しいですか。	ご質問の前段について、本事業とは別途に大学が行う引越業務の対象となる什器備品等の提示は予定していませんが、主な什器備品等については、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】、【別表3 各室（エリア）に設置する機器・備品等】に含まれています。ご質問の後段について、本事業とは別途に大学が行う引越業務に関する事業者との打合せ等については、ご質問にあるように大学の責任者が行う

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											ようにします。
316	引越に関する事項	49	2	6	(9)	2)	②			貴学側で行う引越業務の際に建物や設備等への破損等が発生した場合は、大学側の費用負担で修繕するとの理解で宜しいでしょうか。また、修繕の時期は施設の引渡し済みであることを前提として平成33年4月1日以降を含めて事業者と協議決定するものとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、本事業とは別途に大学が行う引越業務において、建物や設備等への破損等が生じた場合の修繕等については、大学の負担とします。 ご質問の後段について、前段の修繕等の時期は、やむを得ない部分について本施設の引渡し後である場合も含めて、大学と事業者と協議のうえ、決定するものとします。番号57の回答を参照してください。
317	留意事項	49	2	6	(9)	2)	②			引越業務、備品等調達業務の円滑な実施に協力いたしますが、事業者に責が無く、備品搬入業者等に起因して引渡し日に支障が出る場合は、責任負担を除外させていただきまますようお願いいたします。	本事業とは別途に大学が行う引越業務、備品等調達業務について、事業者は当該業務の円滑な実施に協力（スケジュール調整を含む。）するものとしていますが、事業者に帰責事由のないスケジュールの遅れなどは、大学の負担とします。
318	備品等調達に関する事項	49	2	6	(10)					備品調達業務の業務内容において、什器備品の調達をリース品とする事は可能でしょうか。その場合、備品調達業務として事業者がリース会社とリース契約を締結し、所有権移転時には大学へのリース契約を承継すると考えてよいでしょうか。	本事業の備品等調達業務における什器備品等は、本施設の引渡しと同時に大学に引き渡すものであり、リース品とすることはできません。
319	維持管理業務	50	3	2	(1)					備品等に関する維持管理・修繕・更新業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか？	本事業の備品等調達業務における「什器備品等」は、設置に伴う不備及び初期対応等を除いて、維持管理業務の対象となりません。
320	法令等の遵守	50	3	2	(3)	(4)				維持管理業務計画書の作成とありますが、維持管理業務開始予定日前に提出する維持管理業務仕様書の中で、法令・技術基準を満足する計画的内容が記載してあれば、重複しますので維持管理業務計画書の作成は不要と考えてよろしいでしょうか	「維持管理業務仕様書」は、「要求水準書」及び維持管理業務に関する事業者の提案書に基づいて仕様をまとめたものであり、「年間維持管理業務計画書」は、仕様以外に、実施工程、実施体制、分担、資格、連絡体制等をまとめたものです。したがって、「年間維持管理業務計画書」において、「維持管理業務仕様書」を転用又は引用することは可能と

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											しますが、双方とも作成するものとします。
321	千葉大学環境・エネルギーマネジメントマニュアルについて	50	3	2	(4)	5)				エネルギーマネジメントマニュアルに基づき環境保全活動を推進とあり、要求水準（第1章総則、3 遵守すべき法令等及び適用する基準等、（2）、8）では、エネルギーマネジメントマニュアルは事業者が構内に事業所を置き福利厚生施設の運営業務を実施する場合に適用とあります。維持管理の業務範囲においては環境・エネルギーマネジメントへの協力と考えてよろしいでしょうか。	「千葉大学環境・エネルギーマネジメントマニュアル」は、事業者が構内に事業所を置き福利厚生施設の運営業務を実施する場合には適用するものとし、その他の維持管理業務及び運営業務においては、大学が実施する環境保全活動の推進について、事業者も積極的に協力（参加）するものとします。
322	費用の負担	51	3	2	(9)	1)				「、、、ただし、管球並びに衛生消耗品、、、は、大学より支給する」との記載がありますが、上記の管球にはLEDの管球も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	大学より支給する管球には、LED管球も含まれるものとします。
323	費用の負担	51	3	2	(9)	1)				「、、、ただし、管球並びに衛生消耗品、、、及び発電施設の燃料は、大学より支給する」との記載がありますが、発電施設の燃料は定期点検時に使用した分の燃料も大学より支給していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	大学より支給する発電設備の燃料には、定期点検時に使用した燃料も含まれるものとします。
324	更新等の業務範囲	52	3	2	(10)	2)				念のため確認させていただきますが、大学の事情による内装変更工事等を行った部分に関して経年劣化に伴う更新等は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。含まれる場合には当初の仕様等と異なるものに関しては都度業務費用の見直しが行われるとの理解で宜しいでしょうか。	大学の事由により内装変更等を行った部分の経年劣化に伴う更新等は、原則として、事業者の業務範囲外とします。ただし、当該部分の維持管理業務については、合理的な範囲内（例えば、事業者の業務量・業務費の増減を伴わない場合）であれば、大学と事業者で協議のうえ、事業者の業務範囲とすることができるものとします。
325	年度計画書の作成・提出	52	3	2	(10)	6)				年間業務計画書の作成は、業務範囲である建物・建築設備保守、外構施設保守、清掃衛生、警備の各業務を、業務毎ではなく全業務の計画書として、年度開始前に御提出するかと考えてよろしいでしょうか。	「業務仕様書」、「年間業務計画書」、「業務報告書」は業務ごとに作成するものとしますが、それらを一括して（まとめて）提出することは、問題ありません。なお、「業務仕様書」、「年間業務計画書」は、業務開始予定日の30日前ま

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											でに提出する必要があります。
326	業務報告書の作成・提出	52	3	2	(10)	7)				業務報告書類は大学のネット環境を使用して、大学の管理担当者に報告・提出することは可能でしょうか。	事業者は、本事業において、大学のネット環境を使用することはできません。
327	業務実施体制	52	3	2	(10)	8)				業務実施体制の「総括責任者」「業務責任者」「業務担当者」はそれぞれ兼務した配置は事業者の提案によって実施可という理解で宜しいでしょうか。	「総括責任者」、「業務責任者」、「業務担当者」の兼務は、事業者の提案によるものとします。
328	業務実施体制	52 62	3 4	2 2	(10) (7)	8) 6)	① ①			維持管理業務と運營業務それぞれに総括責任者を選任するというところでよろしいでしょうか。	「維持管理業務」と「運營業務」のそれぞれに「総括責任者」を選任してください。ただし、双方の「総括責任者」の兼務を認めるものとします。番号327の回答を参照してください。
329	業務実施体制	52	3	2	(10)	8)	①			総括責任者及び業務責任者は兼任する事は可能でしょうか。	番号327の回答を参照してください。
330	建物・建築設備保守管理業務	54	3	3	(1)					実施方針に関する質疑回答では什器備品は維持管理業務の対象としないとありますが、本要求水準においても同じと考えてよろしいでしょうか。	番号319の回答を参照してください。
331	建物・建築設備保守管理業務	54	3	3	(1)					本要求水準書の「別表3」「別表4」「別表5」に記載の物品は維持管理業務の対象外でよろしいでしょうか。	番号225、319の回答を参照してください。
332	建物・建築設備保守管理業務	54	3	3	(2)	4)				本施設の停電時に停電から30分以内に、何らかの原因で仮設電源対応機器に供給でなかった場合、維持管理業務に対するペナルティは発生するのでしょうか	ご質問ような事態のペナルティ(減額ポイント)は、「事業契約書(案)」の別紙10の規定に基づくものとなります。
333	有資格者業務	54	3	3	(2)	5)				電気主任技術者の公的選任は大学が指定する資格者にて選任するため本事業に含まれないということでのよろしいでしょうか。	電気主任技術者の公的選任は、大学が行うものとし、事業者の業務範囲外です。
334	有資格者業務	54	3	3	(2)	5)				防火管理者は大学側で選任されますが、防火管理者の責務としての消防計画や防災計画、防災訓練等は、事業者の業務範囲外として考えてよろしいでしょうか。	防火管理者の責務については、大学が負担するものとします。ただし、事業者は、防火管理者が行う消防計画、防災計画、防災訓練等に対して、積極的に協力かつ参加するものとします。



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
335	有資格者業務	54	3	3	(2)	5)				有資格者業務について、電気主任技術者は「大学が指定する資格者の指示・監督のもと業務を実施する」とありますが、大学側が選任するという理解で宜しいでしょうか。	番号333の回答を参照してください。
336	外構保守管理業務	56	3	4						突発的な災害等で倒木や外構部の破損等が発生した場合の修繕等は、大学にてご対応頂けると考えてよろしいでしょうか。	当該突発的な災害等での倒木や外構部の破損等の発生に伴う対応業務が、事業者の維持管理業務の範囲外である場合は、大学の負担とします。事業者の維持管理業務の範囲である場合は、不可抗力によるものとし、「事業契約書(案)」別紙8の2が適用されることとなります。
337	清掃衛生管理業務	57	3	5						清掃従事者の控室ならびに清掃時に使用する水光熱費は、無償で貸与頂けると考えてよろしいでしょうか。	清掃従事者の控室ならびに清掃時に使用する光熱水費(ただし、通信費は除く。)は、無償(大学の負担)とします。第2章4(5)1)④、「入札説明書」の第1章25を参照してください。
338	清掃衛生管理業務	57	3	5	(1)	1)				清掃衛生管理業務、(1)業務の対象範囲に「医学系総合研究棟の建物内及び共用部分(職員駐車場を含む。)」との記載がありますが、要求水準別表1各室(エリア)の要求水準の諸室表において共用部分はどこに該当するのかご教示ください。	<b>医学系総合研究棟の建物内における清掃衛生管理業務の対象範囲は、【別表1 各室(エリア)の要求水準】の「清掃の有無欄」を参照してください。なお、【◎】は、日常清掃、定期清掃の箇所であり、かつ、当該部屋に設置したゴミ箱内のゴミを各階ゴミ置場へ回収、集積する箇所です。【○】は、定期清掃の箇所であり、ゴミを回収、集積する必要はありません。なお、建物外部のガラス面は、「清掃の有無」にかかわらずすべてが事業者の業務範囲となります。</b>
339	清掃衛生管理業務	57	3	5	(1)	3)				本要求水準書の「別表1」に記載している清掃対象以外の部屋については、使用者による自主管理とし、本事業の範囲外でよろしいでしょうか。	【別表1 各室(エリア)の要求水準】の「清掃の有無欄」に【◎】、【○】がない箇所の清掃は、事業者の業務範囲外です。
340	清掃衛生管理業務	57	3	5	(1)	3)				清掃対象以外の部屋についても建物・建築設保守管理(床の貼替、一般空調機器の点検整備等)は維持管理業務内でしょうか。	「清掃衛生管理業務」以外の維持管理業務については、本施設のすべてが対象となります。
341	清掃衛生管理	57	3	5	(1)	3)				清掃作業は大学の業務に支障	具体的には決まっていません

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
	業務									のない時間帯にとあるが、具体的に何時から何時までと考えるとよろしいでしょうか。	が、日常清掃、比較的軽易な定期清掃については、休日・早朝・夜間等ではなく、例えば、8時30分から17時15分の間に行えるよう、大学は柔軟に対応するものとします。具体的には、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。
342	清掃衛生管理業務	57	3	5	(3)	3)				廃薬品、実験廃棄物等は大学職員ならびに学生により適切な分別を行い各フロアのゴミ集積スペースではなく建物全体を集約する1階屋外ゴミ庫集積場の所定区画に運んで頂けると考えてよろしいでしょうか。	番号218の回答を参照してください。
343	清掃衛生管理業務	59	3	5	(6)					管球、トイレットペーパー及び水石鹸などの消耗品は大学より支給とありますが、ごみ箱用のごみ袋や雨天時の傘袋も大学から支給と考えてよろしいでしょうか。又、その他支給頂ける消耗品があればご教示願います。	大学が必要と認めれば、ごみ箱用のごみ袋、雨天時の傘袋についても、大学より支給するものとします。
344	廃棄物の収集・集積	59	3	5	(8)					廃棄物のうち実験排水の回収された廃水や排水処理槽の引抜汚泥は大学側の負担か事業者側の負担かご教示ください。	実験排水の回収された排水、廃水処理槽の引抜汚泥の処理は、大学の負担とします。番号218の回答を参照してください。
345	清掃衛生管理業務	59	3	5	(8)	1)				業務の対象から、感染性廃棄物と粗大ゴミが除外されておりますが、左記廃棄物は、不特定の者が入れ替わり使用する部分（各階ゴミ置場のゴミを含む）から、1階のゴミ置場まで運搬・集積する廃棄物も含まれる（業務対象外）という理解でよろしいでしょうか。	番号218の回答を参照してください。なお、一般廃棄物（可燃ゴミ、資源ゴミ（ビン・カン・PETボトル・古紙類））は、感染性廃棄物や粗大ゴミには該当しないものとし、その（一般廃棄物）分別、保管、収集、運搬等は、事業者の業務範囲となります。
346	清掃衛生管理業務	59	3	5	(8)	1)				清掃対象箇所について、時間帯によって入室制限がある諸室がございましたらその場所と、入室可能時間帯をご教示ください。また清掃対象範囲外箇所がございましたらご教示ください。	ご質問の前段について、番号341を参照してください。ご質問の後段について、番号の338の回答を参照してください。
347	廃棄物の収集・集積	59	3	5	(8)	2)	②			清掃対象の部屋とは「別表1」に記載している日常清掃の対象となる部屋（◎印）を	番号の338の回答を参照してください。なお、[◎]の部屋へのゴミ箱は、一般居室で

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										指すのでしょうか。	ある講義室、セミナー室、会議室等には設置しないで、シャワー室、トイレ、湯沸室等には設置するなど、必要最小限とする予定です。
348	廃棄物の収集・集積	59	3	5	(8)	2)	②			各部屋に設置するゴミ箱の調達は本事業の範囲外ですが、各部屋に分別用ゴミ箱を設置していただけるのでしょうか。	各部屋に設置するゴミ箱の調達は大学の負担とし、各階ゴミ置場に設置するゴミ箱の調達は、事業者の業務範囲とします。
349	廃棄物の収集・集積	59	3	5	(8)	2)	②			清掃対象の部屋にあるゴミ箱内のゴミの回収とは部屋毎に設置された集積用ゴミ箱（原則1ヶ所）からのゴミ回収でよろしいのでしょうか。	番号338、347の回答を参照してください。
350	警備業務	60	3	6	(3)					「警備業務」と記載されていることから警備業法上の警備員の配置が必要と思われませんが、本施設では警備員の配置は不要であり、機械警備及び防災センターの管理要員にて対応するとお考えなのでしょうか。	大学としては、警備業法上の警備員を配置することなく、防災センターの管理要員、監視要員により、ご質問箇所の「(3) 要求水準」を満たせるものと理解していますが、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。番号188の回答を参照してください。
351	警備業務	60	3	6	(3)	1)				異常信号を受信した場合、既設の門衛所への通報を行うとありますが、非常の際には既設の門衛所の警備員が本施設へ出動し協力対応を行うということでしょうか。	番号265の回答を参照してください。
352	警備業務	60	3	6	(3)	1)				異常信号を受信した場合、既設の門衛所への通報を行うとありますが、非常の際には既設の門衛所の警備員が本施設へ出動し協力対応を行うことが想定されます。その場合の既設門衛所の警備員の対応費用は本事業の範囲外と考えてよろしいのでしょうか。	番号265の回答を参照してください。なお、既設の門衛所の要員にかかる経費等は、すべて大学の負担とします。
353	警備業務要求水準	60	3	6	(3)	1)				既設の門衛所への通報を行うと記載ありますが、既設の門衛所の警備員の配置時間・人数をご開示いただけますでしょうか。また、本事業施設も構内巡回の対象となるのでしょうか。何か連携が必要な事項はございますでしょうか。	ご質問の前段について、現段階での、既設の門衛所の要員の配置時間は17時15分から8時30分で、配置人数は2人（夜間の仮眠を認める勤務体制）です。ご質問の中段について、亥鼻キャンパス全体の構内巡回は実施していますが、例えば、医学系総合研究棟など、個々

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											<p>の施設を対象とした巡回ではありません。</p> <p>ご質問の後段について、大学の提示する要求水準を満たすことでよいものとし、これを超える内容については、入札参加者の提案によるものとします。</p>
354	警備業務	60	3	6	(3)	4)				<p>警備業務は24時間365日機械警備とありますが、本施設内の防災センターには昼は設備運転員を事業者側で配置しますが、夜間の異常信号は、事業者側の施設維持管理会社あるいは警備会社へ異常信号を飛ばすシステムでよろしいでしょうか。例えばキャンパス内の総合管理事務所等へ異常信号を飛ばす必要はないものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の前段（防災センターの体制）について、番号188の回答を参照してください。なお、<b>番号188の回答で「平日の昼間はもとより、休日・夜間（24時間・365日）も対応すること。」と規定していますが、このことは中央監視室の「監視要員」を24時間・365日配置するというでなく、夜間は「管理要員」あるいは「警備要員」を配置することでもよいものとします。</b></p>
355	警備業務	60	3	6	(3)	4)				<p>24時間365日機械警備とありますが、本要求水準書P26～P27に記載のICカード錠システムの設置及び運用のことを指すと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>番号188の回答を参照してください。</p>
356	警備業務	60	3	6	(3)	4)				<p>24時間365日機械警備とありますが、本要求水準書P26～P27に記載のICカード錠システムだけでなく窓枠センサーや空間センサー等の設置が必要でしょうか。</p>	<p>番号188の回答を参照してください。なお、医学系総合研究棟は、基本的には、24時間において無人となる時間帯はない（最終退館者がいない）ことを想定しています。</p>
357	警備業務	60	3	6	(3)	6)				<p>「6）以下の業務について防災センターの管理要員等での対応とすること。」との記載がありますが、休日、夜間におけるICカード非保持者への対応や、電話及び来訪者への対応が必要となっていますが、防災センターの管理要員等は基本的に365日24時間体制で対応するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号188、354の回答を参照してください。</p>
358	警備業務	60	3	6	(3)	6)				<p>記載の防災センターの管理要員等で対応する業務項目については警備業法上に定める警備員による対応ではなく、防災センターに勤務する建物・</p>	<p>番号188、350、355の回答を参照してください。</p>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										設備の管理要員の対応でも良いということでしょうか。	
359	警備業務	60	3	6	(3)	6)	①			大学で想定されている施錠業務の時間帯をご教示願います。	現段階では、開錠7時、施錠19時を予定しています。
360	警備業務要求水準	60	3	6	(3)	6)	①			「大学で設定した時間により、施錠及び開錠の業務を行う」とありますが、大学側で想定している本事業の施錠・開錠箇所、また当該箇所の想定施錠・開錠時館がありましたらご教示ください。	ご質問の前段について、現段階では、1階、4階の外部からの（原則としてすべての）出入口を想定しています。ご質問の後段について、番号359の回答を参照してください。
361	警備業務	60	3	6	(3)	6)	③ ④			休日、夜間とは具体的にいつのことを指すのでしょうか。日（曜日）と時間帯をご教示願います。	休日とは大学の定める日（基本的には、土、日、祝日、休日）であり、夜間とは、現段階では、17時15分から8時30分のことです。
362	警備業務	60	3	6	(3)	6)	③			休日、夜間以外（平日、昼間）は正面玄関のエントランスは開放（無施錠）とし、出入り管理等は行わず、ICカードを所持しない者も入館可能と考えてよろしいでしょうか。	現段階では、休日、夜間以外は、1階、4階の外部からの（原則としてすべての）出入口を開放（無施錠）とし、出入り管理等は行わず、ICカードを所持しない者も入館可能とする予定です。
363	警備業務要求水準	60	3	6	(3)	6)	③			休日、夜間の対応は頻繁に発生しますでしょうか。また、大学担当者様に確認いただく必要があるとのことですが、ご担当者様は夜間、休日もいらっしゃるのでしょうか。	ご質問の前段について、休日、夜間の対応は、頻繁には発生しません。ご質問の後段について、夜間、休日においても連絡が取れる体制としています。
364	その他	60	3	7	(1)					本施設の使用開始から2年目までは、通常の建物・建築設備保守管理業務以外に、LCCを低減するための施設運用方法などについて、専門的な立場から各種の支援を行う。とありますが、具体的な支援方法について教えてください。	本施設の供用開始の段階における、LCCを主目的とした設備機器等の諸設定や調整を想定していますが、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
365	プロジェクト研究スペース運営業務	63	4	3						念のため確認させていただきますが、本業務の業務責任者及び業務担当者は他の業務と兼任が良いとの理解で宜しいでしょうか。	「業務責任者」、「業務担当者」の他業務にまたがる兼任を妨げるものではありません。
366	プロジェクト研究スペース運営業務対象範囲	63	4	3	(2)	1)				プロジェクト研究スペースの賃貸対象件数（請求等業務の対象件数）は最大何件でしょうか。	【参考図】において水色で表記した「プロジェクト研究スペース」が対象となり、面積（専有面積）は1,447㎡となります。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
367	プロジェクト研究スペース運営業務対象範囲	63	4	3	(2)	1)				参考図ではプロジェクト研究スペースの実験室は研究室より少ないですが、実験室の一部は各入居団体との共用ということでしょうか。	「プロジェクト研究スペース」を借りるのは、原則として、千葉大学医学部の各領域（の教員）です。「プロジェクト研究スペース」以外で割り振られている研究室、実験室等で不足する場合などにおいて、「プロジェクト研究スペース」を借りるものであり、必ずしも、研究室3スパン、実験室2スパン（又は3スパン）のセットとは限りません。最小の貸出し単位は、1室からとなります。
368	プロジェクト研究スペース運営業務	63	4	3	(2)	2)				業務量に影響しますので、プロジェクト研究スペース利用者の入れ替え頻度の想定をご教示ください。	原則として、5年間隔での見直し（入替え）を行う予定ですが、その場合でも、多くが現状での更新となることを想定しています。
369	プロジェクト研究スペース運営業務	63	4	3	(2)	2)				プロジェクト研究スペース運営業務について、想定される一ヶ月の各業務対応頻度がありましたらご教示頂けますでしょうか。	本施設の供用開始の段階こそ、一定の業務量が発生することが予測されますが、通常時における「プロジェクト研究スペース運営業務」の業務発生頻度は、そんなに高くない（ほとんど発生しない）ことを想定しています。なお、具体的には、入札参加者の提案によって変わることも考えられます。
370	プロジェクト研究スペース運営業務	63	4	3	(2)	2)	①			許可事務等の事務処理業務、とありますが、許可基準等、プロジェクト研究スペースの運用規定は大学が作成するものと考えてよろしいでしょうか？	許可基準等、「プロジェクト研究スペース」の運用規定は、原則として、大学が作成するものとしませんが、民間的な視点からの事業者の提案についても、可能な範囲で反映させる予定です。
371	プロジェクト研究スペース運営業務	63	4	3	(2)	2)	①			プロジェクト研究スペース運営業務に「許可事務等の事務処理業務」がありますが、当該許可や許可変更、更新、解除を実施する大学の共通システム等の整備はありますでしょうか。本許可など業務は当該システムを使用し対応するという理解で宜しいでしょうか。	番号369の回答にもあるように、通常時における「プロジェクト研究スペース運営業務」の業務発生頻度は、そんなに高くない（ほとんど発生しない）ことから、紙ベースとともに、PCの既成アプリケーション（EXCEL等）を活用する程度であり、専用のシステムはありません。
372	プロジェクト研究スペース運営業務	63	4	3	(2)	2)	③			業務量に影響しますので、プロジェクト研究スペースの現在の利用者対応業務の具体的	番号367の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										な内容をご教示ください。	
373	プロジェクト 研究スペース 運営業務要求 水準	63	4	3	(5)					本業務に従事する体制を検討するため、より具体的な業務内容や業務発生頻度等をご教示いただけないでしょうか。大学内で現在同様の業務を行っているようでしたら、現体制（従事者数、勤務体制等）もご教示いただけないでしょうか。	番号366～371の回答を参照してください。
374	職員駐車場運 営業務	63	4	5	(2)	2)				業務量に影響しますので、職員駐車場利用者の入れ替え頻度の想定をご教示ください。	許可（更新を含む。）は、原則として年度単位としますが、使用者の異動や本人都合等により、年度途中での新規使用や解除もあり、その場合は、月割りでの許可（精算）とします。なお、現段階では、使用者からの徴収は現金とし、大学への入金は、徴収の翌月末までに、大学が指定する口座に振り込むものとする予定です。
375	職員駐車場運 営業務	63	4	5	(2)	2)	③			業務量に影響しますので、職員駐車場の現在の利用者対応業務の具体的な内容をご教示ください。	番号374の回答を参照してください。
376	福利厚生施設 運営業務	64	4	4	(4)	4)				福利厚生施設の運営業務について、社会環境の変化等が生じた場合には、要求水準の内容変更に係る協議に応じていただけませんか？	基本的には、ご質問箇所の「4）運営内容の変更」の規定に基づくものとしますが、供用開始から3年以内であっても、主として利用者のニーズに配慮する観点（現状とニーズが合っていないなど）から、大学が、運営内容の変更等を促すとともに、このことについて、大学と事業者が協議のうえ方針を定めることもあり得ます。
377	福利厚生施設 運営業務	64	4	4	(4)	4)				福利厚生施設の運営業務について、将来的に学生数の大幅減少等により事業が成立しなくなった場合には、中止の協議に応じていただけませんか？	大学としては、事業期間内における学生数の大幅な減少等は想定していませんが、仮に、そのような事態が発生した場合には、ご質問箇所の「4）運営内容の変更」の規定に基づくとともに、福利厚生施設運営業務の規模縮小や中止についても協議できるものとなります。
378	費用等	65	4	4	(5)					現時点での建物貸付料は16,721円/年・㎡とあります	大学としては、建物貸付料が改定されたとしても、事業者

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										が、貸付料が変動する場合には要求水準書及び事業者提案に関して、見直した貸付料に合わせた事業計画に見直しできるとの理解で宜しいでしょうか。基本はご提案した事業内容の継続を前提として検討いたします。	の事業計画を変更しなければならないほどの改定はないものと考えていますが、仮に、そのような事態が発生した場合には、ご質問箇所の「4) 運営内容の変更」の規定に基づくとともに、福利厚生施設運営業務の事業計画の見直しについても協議できるものとなります。
379	職員駐車場運営業務	66	4	5						念のため確認させていただきますが、本業務の業務責任者及び業務担当者は他の業務と兼任で良いとの理解で宜しいでしょうか。	番号365の回答を参照してください。
380	職員駐車場運営業務	66	4	5	(2)	2)				職員駐車場の運用方法について、現在の運用方法（料金徴収方法・頻度、利用許可管理方法・頻度、利用者対応の実施方法・過去の事例・想定される対応・頻度）をご教示頂けますでしょうか。	番号374の回答を参照してください。なお、内容が定期契約での駐車場であること、対象が学内の教職員等であることから、利用者対応はほとんどありません。
381	職員駐車場運営業務	66	4	5	(2)	2)	①			許可事務等の事務処理業務、とありますが、許可基準等、職員駐車場の運用規定は大学が作成するものと考えてよろしいでしょうか？	許可基準等、「職員駐車場」の運用規定は、原則として、大学が作成するものとなりますが、民間的な視点からの事業者の提案についても、可能な範囲で反映させる予定です。
382	職員駐車場運営業務	66	4	5	(2)	2)	②			職員駐車場の一ヶ月の想定徴収額がありましたらご教示頂けますでしょうか。	年間で約6万円を想定していますが、変更はあり得ます。
383	職員駐車場運営業務要求水準	66	4	5	(4)					本業務に従事する体制を検討するため、大学内で現在同様の業務を行っているようでしたら、現体制（従事者数、勤務体制等）もご教示いただけないでしょうか。	番号374、380～382の回答を参照してください。
384	事業者提案による運営業務（任意）	67	4	6						本施設に関し、大学が別途独自に提案した業務を公募することはない、との認識でよろしいでしょうか？	ご質問の趣旨が分かりかねますが、原則として、事業者提案による運営業務（任意）と競合する業務を、大学が本事業とは別途に発注することはないとしても、その他の運営業務については、教職員等のニーズに合わせて、大学が本事業とは別途に発注することはあり得ます。
385	業務内容の変更	67	4	6	(3)	3)				事業者提案による運営業務の開始3年を経過した4年目以	ご質問の前段について、基本的には、ご質問箇所の「3) 運



番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										降であれば、「業務内容及び業務時間の変更について大学と協議できるものとする」とありますが、例えば事業者の業績不振等の理由で事業者側より退去の申し立を行う事は可能でしょうか。 またその場合、次の入店先は事業者側で調達してくる理解でよろしいでしょうか。	営内容の変更」の規定に基づくものとしますが、供用開始から3年以内であっても、主として利用者のニーズに配慮する観点（現状とニーズが合っていないなど）から、大学が、運営内容の変更等を促すとともに、このことについて、大学と事業者が協議のうえ方針を定めることもあり得ます。 ご質問の後段について、番号22の回答を参照してください。
386	民間付帯施設 (任意) 事業	68	5	2	(1)					借地面積は資料3で示された範囲の一部でもよろしいでしょうか？	「入札説明書」第1章6(4)2)②アaの「ii 民間付帯施設(任意)」の規定(…なお、大学が提示する事業場所について、選定事業者は自らの提案内容に応じて、そのすべてか一部かを選択できるものとする。)の規定が適用されます。なお、当該地形(土地の形状)については、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。
387	事業の範囲	68	5	3						民間付帯施設(任意)に事業範囲(1)から(4)まで記載されていますが、各業務についてはSPCが直接行うのではなく、SPCから各業務を主なる企業に業務委託(請負)するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問箇所の(1)、(2)、(4)の業務を実際に実施する者については、大学の業務等に影響を与えないことを条件に、事業者の判断によるものとします。なお、(3)については、民間付帯施設(任意)事業に当たる者が実施する必要があります。番号22の回答を参照してください。
388	民間付帯施設 (任意) 事業	68	5	3						民間付帯施設(任意)事業において、事業場所のインフラ整備内容(給排水、ガス等)と、地盤調査内容の詳細が分かる資料をご開示いただけますでしょうか。	番号12の回答を参照してください。
389	事業の範囲	68	5	3	(1)					民間付帯施設(任意)の設計において、本施設は通常の確認申請との理解でよろしいでしょうか。この場合、大学キャンパス内にSPCが所有する施設の設計、建設する場合の注意点(特別な手続き、許認可等)がございましたらご	ご質問の前段について、番号158の回答を参照してください。なお、建築基準法上の手続は、確認申請になるものと理解していますが、具体的には、特定業政庁との協議によるものとします。 ご質問の後段について、ご質

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										教示ください。	問箇所の「3 事業の範囲」の「※ 民間付帯施設（任意）の施設整備業務、維持管理業務、運営業務、解体撤去業務に当たっては、関連法令等を遵守するとともに、大学担当者と十分に協議の上、大学の確認を得た上で実施すること。」の規定に基づくこととなります。なお、当該協議は、事業者の提案及び自主性を尊重することを前提とし、必要な範囲に限るものとします。
390	民間付帯施設	68	5	5	(1)					例えば、千葉大学のマスコットキャラクターを使用したグッズの販売を計画した場合 使用許可及び販売許可は無償提供でしょうか。 また、すべての売上は、事業者収入という理解でよろしいでしょうか。	ご質問の「千葉大学のマスコットキャラクターを使用したグッズの販売」について、類似の先行事例では、ロイヤルティを徴収していますが、個別の事案に応じて判断することとなります。
391	運営内容の変更	69	5	5	(3)					運営内容の変更についての記載がありますが、どうしても収支が合わず事業継続が困難な場合、本事業の契約解除を事業者側から申し入れる場合の違約金は、事業契約書（案）第86条2項の事業者の債務不履行とみなされる場合の違約金の適用がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	民間付帯施設事業における事業者の債務不履行で、本契約のうち民間付帯施設事業に関する部分の全部又は一部が解除された場合の違約金としては、「事業契約書（案）」第86条第2項の規定が適用されます。番号665、666の回答を参照してください。
392	<民間付帯施設（任意）事業>	69	5	6						民間付帯施設の土地の貸付料は2,101円（消費税を含まない）／年・m <sup>2</sup> とありますが、提案施設の建築面積が対象となるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が専有する土地の面積を対象とします。
393	費用等	69	5	6						現時点での建物貸付料は2,101円／年・m <sup>2</sup> とありますが、貸付料が変動する場合には要求水準書及び事業者提案に関して、見直した貸付料に合わせた事業計画に見直しできるとの理解で宜しいでしょうか。基本はご提案した事業内容の継続を前提として検討いたします。	大学としては、土地貸付料が改定されたとしても、事業者の事業計画を変更しなければならないほどの改定はないものと考えていますが、仮に、そのような事態が発生した場合には、ご質問箇所の「4）運営内容の変更」の規定の基づくとともに、民間付帯施設（任意）事業の事業計画の見直しについても協議できるものとします。

＜④要求水準書／別表・資料等に関する質問＞

番号	質問項目	別表	資料	参考図等	枚目	上中下段	-	質問	回答
394	自然採光について	別1						自然採光が必要な室が記載されていますが、参考図のプランでは下層のメカニカルバルコニーに面した室は建築基準法上では採光無窓の居室となっていると見受けられます。自然採光とは建築基準法上の採光とは別と考えてよろしいでしょうか。	【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「自然採光」は、建築基準法上の採光とは別のものです。
395	10階代謝生理学領域	別1						別表1 10階43代謝生理学実験室：19㎡、実験室（P1）：71㎡と記載がありますが、参考図では、実験室：71㎡、実験室（P1）：19㎡と読み取れます。参考図を正と考えてよろしいでしょうか。	【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「10階43代謝生理学 実験室：19㎡、実験室（P1）：71㎡」を「10階43代謝生理学 実験室：71㎡、実験室（P1）：19㎡」に修正します。
396	10階粘膜免疫学領域	別1						別表1 10階47粘膜免疫学に71㎡の実験室が2室記載されていますが、参考図には1室のみ計画されています。参考図を正と考えてよろしいでしょうか。	【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「10階47粘膜免疫学 実験室71㎡×2室」を「10階47粘膜免疫学 実験室71㎡×1室」に修正します。
397	11階免疫細胞医学領域	別1						別表1 11階37免疫細胞医学分子生物学実験室（P2）について、参考図では分子生物学実験室（P1A）と記載されています。BHLはどちらが正とすればよいでしょうか。	【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「11階37免疫細胞医学 分子生物学実験室（P2）」を「11階37免疫細胞医学 分子生物学実験室（P1A）」に修正します。
398	11階腎臓内科学領域	別1						参考図11階平面図18腎臓内科学のエリアに、医学部管理室（実験室）の記載がありますが、別表1には記載がありません。計画は任意と考えてよろしいでしょうか。	【別表1 各室（エリア）の要求水準】に「11階 医学部管理室（実験室）」を追記します。各項目の要求水準は、他の階の「医学部管理室（実験室）」と同じです。
399	別表1 各室（エリア）の要求水準	別1						各室（エリア）の要求水準には、SPCが使用できる諸室がないように思われますが、SPC業務従事者の更衣室、休憩室あるいは事務室（運営業務を行う人員等を配置するスペース）はどの諸室を利用可能なのかご教示ください。あるいは、SPCとして必要	「要求水準書」の第2章4(5)1) ④を参照してください。なお、これ以外にも必要な諸室を提案することも可能です。

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								な諸室を加えることが可能でしょうか。	
400	別表1各室 (エリア)の 要求水準	別1						S P C業務にて必要な諸室を設置する場合、家具・備品を除き本施設として大学の費用にて整備していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	番号399の回答を参照してください。なお、当該諸室の光熱水費は大学の負担とし、什器備品等、通信費は、事業者の業務範囲です。
401	別表1各室 (エリア)の 要求水準	別1						S P C業務にて必要な諸室を設置する場合、使用料の支払いはあるのでしょうか。ご教示ください。	番号399、400の回答を参照してください。
402	各室(エリ ア)の要求水 準凡例	別1						(a)一般事項7.清掃の有無記載に従い、【別表1】各室(エリア)の要求水準を確認しましたが、当該記載が見当たりませんでした。清掃対象範囲は別表1のどの部分を確認すれば良いのでしょうか。清掃対象箇所の分かる資料をご教示ください。	番号338の回答を参照してください。
403	【別表1】	別1						放射線遮蔽の必要な諸室があるようでしたらご提示ください。	「1階62R I室関連」、「1階64法医解剖室関連CT室、CT操作室」が該当します。
404	【別表1】	別1						防液堤を必要とする諸室等がありましたらご提示ください。	該当する部屋はありません。
405	【別表1】	別1						要求水準凡例における床荷重の解説で説明のある「集密書架」の荷重は、どの程度の物かをお示しいただけますでしょうか。	「建築構造設計指針」(文科省大臣官房文教施設企画部平成21年版)の表4.2積載荷重「可動書架を設ける書庫」を適用します。番号156の回答を参照してください。
406	【別表1】	別1						「機器類」「実験器具類」の積載荷重への均し方、また床用、小梁用、架構用、地震用積載荷重への展開方法についてはどのように考えれば宜しいでしょうか。	建築構造設計指針(文科省大臣官房文教施設企画部平成21年版)の表4.2実験室にならうものとします。ただし、【別表3各室(エリア)に設置する機器・備品等】に重量記載のある特殊な実験器具は、必要に応じて補強を行うものとします。
407	【別表1】凡 例	別1						F2(OAフロア)の高さをご提示ください。	F2(OAフロア)の高さは、通常の(一般的な)事務室等として特段問題がないものとし、具体的には、事業者の提案によるものとします。

番号	質問項目	別表	資料	参考図等	枚目	上中下段	-	質問	回答
408	【別表1】凡例	別1						F3（フリーアクセス）の高さをご提示ください。	F3（OAフロア）の高さは200mm程度とします。
409	維持管理業務	別1						実施方針に関する質問回答の番号26に研究室、実験室、事務室等は清掃衛生管理業務の対象外の旨の回答がございますが、【別表1】1F62RI室関連の第1～3実験室は「清掃の有無」に○が記載されています。定期清掃は実施するとのお考えでしょうか。	清掃衛生管理業務の対象は【別表1 各室（エリア）の要求水準】によるものとします。番号338の回答を参照してください。
410	ドラフトチャンバー数量	別1 別5						【別表1】各室の要求水準のDC設置対象室（55室）と【別表5】備品等調達業務対象什器備品等一覧表のDC数量（49台）が異なりますが、6台は引越什器備品に含まれる理解で宜しいでしょうか。	ドラフトチャンバーの設置数量は【別表1 各室（エリア）の要求水準（55台）】によるものとします。
411	安全キャビネット、クリーンベンチの所掌	別1 別7						【別表7】工事区分表において【別表1】各室の要求水準に記載の安全キャビネットおよびクリーンベンチの所掌の記載がありませんが、引越什器備品に含まれる理解で宜しいでしょうか。またその場合各機器の仕様をご教示下さい。	ご質問の「安全キャビネット」、「クリーンベンチ」は、大学の負担とします。なお、当該「安全キャビネット」、「クリーンベンチ」が、事業者の業務範囲の引越業務に含まれている場合は、当然に、当該引越業務は事業者の業務範囲となります。
412	実験排水	別1				上段		(e) 給排水衛生設備に実験排水の項目がありますが、要求水準書p.8第2章2(3)5)②に記載の「その他実験排水」にあたる項目がありません。排水管にて改修し排水処理を行う実験排水系統は無く、実験排水は全て利用者による原液及び二次洗浄までの廃液回収と考えてよろしいでしょうか。	【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「排水欄」の「実験欄」と「要求水準書」第2章2(3)5)の「②…その他実験排水…」は、同一のもの（内容）です。
413	1F CAL手術室間仕切について	別1			1			別表1のCAL手術室1と2には移動間仕切りで2分割と記載があります。参考図では壁による間仕切りのような表記ですが、該当部分を移動間仕切とし、壁による間仕切りは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の箇所について、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】、【参考図】のとおりとします。【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「1階63A CAL手術室1、CAL手術室2」の「移動間仕切欄」にある「2分割」を削除します。
414	各室（エリア）	別1			1	下段		CAL解剖室から解剖実習	「DF」は、ダウンフローと

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
	ア) の要求水準							室、及び解剖室1、解剖室2の換気階数欄に(D F)と記載されていますが、括弧書きとされている理由をご教示ください。	という意味です。換気回数ではないため括弧書きとしています。
415	各室(エリア)の要求水準	別1			1	下段		解剖室1、解剖室2のBSL欄に(P3)と記載されていますが、それぞれ括弧書きとされている理由をご教示ください。	<b>【別表1 各室(エリア)の要求水準】の「1階54法医解剖室関連 解剖室1、解剖室2」の「BSL欄」にある「(P3)」を削除します。</b>
416	各室(エリア)の要求水準	別1			1	中段		RI室関連の実験排水で黒丸●になっている欄がありますが、これは全てRI管理エリアの排水と言う意味でしょうか。	<b>【別表1 各室(エリア)の要求水準】の【1階62RI室関連】の「排水欄」の「実験欄」にある「●」はすべてRI管理エリアの排水ということです。</b>
417	低温室の湿度条件	別1			13			低温室の湿度条件は「成行き」と考えて宜しいでしょうか。	<b>【別表1 各室(エリア)の要求水準】の【11階48免疫発生学】の「空調欄」の「4℃」を「-(非空調室)」に変更します。</b>
418	ラウンジ、セミナー室の要求面積について	別1			14	下段		別表1に記載のラウンジ、セミナー室の要求部屋面積と参考図を照らし合わせると、基準階のみに設置されていて、面積は複数ある室の合計であるように見受けられます。上述見込みのとおり計画してよろしいでしょうか。	ご質問の「ラウンジ(給湯コーナー含む。)」は、28㎡/1箇所とし、「セミナー室」は、36㎡/1箇所としてください。
419	給湯室について	別1			14	下段		別表1に記載の給湯室は適宜設置ですが、ラウンジなどに給湯コーナーを設置する場合、その階にはそれ以上は不要と考えてよろしいでしょうか。	研究室及び実験室内部には飲用の給湯を設けないことを考慮し、各階各領域の近傍にバランスよく配置してください。ちなみに、【参考図】では、各階4箇所の設置としています。
420	給湯方式	別1			17			給湯の凡例に「給湯方式は局所給湯(貯湯式電気温水器)とする」とありますが、シャワーの給湯についてはヒートポンプ給湯器やガス瞬間湯沸器を使用してもよろしいでしょうか。	原則として、給湯方式は局所給湯(貯湯式電気温水器)としますが、要求される機能や性能によっては、貯湯式電気温水器以外を採用することも可能とし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
421	低層階特殊諸室の留意事項等	別1			17	中段		バイオハザードエリアの異常事態措置は維持管理業務外とし、大学側にてご対応頂けると考えてよろしいでしょうか。	バイオハザードエリアにおける異常事態時の緊急措置等は、大学が行うものとします。ただし、事業者の業務範囲として整備した「設備機器

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
									等」の維持管理業務は、事業者の業務範囲であることに留意してください。
422	空気調和設備の清浄度	別1			17	中段		空気調和設備に記載のある室内の清浄度の測定（JIS B 9920、ISO 14644-1に準拠する）は維持管理業務外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「室内の清浄度の測定」は、大学が行うものとし、事業者の業務範囲外とします。
423	2Fプロジェクト研究スペースについて	別1			2	下段		別表1に記載されている2Fのプロジェクト研究スペースの要求面積・参考図面積に比べ参考図記載の室が大きく計画されていると見受けられます。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	<b>【参考図】によるものとし、【別表1 各室（エリア）の要求水準】のご質問箇所（2階プロジェクト研究スペース）の「21」を「42」に修正します。</b>
424	各室の温湿度条件	別1			3			「空調「一般」：建築物における衛生的環境の確保に関する法律を満たす条件とする」とありますが、空調方式や室内負荷および外気条件により法律に定める相対湿度40%以上70%以下を満足できないことが考えられます。条件「一般」については夏期26℃/湿度成行き、冬期22℃/湿度成行きと読み替えてよろしいでしょうか。	温度条件は、ご質問のとおりでよいものとします。湿度については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」を満たすものとします。
425	各室の温湿度条件	別1			3			「空調「冷専」：室内環境については「一般」と同等とする。」とありますが、夏期・冬期とも28℃以下/湿度成行きと読み替えてよろしいでしょうか。	「冷専」の室内環境は、26℃以下/湿度成行きとします。
426	学生保管庫面積について	別1			3	中段		別表1に記載されている3Fの学籍保管庫の要求面積・参考図面積に比べ参考図記載の室が小さく計画されていると見受けられます。参考図記載の大きさを正としてよろしいでしょうか。	<b>【参考図】によるものとし、【別表1 各室（エリア）の要求水準】のご質問箇所（3階学籍保管庫）の「345」を「91」に修正します。</b>
427	各室の温湿度条件	別1			4	～		各室の温湿度条件で範囲の記載のない室については記載の数値を目標値とし、上下限の幅の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	<b>【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「空調欄」の「-」は、非空調箇所です。</b>
428	冷凍庫・冷蔵庫の温度条件	別1			4	～		各室の温湿度条件で冷凍庫・冷蔵庫が「一般」あるいは	番号424、425の回答を参照してください。

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								「冷専」とありますが、温度条件をご教示いただけないでしょうか。	
429	自然採光を満たしていない室について	別1			4 他	下段		別表1に記載の5F-15麻酔科学領域の秘書室のように別表では自然採光が必要と記載がされているのに対し、参考図では自然採光を満たしていない配置となっている室がいくつか見受けられます。参考図の配置を正として、該当の部屋の採光は提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の箇所は、大半が「秘書室」と考えられますが、この部分に限り【参考図】によるものとします。
430	医学部管理室（研究室）について	別1			5	中段		参考図5階に記載の医学部管理室（研究室）は、別表1に記載がありませんが、任意と考えるとよろしいでしょうか。	<b>【別表1 各室（エリア）の要求水準】の「5階 医学部管理室（実験室）」は記載があり、「11階 医学部管理室（実験室）」は記載がなかったため追記します。各項目の要求水準は、他の階の「医学部管理室（実験室）」と同じです。</b>
431	各室（エリア）の要求水準	別1			9	中段		診断病理学の出入り口扉の形状、実験室がD3でそれ以外はD1になっていますが、別表2の領域10の図では冷凍庫保管室、培養室、実験室（P2）の出入り口の表現がD2となっています。どちらが正しいでしょうか。他にも扉の形状に食い違いがあった場合どちらが正しいでしょうか。	ご質問の箇所について、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】によるものとします。なお、他の同様箇所についても、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】によるものとします。
432	別表2の位置づけについて	別2						別表2記載の什器レイアウトや平面詳細図では、什器備品が納まっていない部屋が見受けられます（領域4の準教授・医局長室等）。上記レイアウト・平面詳細図は参考とみなし、要求水準面積以上2+%以内、要求部屋面積の増減5%以内の範囲で計画することを必須と考えるとよろしいでしょうか。	お考えのとおりですが、レイアウトが厳しい部屋にあっては、±5%以内の範囲であったとしても、可能な限り減（マイナス）にはならないように調整してください。
433	【別表2】	別2						貴学もしくは各研究室にて調達設置する実験器具類について、コンクリート基礎が必要な場合は別途貴学にて整備するとの理解で宜しいでしょうか。	コンクリート基礎が必要な実験機器等はありません。



番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
434	【別表 2】	別2						貴学もしくは各研究室にて調達設置する実験器具類について重量をお教えてください。	番号406の回答を参照してください。【別表3 各室（エリア）に設置する機器・備品等】には、原則として、本事業での調達によるもの、引越によるもの、大学の別途の調達によるもの、すべての実験機器等が含まれています。
435	実験室の出入り口	別2			2			実験室のうちY3-Y4通りとX1-X2通りにある3室は、実験室の出入り口の条件を満たしていないように思われます。条件が緩和される場合がどのような場合かご教示ください。	ご質問箇所について、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】のとおりとします。
436	実験室の出入り口	別2			20			実験室のうちX13-X14通りとY3-Y4通りにある実験室は、実験室の出入り口の条件を満たしていないように思われます。設備点検歩廊側の開口が、2つ目の出入り口と考えておられるのでしょうか。設備点検歩廊側の開口には実験台などが置かれていますが、設備点検歩廊側の開口は実験台などがあっても避難上有効と考えられますでしょうか。	<b>ご質問箇所のX13、Y3-4の壁に、扉（片開き）を追加してください。</b>
437	研究室廊下側の扉	別2			26			秘書室の廊下側の扉が1か所になっていますが、研究室の廊下側の扉は1スパンに2か所が原則になっていると思われます。扉を2か所設置し1か所を締め切りにする必要は無いでしょうか。他にも同様な箇所がありますが同じように考えて宜しいでしょうか。	ご質問の箇所について、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】のとおりとします。
438	備品などのレイアウト	別2			42			秘書室の備品レイアウトは、一部、備品が重なっているように思われますが、レイアウトはこれが正しいでしょうか。	ご質問箇所の部屋の大きさ・形状について、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】のとおりとし、什器備品等については、事業の実施段階で調整するものとします。
439	締め切りの扉	別2			50			教授室、低温室、実験室の廊下側の扉が締め切りになっていますが、これが正しいでしょうか。	ご質問の箇所について、【別表2 各室（エリア）の特殊条件等】のとおりとします。
440	締め切りの扉	別2			52			学生室の廊下側の扉が1か所締め切りになっていますが、	ご質問の箇所について、【別表2 各室（エリア）の特殊条件

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								コンセントの表記がありません。扉を中止して壁にしなくても宜しいでしょうか。	等】のとおりとします。なお、当該箇所のコンセントは、什器備品等に取り付けるなどの措置を行うものとします。
441	什器備品一覧表	別3 別4 別5						什器備品等一覧表に記載のある特殊設備機器（ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、冷凍庫、遠心機等）の点検や修繕業務は、維持管理業務外と考えてよろしいでしょうか。	番号225の回答を参照してください。
442	分析装置の冷却チラー	別3						実験室備品リストには、分析装置に必要な冷却チラー装置が見当たりませんが、冷却機とそれに伴う室外機は考慮するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問箇所には、冷却機、室外機の設置に対応できるよう、スペースやスリーブ（腰壁下部）等の確保を行うこととします。
443	【別表3】	別3						実験器具類について、コンクリート基礎が必要な場合は基礎サイズをお教えてください。	コンクリート基礎が必要な実験機器等はありません。
444	【別表3】	別3						別表の機器重量欄が空白となっておりますが、既存持込み品等それら実験器具類について重量をご提示願えますでしょうか。合わせて別途で貴学もしくは各研究室にて設置する予定の機器類についても重量等をご提示ください。想定重量でも結構です。	ご質問の前段について、【別表3 各室（エリア）に設置する機器・備品等】の機器重量は、構造計画において必要と考えられるものを記載しています。その他の機器重量については、「建築構造設計指針（文科省大臣官房文教施設企画部平成21年版）」の表4.2の積載荷重表によるものとします。 ご質問の後段について、番号434の回答を参照してください。
445	別表4	別4						CT装置の引越は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	CT装置の引越業務は、事業者の業務範囲外です。
446	引越業務対象什器備品一覧	別4						記載のある什器備品は、引越し先（医学系総合研究棟内）に全て入り切るという認識で宜しいでしょうか。	基本的には、記載のある什器備品は、引越し先（医学系総合研究棟内）にすべて入り切るものと考えています。
447	別表4引越業務対象什器備品等一覧一般備品	別4						什器備品のリストが添付されておりますが、今後の医学部本館内での貴学における移動等があり同一部屋、同一寸法の備品がリストと一致しない場合の確認は、引越し業務の直前等に再確認する事がある	<b>実際の引越時点でのリストの見直し等は、大学と事業者が協働して行うものとし、具体的な協働については、事業者の提案によるものとします。同様に、備品等調達業務において、実際の調達時点でのリ</b>

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								のでしょうか。お教えてください。また、諸室の引っ越しに関して貴学で各室の責任者等が同一同型備品の通し番号等の添付等の確認を行うものとして考えて宜しいでしょうか。	<b>ストの見直し等は、大学と事業者が協働して行うものとし、具体的な協働については、事業者の提案によるものとし</b> ます。
448	別表4 引越業務対象什器備品等一覧一般備品	別4						引越し元の図面（詳細図）を開示いただけますか。 （引越し元の通路幅、外構（引越車停車場所）、階段、E L V配置等が計画に必要なと思われる。）	医学部本館各階平面図（平成24年度時点）に関する【参考資料 医学部本館各階平面図（平成24年度時点）】（追加資料）について、平成29年9月21日（木）より貸与します。「本質問回答書（1回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
449	【別表4】	別4						移転3カ月ほどのスケジュールでリスト内にある機器の運転はもとより、輸送前後のユーティリティの脱着・正常動作の調整・確認もPFI事業者が完成させるとの認識で良いのかをご教示ください。	機器の運搬とともに、ユーティリティの脱着、動作の確認・調整も、事業者の業務範囲となります。
450	ドラフトチャンバー	別5			4			【別表1】ではDCが必要な室が計55室ありますが、本工事となるドラフトチャンバーの台数は別表5に記載の計49台と考えてよろしいでしょうか。	番号410の回答を参照してください。
451	解剖関連諸室の排気スクラバー	別6						解剖関連諸室でホルマリン対策を必要とする排気について、別途工事の解剖台排気も含めて排気処理（スクラバー）は本事業の工事範囲内との理解でよろしいでしょうか。	別途工事の解剖台排気も含めての排気処理（スクラバー）は、事業者の業務範囲です。
452	除菌システム	別6			1	中		別表6に「酸素クラスターによる除菌・消臭システムを導入すること」との記載がありますが、【別表7】工事区分表（中段）における「実験機器」に該当し、酸素クラスター機器本体は別途事業と考えてよろしいでしょうか。	酸素クラスター機器本体は、事業者の業務範囲外です。
453	低層階特殊諸室の留意事項等	別6			4	下段		バイオハザードエリアの排気処理（HEPAフィルター、チャコールフィルターの定期	番号225、338、421の回答及び【資料35 千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								取替点検)、排水滅菌装置、臓器保管庫等の維持管理業務は対象外と考えてよろしいでしょうか。	整備等事業保守管理業務仕様書】(差し替え資料)を参照してください。 業務仕様書に関する【資料35 千葉大学(亥鼻)医学系総合研究棟整備等事業保守管理業務仕様書】(差し替え資料)について、平成29年9月21日(木)より貸与します。「本質問回答書(1回目)」の後(うしろ)に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
454	追加：各室内間仕切・建具について	別7			1	下段		別表7に記載の「追加：各室内間仕切・建具」について、別途事業との記載がありますが、要求水準書、参考図の内どの部分が該当するのかご教示いただけますでしょうか。	「プロジェクト研究スペース」など、新たな入居者が決定したことにより、大学の事由で【参考図】には含まれない間仕切等が必要になった場合を想定していますが、これに限るものではありません。
455	施設整備事業開始時の事業用地の状態について		資1					施設整備事業開始時の本施設、民間付帯施設の事業用地の状態は現状のままの引渡しという認識で宜しいでしょうか。	本施設事業場所については、各種の【資料】、【参考図】などによるほか、番号75の回答(別途工事の工事仮設等が追加されます。)を参照してください。 民間付帯施設(任意)事業場所については、現状のままとなります。
456	工事に使用する道路に係る規制について		資1		1	上段		施設整備業務で使用する、市道(本町2号線)及び市道から工事エリアに通じる構内道路の工事車両の通行に規制はあるのでしょうか。(スクールゾーン、時間別通行規制等)	構内道路については、番号75の回答を参照してください。 市道については、事業者での調査をお願いします。
457	事業場所について		資2					資料2に記載の事業場所(本施設)区域外の部分は、本PFI事業から外れると考えてよろしいでしょうか。	特記がない限りは、そのとおりですが、インフラ関係、工事用地関係、同復旧関係、渡廊下関係、連絡通路関係、門衛所関係、その他特記にある事項は、事業者の業務範囲になりますので留意してください。
458	有料駐車場ゲートについて		資3		1	下段		民間付帯施設の入り口には、有料駐車場ゲートがありますが、民間付帯施設利用者で駐車場利用者からも駐車料金を徴収するというのでしょうか。あるいは、民間付帯施設	ご質問のゲートは看護師駐車場専用です。なお、民間付帯施設(任意)事業における業務用の車両については、無償とする予定です。客用の車両については、特別扱いはでき

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								利用者は駐車料金を無料にする等の優遇策は可能でしょうか。	ませんので、有償（有償で構内の駐車場を利用している車両と同じ扱い）となります。
459	測量図の座標について		資4					資料4にて現況の測量図をご提示いただいておりますが、建物配置等を正確に検討したため測量座標位置の分かるものをご提示いただけないでしょうか？もしくは、対象図のCADデータを貸与いただけないでしょうか。	【資料4 事業場所周辺現況測量図（平面、高低、工作物）】（DXFデータ）について、平成29年9月21日（木）より貸与します。「本質問回答書（1回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
460	資料4		資4					設計検討に必要であるため、【資料4】事業場所周辺現況測量図のCADデータを早期に開示いただくようお願い致します。（希望日：9月7日まで）	番号459の回答を参照してください。
461	野球場の既存物について他		資4		1	下段		①野球場の南側法面に階段らしき表記がありますが、これはミスプリントと考えるのでしょうか。 ②現地説明会では、西側法面にスタンドや雨水桝様のものがありました。表記がありません。図示いただくと共に他にもそのようなものがありましたら、図示願います。	<b>ご質問の「階段らしき表記」はミスプリントであり、削除します。</b> ご質問の「スタンド」、「雨水桝」については、【資料】などから読み取っていただくとともに、目視が可能なものについては、現地での確認をお願いいたします。
462	資料7～資料25		資7 ～ 資25					設計検討に必要であるため、【資料7】～【資料25】のCADデータを早期に開示いただくようお願い致します。（希望日：9月7日まで）	ご請求の資料のCADデータの貸与は予定していません。
463	光ファイバー切廻しルート		資11					【資料11】電気インフラ整備状況（情報）には、北側グラウンド、および南側道路に埋設配管を敷設し、外来B棟へ接続するようになっていますが、要求水準書本文、および、5）－6【参考図】P1には北側共同溝との接続が示されています。共同溝のみ計画としてよろしいでしょうか。	北（グラウンド）側については共同溝利用とし、南（道路）側については新設埋設配管とさせていただきます。【資料11 事業場所周辺電気設備インフラ整備状況（情報）】（変更資料）、【資料14 亥鼻キャンパス構内新設光ケーブル配線構成図】（変更資料）について、平成29年9月21日（木）より貸与します。「本質問回答書（1回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
464	井水配管		資23					凡例では井水配管が二点鎖線	図中に記載のある紫色の一点

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								で示されていますが、図中に記載の紫色の一点鎖線も井水配管と考えてよろしいでしょうか。	鎖線も「井水配管」です。
465	設計G L レベル		資29					設計G L と地盤調査レベルとの関係をお教えてください。	ボーリング地点の標高はT. P. 表示となっています。なお、設計G L は、事業者の計画によるものとします。
466	一般共通事項 受注者の負担 の範囲		資35					Ⅱ－2. 受注者の負担の範囲に停電時の作業に使用する電力・用水は、事業者が準備し負担する。とございますが、停電時とは、受変電設備の年次点検等、外部電力を遮断して何かを行なう時のこととの認識でよろしいでしょうか。	ご質問の「停電時」とは、受変電設備の年次点検等、外部電力を遮断しているときに、何らかの業務を実施しようとする場合のことです。
467	定期点検及び 保守自動扉		資35					Ⅲ－1. 3－(2) 点検項目は、外部用自動ドアとする。とございますが、本施設の内部用自動ドアも外部用自動ドアの点検項目により点検する、との認識でよろしいでしょうか。	建物内部用自動ドアの維持管理も事業者の業務範囲となります。
468	定期点検及び 保守搬送設備		資35					Ⅲ－6－(7) メーカーあるいはメーカー系メンテナンス会社を実施させるということでしょうか。	<b>ご質問箇所の「点検は製造者 に実施させること」を「点検 は製造者もしくは製造者の指 定するメンテナンス事業者に 実施させること」に変更しま す。</b> 業務仕様書に関する【資料3 5 千葉大学(亥鼻)医学系総 合研究棟整備等事業保守管理 業務仕様書】(差し替え資料) について、平成29年9月2 1日(木)より貸与します。 「本質問回答書(1回目)」の 後(うしろ)に掲載している 「入札説明書等に関する追記 事項」を参照してください。
469	運転・監視及 び日常点検・ 保守業務の条 件		資35					Ⅳ－1－(2) 要員を24時間365日本施設に常駐させて運転・監視を行なうということでしょうか。	運転・監視要員(監視要員)を24時間・365日、本施設に常駐させる必要はありません。番号188、354の回答を参照してください。
470	室内環境測定 他業務対象の 概要		資35					Ⅴ－1－(1) 管理技術者委託業務のうち、別業務の書類確認とは具体的にどのような業務でしょうか。	給水元である受水槽の清掃・管理記録/給水元である受水槽の水質検査記録/別途発注された清掃業務の記録等のことです。

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
471	建物・建築設備保守管理業務仕様書／業務概要		資35		1			I. 業務概要 4. 業務仕様 「この保全業務（以下「業務」という。）の事業者は、「保守管理業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）、別添の…（中略）…に基づき次の業務履行する。」と記載がありますが、「別添の…（中略）…のうち、保安規定以外を参考とし、次の業務を履行する。」と変更することはできないでしょうか。	原案のままとします。
472	電気設備点検		資35		11			III. 定期点検等及び保守 2. 電気設備 2. 1 受変電・電力設備（2） 「定期点検の内容は、共通仕様書による」と記載がありますが、「保安規定による」の誤りではないでしょうか。	<b>ご質問箇所の「共通仕様書による」を「保安規程による」に変更します。</b> 業務仕様書に関する【資料 3 5 千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業保守管理業務仕様書】（差し替え資料）について、平成 2 9 年 9 月 2 1 日（木）より貸与します。「本質問回答書（1 回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
473	保守管理業務特記仕様書		資35		15	上段		空調機のフィルター清掃対象に、清掃対象部屋とありますが、清掃対象部屋とは「別表 1」に記載している日常清掃の対象となる部屋（◎印）を指すのでしょうか。	番号 4 5 3 の回答を参照してください。
474	保守管理業務特記仕様書		資35		15	上段		空調機のフィルター清掃対象に、清掃対象部屋とありますが、清掃対象部屋以外の部屋については使用者にて実施ということでしょうか。	番号 4 5 3 の回答を参照してください。
475	保守管理業務特記仕様書		資35		15	上段		空調機のフィルター清掃対象以外の部屋について、フィルターの劣化による交換や空調機の点検、修繕等のメンテナンスは維持管理業務の範囲内ということでしょうか。	番号 4 5 3 の回答を参照してください。
476	保守管理業務特記仕様書		資35		3	中段		常駐者で行う業務の人員配置については別表にて記載するのとありますが、別表とはどこに添付されているのでしょうか。	本事業が P F I 事業であるという趣旨から、人員配置については、事業者の提案によるものとします。
477	保守管理業務特記仕様書		資35		7	上段		建築基準法第 1 2 条第 1 項の規定による特定建物定期調査	関連法令の規定に基づくものとします。

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								報告の実施周期をご教示願います。	
478	保守管理業務 特記仕様書		資35		7	上段		建築基準法第12条第3項の規定による建築設備定期調査報告は不要でよろしいでしょうか。	関連法令の規定（特定行政庁との協議を含む。）に基づくものとします。
479	外部階段			参				平面図の北東及び南西の角にある屋外階段は、利便性のために設置しているのか、避難のために設置しているのかどちらでしょうか。また、この外部階段及び外部廊下は日常動線として使用することを想定していますか。	当該屋外階段（及び外部廊下）は利便性や安全性の向上のために設置していますが、日常動線としては考えていません。設置するかどうかについては入札参加者の提案によるものとします。
480	各階の領域、 間取りについて			参				各階の領域、間取りは、既に学内で調整されたものであり、原則、変更はできないと考えてよろしいでしょうか。また、上下方向の階数設定も同様と考えてよろしいでしょうか。	番号157、192の回答を参照してください。
481	別途工事との 関係性について			参	1			配置図に、当該事業で整備する施設以外の別途工事（中央診療棟、リニアック棟、基盤整備道路等）で整備される施設についても合わせて記載してありますが、それぞれの工事の工期をご教示いただけないでしょうか。また施設整備や運営・維持管理の期間が重なる場合、事業者が集まる連絡調整会議等の会議は実施されるのでしょうか。	ご質問の前段について、番号75の回答を参照してください。 ご質問の後段について、施設整備に関しては、関連工事を施工する当事者間の協議の場を想定しています。
482	リニアック棟			参	1			リニアック棟の将来機器更新のための搬入口の位置をご教示ください。	番号75の回答を参照してください。
483	渡り廊下の範囲			参	1			事業場所（本施設）区域外の部分に当たる渡り廊下の分解線をご指示いただけますでしょうか。	ご質問の「渡り廊下」のすべての部分が事業者の業務範囲です。番号198、457の回答を参照してください。
484	屋根付き連絡 通路の範囲			参	1			事業場所（本施設）区域外の部分の当たる屋根付き連絡通路の分解線をご指示いただけますでしょうか。	番号187、457の回答を参照してください。
485	参考図の配置 図について			参	1			参考図1枚目の配置図について、周辺との取り合いについて既存データを利用したくCADデータを頂けないでしょうか。	番号459の回答を参照してください。



番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
486	参考図			参	1 3			本施設は共同溝と接続することになっておりますが、施工計画の検討のため、現時点の共同溝の図面を開示いただけませんかでしょうか？	ご質問の共同溝は今後整備するものであり、概略寸法しか決まっておりません。「要求水準書」第2章2(3)の「1) 共同溝」を参照してください。
487	斜面の階段について			参	1	下段		野球場から連絡道路に向かう斜面の既存階段に、一部重ね合わせる形でまっすぐの階段が表記されていますが、既存階段を遣り替えると考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書」第2章4(3)8)の「⑧ 擁壁、法面保護、階段等」の規定（…階段（本施設の南西側の既存階段で4階レベルから1階レベルをつなぐ）…）に基づくものとします。
488	連絡道路の工事利用について			参	1 6	下段		4階の車寄せ設置工事や法面の新規擁壁工事において、連絡道路を工事利用することが可能でしょうか。可能な場合、規制範囲及び規制時間をご指示願います。	常時歩行者の通路（現状幅程度）を確保することを条件とし、車道については、工事用として使用することができるものとします。
489	旧ポンプ室について			参	1	上段		アクセス道路の出入り口付近にある旧ポンプ室は、本事業で解体撤去すると考えてよろしいでしょうか。また、解体撤去することで他に影響はないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲で解体撤去してください。なお、解体撤去による他への設備的な影響はありません。
490	別途工事について			参	1	中段		中央診療棟、リニアック棟、基盤整備車路及び共同溝が別途工事となっておりますが、これらの工事概要、工事時期ならびに本施設着工前にこれらは竣工していると考えてよろしいでしょうか。	中央診療棟、リニアック棟については、番号75の回答を参照してください。 基盤整備車路については、番号187の回答を参照してください。 共同溝については、番号486の回答を参照してください。
491	構内道路を横切る共同溝について			参	1	中段		構内道路を横切る共同溝は、本施設整備の中で設置すると考えてよろしいでしょうか。その場合、具体的な図面等をお示しください。	番号486の回答を参照してください。
492	アクセス道路について			参	1	中段		アクセス道路がテニスコートや多目的グラウンド内に入り込んでいますが、工事完了時にテニスコート等を原状復旧し、アクセス道路の位置も若干変更すると考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書」第2章4(3)8)の「⑫ 多目的グラウンドとテニスコート」の規定に基づいてください。なお、アクセス道路の線形は変更しないものとし、アクセス道路が現状のテニスコートや多目的グラウンド内に入り込んでも問題ありません。
493	8階助講師室			参	10			参考図8階助講師室が2室に	ご質問箇所の間仕切り壁は、

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								分かれています、別途工事 と考えてよろしいでしょ うか。	事業者の業務範囲です。
494	廃棄物置場			参	3			建物北側の廃棄物置場が破線 で記載されておりますが、事 業範囲内との理解でよろしい でしょうか。	廃棄物置場に設置する上部構 造物は大学にて設置するもの とし、事業者の業務範囲はそ の下部のコンクリート舗装ま でとします。大学が、現段階 で想定している上部構造物は、 「ボンベ庫」、「危険物保管 庫」、「産業廃棄物（感染廃棄 物）保管庫」、「産業廃棄物 （廃プラスチック類）保管 庫」、「一般廃棄物保管庫」、 「古紙類保管庫」、「資源物保 管庫」です。
495	参考図（1階 平面図）			参	3			リニアック棟南側にある単線 表現（10,500×3,000）の位置・大きさ等は調整 できるものとの理解でよろし いでしょうか。	当該位置は、基盤整備車路の 柱脚を示したものであり、今 後の設計であることから、可 能な範囲内であれば、調整は 可能です。
496	参考図（1階 平面図）			参	3			参考図1階平面図右下に「搬 入用（新中央診療棟）」との記 載がありますが、人のみの出 入りと考えてよろしいでしょ うか。	番号75の回答を参照してく ださい。
497	参考図（1階 平面図）			参	3			参考図1階平面図右下に「搬 入用（新中央診療棟）」との記 載がありますが、車両は黒の 三角形▼印のところまでの寄 り付きと考えてよろしいでしょ うか。	番号75の回答を参照してく ださい。
498	斜面の階段に ついて			参	3 6	下段		斜面の階段が1階と4階に表 記されていますが、行き先は 同じ場所なのでしょう。違 う場合は図示願います。ま た、4階部分は本施設側から バルコニー等で繋がっていると 考えてよろしいでしょ うか。	ご質問の階段は、4階にはあ りません。番号487の回答 を参照してください。
499	4階知財相談 教員室			参	6			参考図4階知財相談教員室に 間仕切りの記載がありますが、 別途工事と考えてよろしい でしょうか。	ご質問箇所の間仕切り壁は、 事業者の業務範囲です。
500	開発行為につ いて		資2	参	1	中段		本施設の東・南・西面で既存 法面に大きく掛かっており、 開発行為に該当すると考えま すが、開発許可を含めて、施 設整備期間約3年は厳しいと	ご質問の前段（設計業務の前 倒し）について、「基本協定書 （案）」の第7条を適用するも のとし、 ご質問の後段（引越業務の前

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								思われます。そこで、運営開始時期は変えずに、設計開始を落札者決定直後からとしたり、引越時期を前倒ししたりする等の工夫は認められると考えてよろしいでしょうか。	倒し) について、「事業契約書(案)」の第27条、第28条、第29条とともに、特定行政庁等の諸検査等に問題がなければ可能とします。

<⑤落札者決定基準に関する質問>

番号	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	-	質問	回答
501	再入札に際しての提案内容の変更について	4	5	(1)						「再入札に際して提案内容の変更を行うことは許されるものとする。」とありますが、予め再入札金額に符合する技術提案書を用意しておくことでしょうか。もしくは、後日技術提案書の修正版を再提出させて頂けるのでしょうか。	再入札の期日は、当初入札の期日から一定の期日後に実施するものとします。なお、あらかじめ、再入札を想定した「提案書」の準備は、入札参加者の判断によるものとします。
502	個別提案の評価について	8	5	(3)	2)	①				「本加点項目では優れた個別提案を行ったことのみを評価し、他の加点項目では提案の内容そのものを評価する。」とありますが、点数はどのようなつけ方になるのでしょうか。	個別提案に関する「審査基準」に基づいて審査委員会で評価することとなります。なお、番号145の回答を参照してください。
503	工程管理における別途発注工事の工期他条件提示について	11	5	(3)	2)	②	イ	b		大学が別途発注する中央診療棟、リニアック棟、基盤整備等の各工事の工期、仮設計画について工程管理の提案を行う前提条件としてご提示願います。	番号75の回答を参照してください。
504	施工計画ウの記載様式について	12	5	(3)	2)	②	ウ			様式51に記載するようございますが、様式集の様式51において記載となっておりません。様式集と落札者決定基準に不整合があるように思われ、対応についてご指示ください。	番号146の回答を参照してください。

<⑥基本協定書(案)に関する質問>

番号	質問項目	頁	条	項	号	別紙	-	-	-	質問	回答
505	協力企業	1	前							協力企業が含まれていないようですが、含めなくてよろしいでしょうか?	原案のとおりとします。協力会社は基本協定の当事者となるものではありません。

番号	質問項目	頁	条	項	号	別紙	-	-	-	質 問	回 答
506	当事者の義務	1	2	2						「乙は、事業契約締結のための協議においては、本事業の事業者決定手続きにおける「国立大学法人千葉大学運営基盤機構キャンパス整備企画部門PPP/PFI事業審査委員会」及び甲の要望事項を尊重しなければならない」とありますが、当該要望が、「工期及び費用の変更を伴う設計の変更」に当たる場合、事業契約書（案）第13条第2項、第3項に準じて、追加的な費用が生じたときは、大学が当該費用を負担するものと理解してよろしいでしょうか？	「基本協定書（案）」第2条第2項の趣旨は、「入札説明書」、「要求水準書」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」及び「事業者提案」等では事業者が履行義務を負っていない事項についても、「国立大学法人千葉大学運営基盤機構キャンパス整備企画部門PPP/PFI事業審査委員会」及び大学が当該事項を要望した場合には、事業者において当該要望を尊重し前向きに検討を行うという努力義務を定めたものであり、追加費用が生じた場合の負担方法等を定めるものではありません。
507	当事者の義務	1	2	2						「乙は、事業契約締結のための、、、「国立大学法人千葉大学運営基盤機構キャンパス整備企画部門PPP/PFI事業審査委員会」及び甲の要望事項を尊重しなければならない。」との記載がございますが、本事業の入札説明書、要求水準書、事業契約書の趣旨や事業者の提案内容を逸脱しない範囲での要望事項との理解でよろしいでしょうか。	番号506の回答を参照してください。
508	事業契約	2	6							事業契約の締結時期が変動する場合、事業契約期間や事業日程は、協議の上、調整されるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約期間及び事業日程は、原則として、「入札説明書」、「要求水準書」、「基本協定書（案）」及び「事業契約書（案）」記載のとおりとします。仮に、事業契約の締結時期が著しく変動した場合には、大学が、そのときの個別事情に応じて、事業契約期間及び事業日程等につき判断を行うものとします。
509	事業契約不調の場合の処理	2	8							事業予定者側の責による事業契約の不調については、事業者側に違約罰が課されるにもかかわらず、貴学の責による場合に貴学が何ら責任を負わないのは不合理であると考えます。貴学の帰責による事業契約不調の場合は、事業者側に生じた実損の賠償をお願いいたします。	「基本協定書（案）」第8条第1項但書第2文として、「また、甲の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、甲は、乙が落札者として決定されて以降に本事業の準備のために支出した費用を合理的な範囲で負担するものとする。」を追加します。

番号	質問項目	頁	条	項	号	別紙	-	-	-	質 問	回 答
510	事業契約不調の場合の処理	2	8	1						本項は、基本協定書締結後に発生した費用（例えば、事業予定者の設立費用等）についても、たとえ、甲（大学）に事業契約不調の帰責事由があったとしても、甲（大学）は、乙への損害賠償義務を負わない旨を定めているものと、理解してよろしいでしょうか？	番号509の回答を参照してください。
511	事業契約不調の場合の処理	2	8	1						乙帰責の場合の違約金が規定されておりますが、甲帰責の場合も同様に甲の乙に対する違約金が発生すると考えてよろしいでしょうか？	番号509の回答を参照してください。
512	事業契約不調の場合の処理	2	8	1						事業予定者又は乙の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合、乙は違約金として提案書記載の事業費の100分の5に相当する違約金を大学に支払うとありますが、この違約金とは入札説明書1章17（1）入札保証金のただし書き以降にある違約金と同一のものであり、二重で科せられることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
513	事業契約不調の場合の違約金	2	8	1						事業予定者の帰責事由による違約金として「提案書記載の事業費の100分の5」相当額が示されていますが、この「事業費」は、入札説明書P. 39（別紙）にお示しされている入札金額（＝提案金額、消費税を除く額）か落札金額（＝契約金額、消費税を含む額）のいずれとなりますでしょうか。ご教示ください。	「基本協定書（案）」第8条第1項但書の「提案書記載の事業費」は、「入札説明書」39頁記載の「落札金額（＝契約金額）」、すなわち、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいうものとします。
514	秘密保持	3	9							本事業上の設計、建設、引越し、備品調達、維持管理、運営等の業務遂行に際し、再委託先等への情報開示が必要となる部分が多々想定されますが、このような必要最低限度の情報開示については、事前承諾の対象外になるという理解でよろしいでしょうか。	「基本協定書（案）」第9条但書中、「乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合」とあるのを、「乙が本事業の実施に関し必要な準備行為又は本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合」に変更します。

番号	質問項目	頁	条	項	号	別紙	-	-	-	質 問	回 答
515	秘密保持条項における「第三者」の範囲について	3	9							『甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しない』と記載されていますが、ここでいう第三者とは、本基本協定書第5条各1項にて述べられている事業予定者をして本件施設の設計業務、建設工事、工事監理業務、維持管理業務、運営業務、民間付帯施設事業に係る業務を委託又は請け負わせる者は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	本施設のうち設計業務、建設工事、工事監理業務、維持管理業務、運営業務、民間付帯施設事業に係る業務を委託又は請け負う者のうち、民間事業者グループの構成員である者は、「基本協定書（案）」において当事者たる「乙」となりますので、第9条の「第三者」には該当しません。一方で、民間事業者グループの構成員でない者は、「第三者」に該当します。なお、秘密保持条項については、質問番号514の回答もご参照ください。
516	情報を法令等に基づき開示する場合について	3	9							『甲が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。』と記載されていますが、『甲及び乙が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。』ではないでしょうか？	<b>「基本協定書（案）」第9条但書中、「…裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。」とあるのを、「…裁判所により開示が命じられた場合、法令等に基づき開示する場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合は、この限りではない。」に変更します。</b>
517	協定の有効期間	3	11	1						第11条第1項につきまして、事業契約の締結に至らないと貴校が判断される前に、事業者あるいは乙の代表企業と協議させていただき、協議の結果、当該締結に至る可能性がないということで合意した場合、乙の代表企業へ通知するという理解でよろしいでしょうか。	「基本協定書（案）」第6条第1項の事業契約締結予定時期を過ぎてもなお事業契約が締結されない場合には、第11条第1項記載のとおり、大学が自ら「締結に至る可能性がない」と判断して、事業者グループの代表企業に通知したときに、基本協定が終了することとなります。
518	協定の有効期間	3	11	2						「本基本協定の有効期間の終了にかかわらず」との記載がございしますが、条文のままですと、秘密保持義務がほぼ全ての事項について永遠に存続することになりますので、秘密保持義務を課す秘密の定義と期限について、現実的な内容への修正あるいは運用をご協議願います。	原案のとおりとします。大学としては、「基本協定書（案）」第9条が定める「本基本協定に関する事項につき知りえた情報」について、基本協定終了後も秘密保持義務を課されることにより、民間事業者グループが具体的な不利益を受けるとは考えておりません。

番号	質問項目	頁	条	項	号	別	-	-	-	質 問	回 答
519	事業予定者の存続について	3	11	3						『本事業の終了日以降も事業者予定者を存続させるものとする。』とありますが、事業者予定者が設立されていない場合においては、この限りではないとの理解でよろしいでしょうか？事業契約の締結に至らなかった場合においては、事業者予定者が設立されていないことがあるかと存じます。	「基本協定書（案）」第11条第3項は、「事業契約に規定する事業者予定者の義務の履行が終了するまでの間」について、事業者グループが事業者予定者を存続させる義務を負うという規定ですので、ご質問のように事業契約の締結に至っていない場合には適用がありません。 <b>なお、同項中「事業者予定者」とあるのを、「事業者予定者」に変更します。</b>

< ⑦ 事業契約書（案）に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	-	質 問	回 答
520	定義「応募者提案」	3	1		1	1	(6)			(6)の「応募者提案」に「大学からの質問に対する回答書及び基本協定書までに締結までに提出したその他の一切の書類」とありますが、担当者間において口頭ベースでなされた質問回答や担当者間において交わされたメモ等まで含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
521	定義「応募者提案」	3	1		1	1	(6)			(6)の「応募者提案」に「基本協定書までに締結までに提出したその他の一切の書類」とありますが、本定義において「大学からの質問に対する回答書」として特定されるための要件等（所定の手続き、書式等）をお示しいただけないでしょうか。	例えば、入札参加者の提出した提案書のうち、不整合な箇所、不明確な箇所等について、大学が文書で確認をし、入札参加者あるいは落札者から文書で回答をいただくような場合を想定していますが、これに限るものではありません。
522	定義「入札説明書等」	5	1		1	1	(27)			事業契約書（案）に係る質問回答は、将来において事業契約を解釈するに当たっての参考指針となる内容が含まれております。したがって、これを除外せずに、含めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。「事業契約書（案）」に係る質問回答は、当然に「事業契約書」を解釈するに当たっての参考指針となります。
523	用語の定義	5	1		1	1	(27)			「入札説明書等」の定義から要求水準書及び事業契約書（案）が除外されておりますが、入札説明書P1の「入札説明書等」の定義ではすべて含まれております。すべて含	原案のとおりとします。「要求水準書」に関する質問回答は、「事業契約書（案）」第1条第39号に定める「要求水準書」の定義に含まれています。「事業契約書（案）」について

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
									まれる方が理解しやすいと思われませんが、いかがでしょうか？	は、番号522の回答を参照してください。
524	定義「不可抗力」	5	1		1	1	(29)		「通常の見込み可能な範囲外のものあって」とありますが、たとえ見込み可能であっても避けることのできないものについては、不可抗力としてお認めいただけませんか？	事業者が善良な管理者の注意義務を尽くしていても避けることができなかったものについては、不可抗力として取り扱うものとします。
525	事業契約書に係る質問回答書の取り扱い	6	2		5	4			第1条(27)で、「入札説明書等」に含まれる「質問回答書」から、事業契約書(案)に係る質問回答は除外されていますが、その意図は、事業契約書(案)に係る質問回答書の内容は、「本契約(事業契約書)」の内容に反映されるため、と理解してよろしいでしょうか。	番号522の回答を参照してください。
526	本事業の概要	6	2		5	4			第1条(定義)(27)「入札説明書等」の定義に、「要求水準書及び事業契約書(案)に係る質問回答を除く。」との記載がございます。また、「入札説明書」P. 1においては、「本入札説明書等と入札説明書等に関する質問回答等とに相違がある場合は、入札説明書等に関する質問回答等を優先する」との記載がございます。 各書式の質問回答は各々の書式に優先と考え、優先順位は、以下と考えてよろしいでしょうか。 1 事業契約書(案)に関する質問回答書 2 事業契約書(案) 3 入札説明書等に関する質問回答書 4 入札説明書 5 要求水準書に関する質問回答書 6 要求水準書 7 応募者提案に関する質問回答書 8 応募者提案 なお、質疑回答後は質疑回答書の内容が契約書に反映されると理解してよろしいでしよ	「事業契約書」の締結前については、ご理解のとおりです。「事業契約書」の締結後は、以下のとおりとなります。 1 「事業契約書」(質問回答書の変更・修正箇所を反映済) 2 「事業契約書(案)」に関する質問回答書(解釈用) 3 (以下質問と同じ)



番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										うか。	
527	許認可及び届出等	7	2		7	1				「事業契約書(案)」第7条に記載される「但し、大学が自己の責任で申請すべきものについては、大学が自己の費用において許認可を取得する」との記載がございますが、「自己の費用」とは、建築確認申請料など建物使用開始までに要するすべての審査料、申請料、検査料と考えてよろしいでしょうか。	大学は、自己の責任で申請すべき許認可の手続において当局に対して支払う必要のある審査料・申請料・検査料を支払うものとします。ただし、ご質問の「建築確認申請料など」は、番号201の回答にあるように、事業者の業務範囲となります。
528	履行保証保険の金額について	7	2		9	1				「施設整備費相当(消費税を含み、金利支払額を含まないものとする。以下、本条において同じ。)の100分の30以上について、大学又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、」とありますが、一般的なPFI事業の履行保証保険に比べて、施設整備費相当額に対する割合が高いかと存じます。履行保証保険の保険料低減及び事業者の参加条件の緩和の為に、100分の10程度に下げてくださいませんか。	番号49の回答を参照してください。
529	履行保証保険契約	7	2		9	1				入札説明書42頁(2)サービス購入費の支払方法1)支払方法②施設整備費相当に係る消費税及び地方消費税相当額の支払方法において、「当該消費税及び地方消費税相当額については、原則として、消費税及び地方消費税の改正があっても変更しないものとする」と記載があることから、契約保証金納付後に消費税及び地方消費税が増税となった場合にも追加納付は必要ないとの理解でよろしいでしょうか?	番号88の回答にあるように、税率引上げ時における経過措置の適用が受けられないことにより消費税及び地方消費税が増額となった場合は、履行保証保険契約の負保額も増額することになります。
530	履行保証保険契約	7	2		9	1				施設整備費相当(消費税を含み、金利支払額を含まないものとする。以下、「本条において同じ。)の100分の30以上について、大学又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し」と規定されておりますが、他の自治体事	番号49の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
									例の場合、100分10以上が一般的です。コストの増加にもなりますので、軽減のご検討をお願い致します。	
531	関係者協議会	7	2		10				現時点において、関係者協議会への出席が想定される貴学の方々（役職・部署等）に関してご教示ください。	現段階では、大学から関係者協議会へ参加する者について、決定していません。
532	関係者協議会	7	2		10				関係者協議会に伴い、事業者の責によらない事由により、事業者の契約金額、契約期間に影響が生じる場合は、変更契約についてご協議いただきたくお願いいたします。	契約金額、契約期間等の契約内容の変更は、「事業契約書（案）」の規定に従って行うこととなります。
533	関係者協議会	7	2		10	1			関係者協議会に関し、貴学と事業者以外に、当事業者に融資を行う金融機関が参加を望んだ場合、検討していただくことは可能でしょうか？	「事業契約書（案）」第10条第1項後段に基づいて協議の上決定することになります。
534	関係者協議会	7	2		10	2			関係者協議会に要する費用が事業者負担とされておりますが、大学側で発生する経費（人件費・交通費・諸経費等）は大学負担と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
535	設計の変更	8	3		13				設計変更の請求から変更契約締結に至るまで、貴学所定の手続きについてご教示いただきますようお願いいたします。	設計の変更の手続は、「事業契約書（案）」第13条の規定に従って行います。
536	設計の変更	8	3		13	1			「工期及び費用の変更を伴わず、～」とありますが、事業者と事前の協議なしに工期及び費用の変更が伴わないことが判断できるのでしょうか。軽微な設計変更だと貴学が判断された場合でも、事前の協議なしに設計変更を要求されることは許容いたしかねます。協議をしてから設計変更の可否を決定させていただきたく宜しくお願い致します。	ご質問のような（事業者が工期及び費用の変更が伴うと判断する）場合は、大学に対して、「事業契約書（案）」第13条第2項を適用すべきである旨を主張してください。
537	設計の変更	8	3		13	2			「15日以内に」との記載がございますが、変更内容によっては、検討に時間を要するものも発生すると予想されますので、期限につきましては、別途協議させていただきますようお願いいたします。	ご質問のような場合には、事業者は、大学に対し、15日以内に検討した結果を通知するとともに、詳細な検討には更なる時間を要する旨を追記してください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	-	質 問	回 答
538	設計の変更	8	3		13	2					「協議が整わなかった場合、大学の通知内容に従う」とありますが、通知による設計変更に伴い増加費用が発生した場合、貴学にご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のように、大学の通知による設計変更に伴い追加費用が発生した場合には、「事業契約書（案）」第13条第3項の規定により追加費用の負担方法を決定することとなります。
539	設計の変更	8	3		13	2					第13条第2項につきまして、「～事業者は…大学に対して15日以内にその結果を通知しなければならない。」とありますが、この日数の起算日については口頭の指示のみでなく、本事業契約第111条第1項に基づき書面をもって通知され、その書面に明記された日付を起算日とする、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
540	不可抗力による追加費用の負担割合	9 16 16 34 46	3 4 4 11		13 35 37 93	5 1 3 2	(3)			8	別紙8において、施設整備期間中に不可抗力が生じ、損害又は追加費用が発生した場合、損害及び追加費用が施設整備期間中に累計で施設整備費相当（但し、本項において、金利支払額を含まず、消費税を含むものとする。）の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額は大学が負担する。」との記載がありますが、「施設整備費相当」ではなく、「不可抗力の影響を受けた業務に関する業務費相当」とさせていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
541	設計の変更	9	3		13	7					「土地の瑕疵」とありますが、これには土壌汚染、地中内空洞、陥没、地下埋設物、軟弱地盤、硬性地盤、地層の断裂、ひび割れ、地盤沈下、地下水の異常出水等々、土地の性状、形状及び態様に係るあらゆる瑕疵が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	実際に「土地の瑕疵」に該当するか否かは、個別の事情に応じて判断することとなります。
542	設計の変更	9	3		13	9					第5項に定める不可抗力に起因する設計変更の場合も、本項に基づき引渡日及び供用開始日を変更することができる	「事業契約書（案）」第13条第9項中「第6項又は第7項に基づく変更に起因して」とあるのを、「第6項若しくは第

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
									という理解でよろしいでしょうか。	<b>7項に基づく変更又は不可抗力に起因する変更によって」に変更します。</b>
543	設計の完了	9	3		14	1			基本設計図書及び実施設計図書を貴学に提出して確認を受けるとありますが、受領証等の貴学が当該資料を受け取ったことを証する資料についてはご提出いただけますでしょうか？また適合確認後の通知については原則文書でSPCにご提出くださいますでしょうか？	大学は、事業者から基本設計図書及び実施設計図書の提出を受けた場合において、事業者から受領書等の大学が当該資料を受け取ったことを証する書面の交付を求められた場合には、当該求めに応じることとします。ただし、大学は、当該書面の交付により、設計業務に関する責任の全部又は一部を負担するものではありません。
544	設計の完了	9	3		14	2			「大学は、提示された設計図書等が本契約、入札説明書等、要求水準書、応募者提案若しくは大学と事業者の協議において合意された事項に従っておらず、又は提示された設計図書等では本契約、入札説明書等、要求水準書及び応募者提案において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、事業者に対し、設計図書等の修正を求めることができる。」との記載がありますが、「提示された設計図書等では本契約、入札説明書等、要求水準書及び応募者提案において要求される仕様を満たさないと判断する場合」とは、客観的に要求された仕様を満たさないと認められる場合との理解でよろしいでしょうか。	「事業契約書(案)」第14条第2項に記載のとおり、大学は、仕様を満たさないと自らが判断する場合に、修正を求めることができます。
545	設計の完了	9	3		14	3			第14条第3項につきまして、大学からの指摘により設計の不備・不都合を修正する期間に関して、本事業契約第41条の本施設及び本施設内に設置した備品等に対する瑕疵担保期間と同様の期間とさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。
546	建設場所の管理	11	4	1	20	3			「建設工事の施工に関し、労働者が災害を被り又は建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が	「不可抗力事由に起因する追加費用として大学が負担する場合」とは、「事業契約書(案)」の規定により、大学が

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
									生じた場合、不可抗力事由に起因する追加費用として大学が負担する場合を除き、当該追加費用は事業者が負担する。」との記載がありますが、大学が負担する場合の判断基準については、文部科学省の「工事請負契約基準」第二十九（不可抗力による損害）の規定に準拠するとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力事由に起因する追加費用を負担する場合のことをいいます。
547	建設に伴う各種調査	11	4	2	21				事業者の責によらず、各種調査では判明しなかった工事施工上の障害や貴学が行った測量及び地質調査の結果との差異等が生じた場合、第13条9項に準じて工期の変更、引渡日、供用開始日等が変更されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような場合には、大学及び事業者は、「事業契約書（案）」第21条第5項第1文の「本事業の内容変更」として、工期、引渡日、供用開始日の変更についても協議することができます。
548	建設に伴う各種調査	11	4	2	21	5			「地中障害物又は文化財等が出土した場合」に限定されていますが、広く本件土地の瑕疵が認められた場合を含むという理解でよろしいでしょうか。	<b>「事業契約書（案）」第21条第5項中、「通常予期し得ない地中障害物又は文化財等が出土した場合」とあるのを、「通常予期し得ない瑕疵が認められた場合又は地中障害物若しくは文化財等が出土した場合」に変更します。</b>
549	建設に伴う各種調査	11	4	2	21	5			「大学が本事業の事業者選定手続において提供した本件土地に関する調査資料から確認されないもので通常予期し得ない地中障害物又は文化財等が出土した場合、事業者及び大学は本事業の内容変更について協議するものとする。なお、本事業の内容変更により事業者の本事業実施の費用に増減が生ずる場合には、第13条第8項に準じてサービス購入費の調整を行うものとする。」との記載がありますが、地中障害物又は文化財等の処理について協議するものであり、費用の増減のみではなく、工期の変更も必要になった場合には、文部科学省の「工事請負契約基準」第二十一（受注者の請求による工期の延長）、第二十三（工期の変更方法）の規定に準拠して対	番号547の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										処するとの理解でよろしいでしょうか。	
550	各種調査にかかる費用増減について	11	4	2	21	5				当該項末尾に「なお、本事業の～第13条第8項に準じてサービス購入費の調整を行うものとする。」とありますが、これは「“建設に伴う各種調査”の内容変更により事業者の本事業実施の費用に増減が生じる場合、事業者が生じた合理的な追加費用は大学が負担し、減少が生じた場合は協議によりサービス費を減額する」という認識で宜しいでしょうか。	「事業契約書(案)」第21条第5項第2文は、同項第1文の規定によって「本事業の内容変更」が行われた場合について、当該「本事業の内容変更」により事業者の本事業実施の費用に増減が生ずる場合に、第13条第8項に準じてサービス購入費の調整を行う旨定めたものです。
551	近隣対策等	12	4	2	22					近隣調整に関しては合理的な範囲において貴学のご協力をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、「事業契約書(案)」第22条第2項のとおり、事業者は自己の責任及び負担において合理的に要求される範囲の近隣調整を実施するものですので、仮に大学が協力を行った場合であっても、大学は、近隣調整に関する責任及び費用の全部又は一部を負担するものではありません。
552	本施設の建設に伴う近隣対策等	12	4	2	22					近隣から本事業自体に対する反対運動等がある場合は、貴学にて処理解決され、第33条により工期の変更、引渡日、供用開始日等が変更されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のように近隣から本事業自体に対する反対運動がある場合であっても「事業契約書(案)」第22条第2項のとおり、事業者は自己の責任及び負担において合理的に要求される範囲の近隣調整を実施する必要があります。なお、本事業自体に対する反対運動は、同条第5項但書にいう「大学が設定した条件に直接起因するもの」に該当するため、その費用負担については、同項の規定を適用することとなります。また、近隣調整の結果、事業者の責めに帰すことのできない事由によって工期、引渡日及び供用開始日等を変更する必要が生じた場合には、大学と事業者で協議するものとします。
553	本施設の建設に伴う近隣対策等	12	4	2	22					ご予定されている近隣説明会がございましたら、スケジュール・規模等をご教示願いま	現段階で、大学として予定している近隣説明会はありません。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	-	質 問	回 答
											す。	
554	本施設の建設に伴う近隣対策等	12	4	2	22	1					本事業の実施自体に関する内容で近隣対策が必要とされた場合は、貴学の責任及び費用負担においてご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	番号552の回答を参照してください。
555	本施設の建設に伴う近隣対策等	12	4	2	22	2					近隣からの要望や協定、既に制約を受けている内容等、現時点で把握しておくべき情報がございましたら、ご教示願います。	現段階で、ご質問のようなものはありません。
556	本施設の建設に伴う近隣対策等	12	4	2	22	5					本事業の実施自体に関する内容に関して近隣対策を余儀なくされたときは、それによって事業者が生じた費用は貴学にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	番号552の回答を参照してください。
557	引越業務	12	4	2	23	3					大学が別途発注する備品等の搬入作業に起因して事業者が損害等を被ったときは貴学に賠償していただけるという理解でよろしいでしょうか。	大学の責めに帰すべき事由により事業者が損害を被ったときは、大学は事業者が被った損害を賠償するものとします。
558	引越業務	12	4	2	23	3 4					貴学が別途発注する備品等の搬入作業において、事業者が協力する際の費用は事業者負担とありますが、具体的な想定業務をお教えてください。	事業者による主な協力の範囲は、事業者が進めている施設整備とのスケジュール及びスペース調整等になります。大学が別途発注する備品等の搬入作業そのものへの直接的な協力（養生、誘導、移転、搬入、設置等）を求めているものではありません。
559	引越業務	12	4	2	23	4					大学が別途発注する備品等の搬入作業に協力するのですから、それに伴い事業者が生じた費用は貴学にご負担いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
560	別途発注業務への協力	12	4	2	23	4					大学が別途発注する搬入作業への協力費用が事業者負担とされておりますが、搬入に必要な養生や誘導員等、搬入作業そのものに関する費用は事業者負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか？	番号558の回答を参照してください。
561	引越業務	12	4	2	23	4					念のため確認させていただきますが、協力に要する費用は過度な費用負担は求められないとの理解で宜しいでしょうか。	番号558の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
									か。貴学において現時点で想定される費用負担はどのようなものがございますでしょうか。	
562	引越業務	12	4	2	23	4			貴学が別途発注する備品等の搬入作業の内容が明らかではない中で全ての費用を見込むものは不可能であると考えます。事業者への費用・契約期間等の観点から影響が大きい場合は、別途ご協議いただきたくお願いいたします。	番号315前段、558の回答を参照してください。
563	・引越業務・備品等調達業務・維持管理業務及び運営業務に必要な備品の整備・搬入	12 13 13	4 4 4	2 2 2	23 24 25	4 4 3			「事業者が前項の規定により行う協力を要する費用は、事業者の負担とする。」との記載がございしますが、事業者の負担が過大になる場合は、かかる費用の負担については、ご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	番号562の回答を参照してください。
564	第三者に損害を及ぼした際の責任について	12	4	2	23	5			貴学が負担を負うべき合理的理由がある場合は、「この限りではない。」とありますが、「大学が当該損害を賠償するものとする。」に修正していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
565	備品等調達業務	12	4	2	24	3			大学が別途発注する備品等の搬入作業に起因して事業者が損害等を被ったときは貴学に賠償していただけるという理解でよろしいでしょうか。	番号557の回答を参照してください。
566	備品調達業務	12	4	2	24	3 4			貴学が別途発注する備品等の搬入作業において、事業者が協力する際の費用は事業者負担とありますが、具体的な想定業務をお教えてください。	番号558の回答を参照してください。
567	別途発注業務への協力	13	4	2	24	4			大学が別途発注する搬入作業への協力費用が事業者負担とされておりますが、搬入に必要な養生や誘導員等、搬入作業そのものに関する費用は事業者負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか？	番号558の回答を参照してください。
568	備品等調達業務	13	4	2	24	4			貴学が別途発注する備品等の搬入作業の内容が明らかではない中で全ての費用を見込むものは不可能であると考えます。事業者への費用・契約期	番号315前段、558の回答を参照してください。



番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
									間等の観点から影響が大きい場合は、別途ご協議いただきたくお願いいたします。	
569	備品等調達業務	13	4	2	24	4			大学が別途発注する備品等の搬入作業に協力するのですから、それに伴い事業者が生じた費用は貴学にご負担いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。当該協力に必要な費用は、本事業のサービス購入費に含めて提案してください。
570	維持管理業務	13	4	2	25	2 3			大学が別途発注する備品等の搬入作業において、事業者が協力する際の費用は事業者負担とありますが、具体的な想定業務をお教えてください。	維持管理及び運営において、大学が別途発注する備品等の搬入は極めて限定的（例えば、自動販売機等）なものとなります。番号558の回答を参照してください。
571	維持管理業務及び運営業務に必要な備品の整備・搬入	13	4	2	25	2			貴学が別途発注する備品等の搬入作業の内容が明らかではない中で全ての費用を見込むものは不可能であると考えます。事業者への費用・契約期間等の観点から影響が大きい場合は、別途ご協議いただきたくお願いいたします。	番号570の回答を参照してください。
572	別途発注業務への協力	13	4	2	25	3			大学が別途発注する搬入作業への協力費用が事業者負担とされておりますが、搬入に必要な養生や誘導員等、搬入作業そのものに関する費用は事業者負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか？	番号570の回答を参照してください。
573	維持管理業務及び運営業務に必要な備品の整備・搬入	13	4	2	25	3			大学が別途発注する備品等の搬入作業に協力するのですから、それに伴い事業者が生じた費用は貴学にご負担いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。当該協力に必要な費用は、本事業のサービス購入費に含めて提案してください。
574	大学による中間確認等	13	4	3	27				貴学における中間確認は事業者側でポイント毎に提案するとの理解で宜しいでしょうか。もし想定されている回数等がございましたらご教示ください。	大学と事業者で協議のうえ、大学が定めるものとします。
575	大学による中間確認等	13	4	3	27	1			貴学にて中間確認を実施された場合、事業者に対し中間確認完了書などの書面にて通知する形式でお願いできませんでしょうか？	大学は、建設工事の中間確認を実施した場合において、事業者から中間確認を完了したことを証する書面の交付を求められた場合には、当該求めに応じることとします。ただし、大学は、当該書面の交付により、建設工事に関する責

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	-	質 問	回 答
												任の全部又は一部を負担するものではありません。
576	大学による本施設の完成確認	14	4	4	29						貴学の完成確認は引渡し前の何時までに実施しなければならない等の規定はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり完成確認の実施自体には期限はありませんが、「事業契約書（案）」第39条第1項のとおり、事業者は、別紙1に定める引渡日までに、完成確認書の交付を受けたうえで、本施設の引渡しを行う義務を負います。
577	完成確認通知	15	4	4	32	1					引渡日遵守については、地下埋設物・土壌・埋文リスクに加え、高度な機器・専門性の高い備品・研究室固有のレイアウト希望等の要因により、設計建設段階で内容・スケジュール調整が予想されます。反面、第32条1項の規定全てを満たさなければ、完成確認通知書が発行されず引渡しされない規定になっております。大学様のスケジュール遵守の協力がなければ引渡日遵守は不可能と考えます。この意味で、事業者の引渡日遵守の責任は限定的な面があると考えておりますが、この点ご理解いただけますでしょうか。	「事業契約書（案）」第39条第1項のとおり、事業者は、別紙1に定める引渡日までに完成確認書の交付を受けたうえで、本施設の引渡しを行う義務を負います。ご質問のように、設計業務や建設工事の段階で事業内容や事業日程を変更する必要が生じた場合には、「事業契約書（案）」の規定に従って、変更の協議等を行うこととなります。
578	工期又は施設整備期間の変更	15	4	5	33	2					「当該変更の当否」とありますが、当該変更を行うことを前提に、「当該変更の期間」を定めるという理解でよろしいでしょうか。	「協議により当該変更の当否を定める」という表現は、工期の変更を行うか否かを決定することも含むものであり、工期の変更を行うことが前提となっているものではありません。
579	工事の一時中止	15	4	5	34						事業者の責によらず、工事続行した場合に事業者に損害発生するような事由が発生した場合は、工事中止をお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような場合には、大学と事業者で協議のうえ、大学が工事を一時中止する必要があると認める場合には、建設工事の一時中止を認めるものとします。
580	工事の一時中止	15	4	5	34						「大学は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、本施設の建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。 2 大学は、前項に従い工事の施工を一時中止させた場合、	建設工事の一時中止については、「事業契約書（案）」第34条の規定が適用されます。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	-	質 問	回 答
											必要があると認めるときは工期を変更することができる。」との記載がありますが、一時中止については、文部科学省の「工事請負契約基準」第二十（工事の中止）の規定に準拠して対処されるとの理解でよろしいでしょうか。	
581	大学による工期の変更	15	4	5	34	2					「必要があると認めるときは工期を変更することができる。但し、引渡日及び供用開始日に変更された場合でも、第71条第1項に定める本契約の終期は変更しない」とありますが、当該工期の変更が、「大学の責めに帰すべき事由、不可抗力、法令変更又は事業者の責めに帰すことのできない事由」に当たる場合、第40条に従い、維持管理に係る費用を含めて、引渡し遅延及び引渡しの遅延に伴い維持管理期間が短縮されることによる増加費用があれば、大学から、増加費用相当額の支払いを受けることができると考えてよろしいでしょうか？	「事業契約書（案）」第34条第2項の規定により工期が変更された場合の追加費用の負担については、第35条の規定が適用されます。
582	工事の一時中止	15	4	5	34	2					「大学は、～必要があると認めるときは工期を変更することができる。」とありますが、変更期間については事業者と協議していただけないという理解でよろしいでしょうか。	工期を変更する場合の変更後の期間について、大学は事業者と協議を行うものとしませんが、当該協議が整わなかった場合には、大学が自らの判断によって期間を決定するものとしします。
583	工期変更等の場合の費用負担	16	4	5	35						不可抗力により施工が一時中止された場合は、施工の一時中止に伴う増加費用等を大学様にご負担いただいたうえで、不可抗力に伴う損害及び追加費用を別紙8に基づき処理解決されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような場合には、施工の一時中止に伴う追加費用も含む、不可抗力に伴う損害及び追加費用全てにつき、第35条第3号の規定によって負担割合を決定することとなります。
584	工期変更にかかる費用負担について	16	4	5	35	1					貴学の責めに帰すべき事由による場合は、同（2）に準じて“合理的”ではなく“全て”貴学の負担とさせていただけないでしょうか。（第40条1項についても同様）	原案のとおりとします。
585	工期変更等の	16	4	5	35	1	(1)				「合理的な範囲」の定義を	工期変更等によって事業者

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	-	質 問	回 答
	場合の費用負担										教示いただけませんか。	生じる必要かつ最小限の範囲の費用を想定しており、事業者から請求を受けた増加費用・追加費用が適切なものか、不必要な費用が含まれていないかという観点から判断することとなります。
586	建物の登記	17	4	6	39	2					建物の登記費用は大学の負担であり、事業者の協力は資料提供・登記のための測量等に対する協力程度と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、大学が負担すべき登記費用（登録免許税）については大学の負担としますが、事業者は、「事業契約書（案）」第39条第2項に基づき、必要図書の作成などについて協力を行う義務があります。
587	本施設の引渡し遅延による費用負担	17	4	6	40	2					遅延損害金は、民法420条の「損害賠償の予定」の考え方に基づき、貴学に発生する損害の大小に拘らず、本損害金を支払う定めであると思いますが、貴学の損害が本損害金の金額より大きいときのみ実損害の賠償義務が生じるのは、公平な定めでないと考えます。公共工事標準約款に準じて、超過分を請求する定めについては、削除をお願いします。	原案のとおりとします。
588	本施設の引渡し遅延による費用負担	17	4	6	40	2					事業者の責めに帰すべき事由により本施設の引渡が遅延した場合の施設整備費相当額に乗じる遅延利息率は何%を想定されておりますでしょうか。（別紙16「定期建物賃貸借契約書の書式」第8条及び別紙17「設置場所賃貸借契約書の書式」第8条ではそれぞれ遅延損害金を年5%で算定するとされております。）	「遅延利息率」の定義につきましては、「事業契約書（案）」第1条第24号をご参照ください。
589	本施設の引渡し遅延による費用負担	17	4	6	40	2					「事業者の責めに帰すべき事由により本施設の引渡が遅延した場合、事業者は、本施設の引渡日の翌日から実際に本施設が事業者から大学に対して引き渡された日までの期間について、施設整備費相当額（但し、本項において、金利支払額を含まず、消費税を含むものとする。）に対し、本施設が引き渡された日における	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										遅延利息率を乗じて計算した額の遅延損害金を支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない。」との記載がありますが、文部科学省の「工事請負契約基準」第四十（履行遅滞の場合における損害金等）の規定に準拠することとさせていただくことは可能でしょうか。	
590	本施設の引渡し遅延による費用負担	17	4	6	40	2				「事業者の責めに帰すべき事由により本施設の引渡が遅延した場合、事業者は、本施設の引渡日の翌日から実際に本施設が事業者から大学に対して引き渡された日までの期間について、施設整備費相当額（但し、本項において、金利支払額を含まず、消費税を含むものとする。）に対し、本施設が引き渡された日における遅延利息率を乗じて計算した額の遅延損害金を支払うものとし」との記載がありますが、「施設整備費相当額」の部分を「建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務にかかる費用に相当する額」に変更させていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
591	備品等に係る瑕疵担保責任	17	4	6	41	1				『本施設内に設置された備品等に瑕疵があるときは、』とありますが、ここでいう備品等は、第24条に基づき調達した備品等に限られ、大学が別途発注した備品等や、引越業務の対象としての什器備品等は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	「事業契約書（案）」第41条の「本施設内に設置された備品等」とは、事業者が第23条に基づき引越した備品等並びに第24条及び第25条に基づき設置した備品等をいうものとし、大学が別途発注し搬入した備品等は含まないものとします。
592	瑕疵担保責任	17	4	6	41	2				「本施設に設置された備品等」には、設備機器も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	設備機器は、「本施設」に含まれます。そのため、「本施設に設置された備品等」には含まれません。
593	瑕疵担保責任	17	4	6	41	2				「前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設は引渡日から2年以内に、本施設内に設置された備品等は引渡日から1年以内に、それぞれ行わなければな	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										らない。但し、当該瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求をすることができる期間は、10年間とする。」との記載がありますが、本施設は住宅ではありませんので、「又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）」という部分については削除させていただくことは可能でしょうか。	
594	瑕疵担保責任	17	4	6	41	4				「大学は、本施設又は本施設内に設置された備品等が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項で定めた期間内で、かつ、その滅失又は毀損を大学が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。」との記載がありますが、瑕疵担保については、文部科学省の「工事請負契約基準」第三十九（瑕疵担保）の規定に準拠し、「その滅失又は毀損を大学が知った日から1年以内に」という部分を「その滅失又は毀損の日から1年以内に」と修正させていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
595	従事職員名簿の提出等	19	5	1	46	2				事業者に対して従事職員の交替を請求できるとありますが、業務の不適性に関わる措置は、あくまでも第48条及び別紙10に基づくモニタリング措置に一本化、収斂していただけないでしょうか。個人の雇用に関わる重大事案であり、係争を含む混乱を生じかねません。	原案のとおりとします。 「事業契約書（案）」第48条及び別紙10は、維持管理業務及び運営業務を実施する企業（事業者、維持管理企業及び運営企業）の不履行に対して、サービス購入費の減額や業務に関する指導等の措置を行うことを目的とするものです。 一方で、第46条第2項は、維持管理業務及び運営業務に従事する一職員について、不適当な点が認められる場合の

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	-	質 問	回 答
											措置を定めたものであり、第48条及び別紙10とは対象が異なっていますので、一本化・収斂を行うことはできません。
596	モニタリングの実施	19	5	1	48					任意事業とは他業務と異なり絶対的必要性は認められていないものであり、モニタリングリスクを負ってまで任意事業を行う必要性が無いため、任意事業に関しては、モニタリングの対象外としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 もともと、運營業務のうち福利厚生施設運營業務及び事業者提案による運營業務（任意）については、独立採算業務であることに鑑み、事業者の提案及び自主性を尊重して必要な範囲に限りモニタリングを行うものとします。 また、運營業務のうち福利厚生施設運營業務及び事業者提案による運營業務（任意）については、「事業契約書（案）」別紙10によるモニタリングの対象となるものの、サービス購入費の減額は行わないこととしています（別紙10「※」）。
597	第三者に及ぼした損害等	20	5	1	52	1	2			事業者の責めに帰すべき事由及び通常避けることのできな騒音等の理由による第三者への損害以外の第三者への損害は貴学にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由及び通常避けることのできな騒音等以外の理由による第三者への損害についても、原則として事業者の負担としますが、大学の責めに帰すべき事由による第三者への損害については、大学が負担するものとします。
598	騒音等の理由による第三者への損害について	20	5	1	52	2				通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害賠償の負担先が事業者になっていますが、第36条2項では貴学の負担となっております。いずれの場合も貴学の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 維持管理業務及び運營業務においては、通常避けることができない騒音等により第三者に損害を及ぼす事態が生じる可能性は低く、応募者提案ないしは設計の段階で、事業者において、具体的な想定及び対策を行うことが可能であると考えられます。 一方、「事業契約書（案）」第36条第2項但書が定める「工事の施工」に伴う騒音等は、維持管理業務及び運營業務に伴って生じる騒音等よりも相当程度影響の大きなものとなることが想定され、応募者提案ないし設計等における工夫によって対策を行うこと

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
											は容易ではありません。 したがって、前者についてのみ、事業者においてリスクを負担するものとしています。
599	第三者に及ぼした損害等	20	5	1	52	2				通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を及ぼした場合でも、事業者がその損害を賠償しなければならない。とございますが、第36条2項（施設整備業務中に事業者が第三者に及ぼした損害）では、通常避けることのできない理由により生じた損害については大学負担とされています。52条と36条で類似した事象の扱いが異なるのはなぜでしょうか。52条においても通常避けることのできない理由により生じた損害については大学負担としていただけないでしょうか。	番号598の回答を参照してください。
600	施設管理台帳	21	5	2	56					施設管理台帳とは、建築部位、各種設備機器、備品の台帳と考えてよろしいでしょうか。	施設管理台帳とは、本施設の設備機器、什器備品、調達備品等の維持管理を行うための台帳を想定しています。なお、当該台帳は、大学と協議の上、作成するものとします。
601	施設管理台帳	21	5	2	56					施設管理台帳は、千葉大学様の指定の様式・データ形式等がございませうでしょうか？事業者側の任意で構わないでしょうか？	番号600の回答にあるとおり、当該台帳は、大学と協議の上、作成するものとします。
602	非常時・緊急時の対応	21	5	2	57	2				災害・事故等への対応費用がサービス購入費に含まれる、とのことですが、これは一次対応までで、一次対応以降の緊急時対応として必要となる費用は含まれていない、との理解でよろしいでしょうか？	非常時、緊急時の対応は、「事業契約書（案）」第57条第1項のとおりとします。
603	非常時、緊急時の対応	21	5	2	57	2				本項に基づく事業者の費用負担（サービス購入費に含まれる分）と第93条に定める不可抗力に起因して事業者が生じた増加費用との区別が不明ですのでご教示いただけませんかでしょうか。	「事業契約書（案）」第57条第1項の規定により、災害・事故等の発生時に、事業者が計画書に基づいて行う業務（措置及び報告等）に要する費用は、同条第2項によりサービス購入費に含まれます。不可抗力によって、上記業務に要する費用以外の費用が事



番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
											業者に生じた場合には、「事業契約書（案）」第11章の規定によって処理することとなります。
604	本施設の修繕	21	5	2	58					事業期間中の修繕に関し、修繕計画（時期）を立案し予算化提案を行います。運転時間や劣化度の違い等の要因により、維持管理・運営業務開始後に立案した修繕時期の変更は可能でしょうか。	事業者は、「事業契約書（案）」第44条第3項の規定により、あらかじめ大学の承諾を得た場合には、大学に提出した維持管理業務計画書の内容を変更することができます。
605	本施設の修繕	21	5	2	58	1				本項は、事業者が自己の責任と費用において行うことを前提としていることから、「年間維持管理業務計画書に記載のない」は「模様替え」と「本施設に重大な影響を及ぼす修繕」の両方にかかる文節と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
606	本施設の修繕	21	5	2	58	3				「本施設の事業者の責めによらない事故若しくは火災等による損傷」とありますが、広く不可抗力事由全般に起因する損傷が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「不可抗力」の定義は「事業契約書（案）」第1条第29号のとおりであり、「事業者の責めによらない事故若しくは火災等」とは異なります。
607	民間付帯施設事業	22	6		62					民間付帯施設に関しては事業性も考慮して建物仕様等を決定しますが、本施設との仕様の違い等によって貴学の承認を得られないことはないとの理解で宜しいでしょうか。	番号389の回答後段を参照してください。
608	民間付帯施設事業	22	6		62					民間付帯施設事業に関しては民間による独立採算事業であるため、貴学への日報や月報の提出は不要と考えて宜しいでしょうか。当然ながら法令等に定められた対応を行います。	「事業契約書（案）」第62条第4項は、民間付帯施設事業の維持管理及び運営に係る業務について、本施設の維持管理業務及び運営業務の業務報告書に関する規定である第50条を準用しています。また、番号610の回答を参照してください。
609	民間付帯施設事業に準用する各規定	22	6		62	3				民間付帯施設事業の施設整備に係る業務について準用する規定が列挙されていますが、「第21条」についても含まれるのではないのでしょうか。	<b>「事業契約書（案）」第62条第3項中、「第11条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条、第20条（但し、同条第3項は除く）、第22条、第26条、第28条、第29条、第30条、第33条、第34条、第36条の各規定」とあるのを、「第11条、第14条、第15条、</b>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	質 問	回 答
											第16条、第17条、第20条（但し、同条第3項は除く）、第21条、第22条、第26条、第28条、第29条、第30条、第33条、第34条、第36条（但し、同条第2項但書は除く）の各規定」に変更します。
610	民間付帯施設事業の要件	22	6		62	3				事業契約案の施設整備に関する各規定が準用される旨の記載がありますが、例えば設計完了時、施設完成時の提出書類などは、本施設と同じものを提出する必要はないと考えられます。民間付帯施設が独立採算で実施されることなどをご勘案頂き、各規定がそのまま準用されず、適宜提出書類等は簡素化・省略されると考えてよろしいでしょうか？	「事業契約書（案）」第62条第9項として、以下の規定を追加します。 「大学は、第3項及び第4項によって民間付帯施設事業に準用される規定において、事業者が大学への説明・報告若しくは書類の提出を求める旨、又は、大学が事業者に対しモニタリングを行う旨が定められている場合には、民間付帯施設事業が事業者の独立採算事業である点に鑑み、事業者の提案及び自主性を尊重して、説明・報告等の対象となる事項、提出すべき書類の種類及び記載事項又はモニタリングの対象となる事項等を、事業者と協議のうえ、減少又は簡略化させることができるものとする。但し、大学が関連法令等を遵守するために必要となる事項はこの限りではない。」
611	民間付帯施設事業	22	6		62	3				民間付帯施設の建設は全て事業者の責任及び費用負担において実施するため、第14条、第15条、第19条、第26条、第28条、第29条、第30条、第33条、第34条は適用除外としていただけないでしょうか。別途、別紙20における定期借地契約の制限があることもご考慮下さい。	番号608、610の回答を参照してください。
612	民間付帯施設事業	23	6		62	4				維持管理・運営における独立採算制を阻害しないためにも、第44条、第46条、第50条は適用除外としていただけないでしょうか。別途、別紙20における定期借地契約の制限があることもご考慮下さい。	番号608、610の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
613	民間付帯施設事業の増加費用の負担について	23	6		62	6			大学の帰責事由により民間付帯施設事業の実施に要する費用が増加した場合は、大学が増加費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	大学の責めに帰すべき事由により事業者が民間付帯施設事業の実施に要する費用が増加した場合には、大学が合理的な範囲で当該費用を負担するものとします。
614	民間付帯施設事業の期間	23	6		63				民間付帯施設事業の内容変更は、3年目を経過した（4年目）以降は、変更した事業内容の経過年数に関係なく、大学が承諾した場合には再度変更できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
615	民間付帯施設事業の終了について	23	6		63	1			民間付帯施設事業は独立採算事業ですので、赤字となり、事業者が将来の黒字化が見込めないと判断した場合には、ペナルティなしで民間付帯施設事業終了できるものと考えてよろしいでしょうか。但書きにおいて4年目以降の民間付帯施設事業の内容の変更をお認め頂いていますが、既に不採算となっている事業の内容を変更したとしても黒字化が見込めないことが想定され、仮に民間付帯施設事業の終了をお認めいただけない場合、不採算事業を長期に亘って継続することとなり、事業者にとって大変厳しい条件となります。	事業契約のうち民間付帯施設事業に関する部分の終了については、「事業契約書（案）」第82条ないし第86条の規定が存在しますが、ご質問のような事情だけでは、民間付帯施設事業を終了させることはできません。
616	民間付帯施設事業の期間	23	6		63	1			民間付帯施設事業の運営後3年を経過するより前であっても、採算性に問題が生じたときは、事業内容の変更をお認めいただけませんか。また「3年経過」という条件を付された根拠をお示しいただけませんか。	原案のとおりとします。本事業の事業者選定手続においては、民間付帯施設事業に関する提案内容も審査対象となるため、競争の公平性等の観点から、「事業契約書（案）」第63条において、運営開始後3年を経過するまでの間は民間付帯施設事業の内容を変更する事はできない旨規定しております。番号376の回答を参照してください。
617	民間付帯施設事業の期間	23	6		63	1			民間付帯施設事業の内容変更に当たり貴学の承諾が求められていますが、貴学は、合理的理由なくかかる承諾を遅延、保留し又は拒絶しないと	大学は、「事業契約書（案）」第63条第1項記載のとおり、民間付帯施設事業の変更内容が要求水準を満たすこと等を前提条件として、当該変

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										いう理解でよろしいでしょうか。	更内容が相当であると認めるときに、承諾を行います。番号376の回答を参照してください。
618	大学に責がある場合の損害賠償について	23	6		64	2				『大学に対して、その名目にかかわらず一切の金銭支払請求権を有しない。』とありますが、大学に責がある場合があるかもしれませんので、『大学に責がある場合を除き』等の追記をお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。 「事業契約書（案）」第64条第2項は、「事業者」及び「事業者が使用する一切の第三者」が民間付帯施設事業を行う過程で第三者に損害を及ぼした場合の規定であるため、大学の責めに帰すべき事由がある場合は想定できません。
619	自己責任	23	6		64	2				本項に定める事業者の損害賠償義務は、あくまでも事業者の帰責性が前提とされることをご確認いただけませんかでしょうか。	番号618の回答のとおり、「事業契約書（案）」第64条第2項が規定する場合については、大学の責めに帰すべき事由があることは想定できませんので、事業者につき責めに帰すべき事由があるか否かを問わず、事業者は大学に対して金銭支払請求権を有するものではありません。 なお、第三者に生じた損害について事業者に帰責性がない場合には、事業者が当該第三者に対して損害賠償責任を負わないことはあり得ますが、大学はこの点につき関知するものではありません。
620	報告の頻度について	24	6		66					四半期毎に報告するとなっていますが、独立採算で実施する事業ですので、年度毎の提出とさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 当該報告の対象となる事項及びその内容は、民間付帯施設事業が事業者の独立採算事業である点に鑑み、事業者の提案及び自主性を尊重して、事業者に過度の負担とならないよう必要最小限の簡易なものとしします。番号610の回答を参照してください。
621	サービス購入費の変更	24	7		68	2				本項に基づくサービス購入費の変更に関して、維持管理に係るサービス購入費のみがその対象とされていますが、内容に鑑み、運営に係るサービス購入費もまたその対象とされ得るという理解でよろしいでしょうか。	<b>「事業契約書（案）」第68条第2項中、「維持管理に係るサービス購入費」とあるのを、「維持管理業務又は運営業務に係るサービス購入費」に変更します。</b>
622	事業期間満了時の検査	25	8	1	72	2				事業者は、大学からの請求があり次第速やかに当該箇所の	原案のとおりとします。 ただし、大学が事業者による

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質 問	回 答
									<p>修繕等を行ない、大学の確認を受け泣けれならぬ。とごぞいですが、検査において大学が事業者による修繕又は補修等をすべき箇所と判断した場合でも、その箇所の状態について事業者側の見解が異なる可能性も考えられますので、「当該箇所について事業者と協議を行い、双方合意した箇所について、事業者は、大学からの請求があり次第速やかに当該箇所の修繕等を行ない、大学の確認を受けなければならぬ。」としていただけないでしょうか。</p>	<p>修繕又は補修等をすべき箇所であると判断し請求を行った場合であっても、当該箇所が、客観的には、「事業契約書（案）」第72条第1項が定める要件（「要求水準書」に示された水準を満たしており、かつ本施設を継続して使用することに支障がないこと）を満たしていることを事業者が証明した場合には、事業者は当該箇所を修繕する義務を負わないものとします。</p> <p>なお、この場合において、「要求水準書」に示された水準を満たしているか否かの判断は、「入札説明書」第2章4(4)2)⑦の記載のとおり、事業者によって行われた維持管理業務及び運營業務の状態が要求水準を満たしているか否かという観点から行われるものであり、本施設の完成確認時とは観点が異なっていることを念のため付言します。</p>
623	事業者の債務不履行	27	8	2	73	2			<p>事業者として必要な努力を尽くした上で、引渡日が遵守できない場合、引渡日変更をご協議いただくことになると考えます。これらのケースでは、第73条第2項各号の解除（事業者帰責）に当たらないと考えて良いでしょうか。更に、必要な協議が長引いた場合でも、不合理で一方的な引渡期限を大学様が決定し、第73条第2項各号の解除（事業者帰責）を行うことはないと考えて良いでしょうか。</p>	<p>事業者が引渡日までに本施設の引渡しをできなかった場合に、「事業契約書（案）」第73条第2項各号に該当することとなるか否かは、個別の事情に応じて判断することとなります。</p> <p>また、引渡日の変更は「事業契約書（案）」の規定に基づいて行われるものであり、大学が「不合理で一方的な引渡期限」を設定することはありませんが、変更後の引渡日について、事業者の責めに帰すべき事由により、引渡日から30日が経過しても本施設の引渡しができないとき又は引渡の見込みが明らかに存在しないと大学が認めたときは、当然、同項第2号の解除事由に該当することとなります。</p>
624	事業者の債務不履行	27	8	2	73	3			<p>別紙10のどの規定をもって契約解除するかご教示いただけませんかでしょうか。</p>	<p>「事業契約書（案）」別紙10の2(3)を参照してください。</p>
625	大学の債務不履行	27	8	2	74				<p>「大学が本契約上の重要な義務（但し、民間付帯施設事業</p>	<p>原案のとおりとします。</p>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	質 問	回 答
										に係る義務は除く。)に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本契約を解除することができる。」と記載がありますが、第73条 事業者の債務不履行の場合と同様、「30日以内に違反を是正しない場合」に契約を解除できると変更させていただくことは可能でしょうか。	
626	引渡前の施設に関する解除の効力	27	8	2	77	1				出来高部分については、設計費、工事監理費、会社経費等、出来高を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか？	出来高部分の算定には、建設工事だけでなく、事前調査業務、設計業務、工事監理業務等の施設整備業務に要した費用も含まれます。 一方、施設整備業務に要した費用以外の会社経費等については、「事業契約書（案）」第79条の規定を適用するものとしします。
627	引渡前の施設に関する解除の効力	27	8	2	77	1				本施設の引渡前の解除の場合、出来高部分の買い取りが規定されていますが、「出来高」には、SPCに発生済みの経費（金融関連費用も含む）も含まれると考えてよろしいでしょうか？	「事業契約書（案）」第77条は出来高部分等に関する事項を規定したものです。ご質問のような金融関連費用等の経費については、第79条の規定を適用するものとしします。
628	引渡前の施設に関する解除の効力	27	8	2	77	1				施設整備期間に係る調査費、設計費、工事監理費、保険料、SPC管理費等は買取出来形に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 現時点で含められるもの、含められないものと明確に決定されておりましたらご教示の程宜しくお願い致します。	番号626、627の回答を参照してください。
629	引渡前の施設に関する解除の効力	27	8	2	77	1 2				本項で定める「本施設の出来高部分」には、入札説明書40ページにおけるサービス購入費の構成等に記載された表のうち、施設整備費相当を構成する各内訳に相当する業務等が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「出来高部分」の算定方法については、番号626、627の回答を参照してください。
630	引渡前の施設に関する解除の効力	27	8	2	77	1				第77条につきまして、本契約が解除された場合に本施設が引渡前である場合の記載はございますが、本契約が解除	「事業契約書（案）」第77条第1項において、「本施設の出来高部分（設計図書等の出来高部分を含む。以下同じ。）」

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										された時点が設計業務期間中であった場合の設計成果物に関する記載がないように思われますので、設計業務期間中に解除となった場合の設計成果物の取扱いについては、事業者として選定された後に、改めて協議させていただいてもよろしいでしょうか。	と規定されております。ご確認ください。
631	引渡前の施設に関する解除の効力	27	8	2	77	1				「第74条、第75条、第91条又は第95条の規定により本契約が解除された場合で、本施設が第39条の引渡前である場合、大学は自己の責任及び費用により本施設の出来高部分（設計図書等の出来高部分を含む。以下同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、大学は、必要と認めるときは、その理由をあらかじめ事業者へ通知の上、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。」との記載がありますが、出来高部分の検査及び復旧に要する費用は、大学の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
632	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	2				出来高部分については、設計費、工事監理費、会社経費等、出来高を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか？	番号626、627の回答を参照してください。
633	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	2				引渡し前の契約解除時において、貴学が合格部分を事業者より買受、その引渡しを受けることができますとありますが、買取を行わない合理的な理由がない限り、貴学は買取を行うと理解してよろしいでしょうか？	<b>「事業契約書（案）」第77条第2項を、次のとおりに変更します。</b> <b>「第73条各項の規定により本契約が解除された場合で、本施設が第39条の引渡前である場合、大学は、事業者に対して、本施設の出来高部分の買取り又は本件土地の原状回復を請求することができる。大学が出来高部分の買取りを請求した場合には、大学は、事業者の責任及び費用により本施設の出来高部分を検</b>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	-	質 問	回 答
												<p>査した上、合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受けることができるものとし、大学が本件土地の原状回復を請求した場合には、事業者の責任及び費用により原状回復を行うものとする。」</p> <p>また、同条第6項中、「この場合において、本契約の解除が第74条、第75条、第91条又は第95条の規定によるものであるときは、大学がその費用を負担するものとする。」とあるのを、「この場合において、原状回復に要する費用は、大学が負担するものとする。」に変更し、同条第7項中「前項の場合において、事業者は正当な理由なく」とあるのを、「前項又は第2項の規定により大学が本件土地の原状回復を請求した場合において、事業者が正当な理由なく」に変更します。</p>
634	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	2					<p>「本施設について大学が出来高部分を利用する場合」とありますが、社会通念上、原状回復が相当と認められる場合を除き、貴学においてご利用いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	番号633の回答を参照してください。
635	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	3					<p>利息とは、入札説明書別紙「入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」で計算される「金利支払額」に相当すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、「事業契約書(案)」第77条第3項の「支払日までの利息」は、当初支払スケジュールに基づき分割払する際に要する金利支払額のことをいいます。</p> <p>この場合、利率については、原則として解除前と同様の利息の利率を適用するものとしませんが、個別・具体的な事項については、大学と事業者で協議するものとしします。</p>
636	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	4					<p>分割払の場合、本契約の解除前の支払期間を超えない範囲内で分割払いされると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>原則としてはご理解のとおりですが、個別・具体的な事項については、大学と事業者で協議するものとしします。</p>
637	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	4					<p>利息の計算方法をご教示いただけますでしょうか。</p>	番号635の回答を参照してください。



番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
638	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	5				分割払の場合、本契約の解除前の支払期間を超えない範囲内で分割払いされると理解してよろしいでしょうか。	原則としてはご理解のとおりですが、個別・具体的な事項については、大学と事業者で協議するものとします。
639	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	5				利息の計算方法をご教示いただけますでしょうか。	番号635の回答を参照してください。
640	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	5				本項で定める「事業者が本契約に基づく業務を終了させるために要する費用」には、融資金融機関に支払わなければならないブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、大学が負担する金融費用については、合理的な範囲に限られることに留意してください。番号646の回答を参照してください。
641	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	6				「大学は、建設工事の進捗状況を考慮して、本件土地の原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合、合格部分の買取りを行わず、事業者に対して本件土地の原状回復を請求することができ、事業者はこれに従わなければならない。この場合において、本契約の解除が第74条、第75条、第91条又は第95条の規定によるものであるときは、大学がその費用を負担するものとする」とありますが、この場合、大学が負担する費用には、解体費等の原状回復に要する費用だけでなく、合格部分の買取り費用相当額を含むものと考えてよろしいでしょうか？	「事業契約書(案)」第77条第6項後段の規定により大学が負担する費用は、解体費等、原状回復に要する合理的な範囲の費用をいい、本施設の出来高部分相当額は含みません。事業者が出来高部分の作成・建設等に要した費用の負担については、第79条の規定を適用するものとします。なお、第77条につきましては、番号633の回答を参照してください。
642	引渡前の施設に関する解除の効力	28	8	2	77	6				第74条、第75条、第91条又は第95条の規定による契約解除の場合は、事業者に帰責性がないので、本件土地の原状回復費用に加え、出来高部分に要した費用をご負担いただきますようお願いいたします。	番号641の回答を参照してください。
643	引渡後の施設に関する解除の効力	28	8	2	78	3				当該検査により、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等(但し、通常の劣化、損傷等を除く。)があるときは、とございますが、検査において大学が事業者の責めに帰すべき事由による損傷等	原案のとおりとします。ただし、大学が事業者の責めに帰すべき事由による損傷等であると判断して請求を行った場合であっても、当該箇所が、客観的には、損傷に該当しないこと、通常の劣化・損

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										と判断した場合でも、その箇所の状態について事業者側の見解が異なる可能性も考えられます。「大学は、当該箇所について事業者と協議を行い、双方合意した箇所について、事業者に対してその修繕、補修等を求めることができる。」としていただけないでしょうか。	傷等に該当すること又は事業者の責めに帰すべき事由によるものでないことを、事業者が証明した場合には、事業者は当該箇所を修繕・補修する義務を負わないものとします。
644	引渡後の施設に関する解除の効力	29	8	2	78	6				第74条又は第75条の規定により解除された場合は、貴学の帰責又は事情に基づく解除ですから、貴学の所定の支払に当たり、維持管理業務及び運営業務の引継ぎを条件とすることはご遠慮願えませんか。	原案のとおりとします。
645	引渡後の施設に関する解除の効力	29	8	2	78	6 7				本項による解除の場合、SPCは施設整備費相当の残額受入のみのために当初想定した残期間、会社を存続しなくてはなりません。その期間の会社維持管理費については、第79条第3項の規定に該当し、大学に請求できると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のように、事業者において特別目的会社を施設整備費相当の残額の受領のためだけに存続させなくてはならない場合、その期間の会社維持管理費については、「事業契約書(案)」第79条第3項ないし第5項を適用するものとします。
646	引渡後の施設に関する解除の効力	29	8	2	78	7				本項においても、第77条第5項と同様に、「事業者が本契約に基づく業務を終了させるために要する費用」をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	「事業契約書(案)」第91条又は第95条の規定により本契約が解除された場合、事業者が本契約に基づく業務を終了させるために要する費用については、第79条第4項又は第5項を適用するものとします。 <b>かかる趣旨から、第77条第5項第2文「また、大学は、事業者が本契約に基づく業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。」を削除します。</b>
647	違約金等	29	8	2	79					第79条における「本契約が解除された場合」とは、「本契約の全部が解除された場合」を意味すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
648	違約金等	29	8	2	79					「(1) 解除時点で、本施設につき第39条による大学への引渡しを経していない場合には、施設整備費相当(但し、	ご質問の前段(引渡しを経していない場合)について、番号49の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
									<p>本号において、金利支払額を含まず、消費税を含むものとする。)の100分の30に相当する額。</p> <p>(2) 解除時点で、本施設につき第39条による大学への引渡しを経ている場合には、次のア及びイに掲げる金額の合計額。</p> <p>ア 維持管理費相当(但し、本号において、その他の費用を含まず、消費税を含むものとする。)の当該年度総額の100分の20に相当する額。</p> <p>イ 運営費相当(但し、本号において、その他の費用を含まず、消費税を含むものとする。)の当該年度総額の100分の20に相当する額。</p> <p>2 前項の場合において事業者は、解除に起因して大学が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を大学の請求に基づき、支払わなければならない。」との記載がありますが、第79条第1項各号に定める違約金を損害賠償の予定とし、第2項については削除させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>ご質問の後段(引渡しを経ている場合)について、原案のとおりとします。</p>
649	違約金	29	8	2	79	1			<p>事業者が79条(1)の違約金を支払う場合、第9条の履行保証保険により支払われた保険金が充当できることを確認させてください。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
650	違約金について	29	8	2	79	1	(1)		<p>引渡しを経していない時点での違約金として施設整備費相当の100分の30に相当する額が設定されていますが、契約に関する内閣府のガイドライン5-5には、施設完工前の違約金は100分の10(場合によっては100分の20)が相当する額とあります。金額割合に関する条文を修正していただけないでしょうか。</p>	<p>番号49の回答を参照してください。</p>
651	違約金請求(引渡前)について	29	8	2	79	1	(1)		<p>違約金額(施設整備費30%)は、他事例から見て過大である上、第73条に該当すれば、自動的に違約金債務</p>	<p>原案どおり、大学が第73条各項の規定に該当する判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができ</p>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	質 問	回 答
									が発生する仕組みになっております。事業者として必要な努力を行い、引渡日変更の協議をお願いする場合でも、一方的な決定により高額な違約金を課されるリスクがあるならば、事業の参画可非に係ると考えます（第73条第2項、第79条第1項第（1）号）。これらの場合は、違約金が課されることがないと考えて良いでしょうか。	るものとします。番号49の回答を参照してください。
652	違約金等	29	8	2	79	1	(1)		「施設整備費相当（但し、本号において、金利支払額を含まず、消費税を含むものとする。）の100分の30に相当する額。」とありますが、一般的なPFI事業の違約金に比べて、施設整備費相当額に対する割合が高いかと存じます。事業者の参加条件の緩和の為にも、100分の10程度に下げただけませんか。	番号49の回答を参照してください。
653	違約金等	29	8	2	79	1	(1)		「解除時点で、本施設につき第39条による大学への引渡しを経ていない場合には、施設整備費相当（但し、本号において、金利支払額を含まず、消費税を含むものとする。）の100分の30に相当する額。」との記載がありますが、「施設整備費相当」ではなく「施設整備業務のうち解除時点において遂行中の業務に関する業務費相当」とさせていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。番号49の回答を参照してください。
654	違約金等	29	8	2	79	1	(2)		「維持管理費相当（但し、本号において、その他の費用を含まず、消費税を含むものとする。）の当該年度総額の100分の20に相当する額。」、「運営費相当（但し、本号において、その他の費用を含まず、消費税を含むものとする。）の当該年度総額の100分の20に相当する額。」とありますが、一般的なPFI事業の違約金に比べて、維持管理費相当及び運営費相当に対	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										する割合が高いかと存じます。事業者の参加条件の緩和の為にも、100分の10程度に下げただけではありませんでしょうか。	
655	違約金等	29	8	2	79	3				本項に基づき貴学にご負担いただける損害賠償額には、融資金融機関に支払わなければならないブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、大学が負担する金融費用については、合理的な範囲に限られることに留意してください。
656	違約金等	30	8	2	79	4 5				本項で定める「事業者が本契約に基づく業務の履行を終了するために必要な費用」には、融資金融機関に支払わなければならないブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、大学が負担する金融費用については、合理的な範囲に限られることに留意してください。
657	関係書類の引渡し等	30	8	2	81	2				第74条の規定により解除された場合は、貴学の帰責に基づく解除ですから、本項の適用除外としていただけませんか。	原案のとおりとします。 <b>なお、「事業契約書(案)」第81条第1項中「第77条第1項の規定による」とあるのを、「第77条第1項若しくは第2項の規定による」に変更します。</b>
658	関係書類の引渡し等	30	8	2	81	2				「大学は、前項の規定により引渡しを受けた書類について、本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務のために無償で自由な使用(複製、頒布、改変及び翻訳を含む。次項において同じ。)に供することができるものとする。」と記載がありますが、第102条第3項に定めに従って書類を利用するとの理解でよろしいでしょうか。	「事業契約書(案)」第81条第2項に規定する「無償で自由な使用」には、第102条第3項各号に定めるような使用方法も含まれますが、これらに限られるものではありません。
659	事業者の債務不履行	30	8	3	82	2				本契約のうち民間付帯施設事業に関する部分の全部または一部を解除することができますとありますが、この場合対象となるのは、民間付帯施設事業であって、本施設事業への影響(本施設事業に関する部分の一部解除など)はないと理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
660	大学の債務不	31	8	3	83					本契約のうち民間付帯施設事	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
	履行									業に関する部分の全部または一部を解除することができますとありますが、この場合対象となるのは、民間付帯施設事業であって、本施設事業への影響（本施設事業に関する部分の一部解除など）はないと理解してよろしいでしょうか？	
661	大学による任意解除	31	8	3	84					本契約のうち民間付帯施設事業に関する部分の全部または一部を解除することができますとありますが、この場合対象となるのは、民間付帯施設事業であって、本施設事業への影響（本施設事業に関する部分の一部解除など）はないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
662	法令変更又は不可抗力等による解除	31	8	3	85					本契約のうち民間付帯施設事業に関する部分の全部または一部を解除することができますとありますが、この場合対象となるのは、民間付帯施設事業であって、本施設事業への影響（本施設事業に関する部分の一部解除など）はないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
663	民間付帯施設事業の終了時の取扱い	31	8	3	85					法令変更又は不可抗力により民間付帯施設事業の全部又は一部を終了させる場合の追加費用は、大学負担との認識でよろしいでしょうか。	民間付帯施設事業に要する費用は、原則として、全て事業者が自ら負担することと規定されていますので（「事業契約書（案）」第62条）、ご質問のように法令変更又は不可抗力により民間付帯施設事業の全部又は一部を終了させる場合には、その追加費用も事業者が自ら負担することとなります。
664	民間付帯施設事業の終了時の取扱い	31	8	3	86	1				民間付帯施設を撤去せず、大学又は第三者に無償譲渡するのは、期間満了により終了した場合、又は事業者帰責により中途解約された場合に限定いただけないでしょうか。その他の解除の場合は、時価に基づく有償譲渡としていただけないでしょうか。	<b>「事業契約書（案）」第86条第1項但書を、次のとおりに変更します。</b> <b>「但し、大学の承諾があった場合には、民間付帯施設を解体撤去せず、民間付帯施設及び当該土地を、本契約の終了又は解除時の現状にて、大学又は第三者に譲渡し、引き渡すことができる。この場合に</b>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	-	質 問	回 答
											において、譲渡及び引渡しに要する一切の費用は事業者の負担とし、譲渡の対価は、第74条、第75条、第83条又は第84条の規定により本契約又は本契約のうち民間付帯施設事業に関する範囲が解除された場合には有償又は無償とし、それ以外の事由により終了、解除又は解約された場合には無償とする。」
665	民間付帯施設事業の違約金の決定方法について	31	8	3	86	2				民間付帯事業の違約金の上限額はどのように決定するのでしょうか。	「事業契約書(案)」第86条第2項の「●円を上限とし」を「民間付帯施設(任意)事業における年度売上計画総額の100分の20に相当する額を上限とし」に変更します。
666	民間付帯施設事業の終了時の取扱い	31	8	3	86	2				本条本項の違約金支払い義務は、定期借地契約書第15条の違約金支払い義務と一体、同義であり、定期借地権契約書上の違約金を支払えば、本条本項の違約金の支払い義務を履行したことになると理解してよろしいのでしょうか。	「事業契約書(案)」第86条第2項が定める違約金と、別紙20「定期借地契約書」第15条が定める違約金は、別のものですので、後者を支払ったとしても前者の支払義務が履行されたことにはなりません。
667	民間付帯施設事業の終了時の取扱い	31	8	3	86	2				本条本項の●には、事業契約締結時に、定期借地契約書第15条の違約金の最大金額となる貸付料年額の3倍の金額が記載されると理解してよろしいのでしょうか。	番号665、666の回答を参照してください。
668	民間付帯事業の違約金	31	8	3	86	2				ここで想定されている違約金は、別紙20「定期借地契約書」第15条に定められている違約金を指すものと考えてよろしいのでしょうか。	番号665、666の回答を参照してください。
669	民間付帯施設事業	31	8	3	86	2				事業者の債務不履行により契約解除となった場合、貴学へ対して指定された違約金を支払うとありますが、金額については別紙20定期借地契約書書式の第15条に記載された金額との理解で宜しいのでしょうか。異なる場合には、各種リスク分担、事業収支計算等の安定した事業計画及び各資金調達計画のため、明確な金額(もしくは算定根拠)をご提示ください。	番号665、666の回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
670	第 8 6 条	31	8	3	86	2				民間付帯施設事業の終了時の取り扱い第 8 6 条 2 項において、●印の金額についてご教示ください。	番号 6 6 5 の回答を参照してください。
671	民間付帯施設事業の終了時の取扱い	31	8	3	86	2				大学の指定する金額の違約金上限額が●円となっておりますが、具体的な算出方法は「別紙 2 0 定期借地契約書の書式」第 1 5 条第 3 項に記載されている第 4 条に規定する貸付期間満了までの期間分に係る貸付料相当額との認識でよろしいでしょうか。	番号 6 6 5、6 6 6 の回答を参照してください。
672	通知の付与	33	10							事業者の提案内容は、入札日時時点で確定しておりますので、「本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより」「本契約の入札日の後に法令が変更されたことにより」に修文いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。 入札日の後、事業契約の締結日の前に法令が変更されたことにより、「事業契約書(案)」第 8 9 条第 1 項が定めるような事態が生じた場合には、事業契約の締結に際して、大学と事業者との間で協議を行うこととなります。 なお、入札日の時点では未施行である法令の変更であっても、同時点で既に変更の内容が公表されている場合には、入札参加者は、当該法令変更の内容を踏まえて入札を行うことが可能であるため、入札日の後に法令が変更された場合には該当しません。
673	協議及び追加費用の負担(法令変更)	33	10			90	2			「大学が法令変更に対する対応方法を事業者へ通知し」とありますが、あくまでも合理的基準に従いご判断いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
674	協議及び追加費用の負担(不可抗力)	34	11			93	2			「大学が不可抗力に対する対応方法を事業者へ通知し」とありますが、あくまでも合理的基準に従いご判断いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
675	財務書類の提出	35	12			99				「公認会計士又は監査法人による監査報告及び年間業務報告」とありますが、年間業務報告は、月次・四半期ごとの報告されることから、公認会計士又は監査法人の監査は不要と考えてよろしいでしょ	原案のとおりとします。 「事業契約書(案)」第 9 9 条にいう「年間業務報告」とは、事業者の業務状況を報告する、会社法第 4 3 5 条第 2 項の事業報告のことをいい(「事業契約書(案)」第 5 0



番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	賦	質 問	回 答
									うか？（年間業務報告の監査を必要とするとコストもかさむため、不要として頂きたいと考えております。）	条が定める維持管理業務及び運営業務に関する月報、四半期報告書等とは別のものです。）、「監査報告」とは、当該事業報告についての監査報告のことをいいますので、事業者に過剰な負担とはならないものと想定しております。 <b>なお、第99条中、「公認会計士又は監査法人による監査報告」とあるのを、「公認会計士による監査報告」に変更します。</b>
676	財務書類の提出	35	12		99				監査報告書につきましては一般的なでございますが、「年間業務報告」の書類がどのようなものであるかご教示くださいます様宜しくお願い致します。 （年間業務報告はSPCの業務履行状況を報告するもの、若しくは会計士の業務の履行状況を示すもの等）	番号675の回答を参照してください。
677	年間業務報告について	35	12		99				『年間業務報告』とは、どのようなものを指していますでしょうか。	番号675の回答を参照してください。
678	監査報告の公開について	35	12		99				『なお、大学は、当該監査報告及び年間業務報告を公開することができる。』とありますが、監査報告には構成企業宛での支払金額等、民間のノウハウに係る情報が含まれていることがありますので、監査報告の公開前に事業者による確認をさせていただき、範囲を限定して公開することとしていただけませんか。	<b>「事業契約書（案）」第99条第2文（なお書き）を、次のとおりに変更します。「なお、大学は、事業者と協議の上、当該監査報告及び年間業務報告を公開することができる。」</b>
679	秘密保持	35	12		100				本事業上の設計、建設、引越し、備品調達、維持管理、運営等の業務遂行に際し、再委託先等への情報開示が必要となる部分が多々想定されますが、このような必要最低限度の情報開示は可能であるという理解でよろしいでしょうか。	<b>「事業契約書（案）」第100条第1項中、「自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、民間事業者グループ又は出資者以外の第三者」とあるのを、「自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、民間事業者グループ、本契約に基づき事業者から本事業の一部を委託若しくは請け負う者又は出資者以外の第三者」に変更します。</b>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
680	秘密保持	35	12		100	1				「大学及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。事業者は、当該秘密情報を自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、民間事業者グループ又は出資者以外の第三者に提供してはならず、また、秘密情報の提供を受けた者（当該秘密情報について法令上秘密保持義務を負う者を除く。）に対し、当該秘密情報を本契約の履行以外の目的に使用せず、かつ、本事業と関係のない第三者に開示しないよう義務付けなければならない。」との記載がありますが、「関係のない第三者」とは、「事業者から本施設業務に関する業務を受託又は請け負う者及びそれらの再受託者又は再下請業者等」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	番号679の回答を参照してください。
681	著作権等の利用等	36	12		102	1				第102条第1項につきまして、「大学は、成果物…及び本施設について、大学の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし…」とありますが、貴校の裁量により利用する範囲としては、本条第3項に規定する内容の範囲に限定されるものという認識でよろしいでしょうか。その他の場合を想定されていたらご教示ください。	「事業契約書（案）」第102条第1項に規定する「大学の裁量」による「利用」には、同条第3項各号に定めるような使用方法を含みますが、これらに限られるものではなく、本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務のための利用を広く含みます。
682	株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行	37	12		106					S P Cの構成員への発行については、代表企業が最大出資者ではなくなるような場合においても、特段問題ないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
683	支払遅延時の遅延損害金	37	12		108					大学又は事業者が事業契約に基づいて行なうべき支払の遅延損害金の計算で使用する遅延利息率は何%を想定されておりますでしょうか。	「遅延利息率」の定義につきましては、「事業契約書（案）」第1条第24号をご参照ください。
684	遅延損害金	37	12		108	2				第108条第2項につきまして、事業者が貴校に遅延損害金をお支払するのは、事業者	「事業契約書（案）」第108条第2項は、金銭債務の履行遅滞に基づく遅延損害金につ

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質 問	回 答
									の責に帰すべき事由により遅延が起こった場合に限るものとの理解でよろしいでしょうか。	いて定めた規定ですので、事業者が金銭債務を履行すべき時期までに履行しない場合には、当然に遅延損害金が発生することとなります（民法第419条第3項）。
685	解釈	37	12		110				建設工事に関する規定について疑義が生じた場合については、文部科学省の「工事請負契約基準」の規定に準拠して対処するとの理解でよろしいでしょうか。	「事業契約書（案）」第110条のとおり、本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、大学及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとします。
686	その他	38	12		111	8			「本契約の終了にかかわらず」との記載がございますが、条文のままですと、秘密保持義務がほぼ全ての事項について永遠に存続することになりますので、秘密保持義務を課す秘密の定義と期限について、現実的な内容への修正あるいは運用をご協議願います。	原案のとおりとします。大学としては、「事業契約書（案）」第100条が定める「本事業に関して知り得た相手方の秘密情報」について、事業契約終了後も秘密保持義務を課されることにより、事業者が具体的な不利益を受けるとは考えておりません。
687	保険	44						6	貴大学はどのような保険に加入されますでしょうか。加入される保険の種類と補償内容をご教示ください。	大学は、当該施設について「国立大学法人総合保険」に加入する予定ですが、詳細については、未定です。
688	大学が付保する保険	46						8	維持管理・運営期間に大学が付保する火災保険の保険金額等付保条件をご教示ください。	番号687の回答を参照してください。
689	不可抗力による追加費用の負担割合	46						8	「当該損害及び追加費用について保険金が支払われる場合、当該保険金相当額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除する。」とありますが、保険金は、全体の損害規模等を基に算定されることから、保険金は損害額全体から控除し、控除後の損害額について、官民分担基準を適用していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
690	不可抗力による追加費用の負担割合	46						8	不可抗力による費用負担について、不可抗力発生時期によって官民の費用分担基準を異にする建付けとなっておりますが、本来は当該不可抗力事由によっていずれの費用が増加したのか（設計・建設費用が増加したのか、維持管	<b>別紙8の「1 施設整備期間」を、以下のとおりに変更します。</b> <b>「(1) 施設整備期間中に不可抗力が生じ、施設整備業務に関する損害又は追加費用が発生した場合、損害及び追加費用が施設整備期間中に累計で</b>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	質 問	回 答
										理・運営費用が増加したのか)によって、貴学と事業者の費用分担基準が定められるべきかと思料致します。例えば、引渡し前の不可抗力による設計変更により、維持管理・運營業務費用が増加する場合等も考えられます。その場合は、施設引渡前の不可抗力といえども、維持管理・運営費用に係る増加費用に限っては維持管理・運営期間における費用分担基準を適用(なお、施設整備費に係る増加費用については施設整備期間における費用分担基準を適用)するべく、建付けの変更に關してご検討いただけませんかでしょうか。	<b>施設整備費相当(但し、本項において、金利支払額を含まず、消費税を含むものとする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額は大学が負担する。但し、当該損害及び追加費用について保険金(本契約、入札説明書等及び要求水準書によって付保すべきこととされている保険に係る保険金並びに応募者提案に付保する旨の記載がある保険に係る保険金をいう。以下本別紙において同じ。)が支払われる場合、当該保険金額相当額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除する。 (2) 施設整備期間中に不可抗力が生じ、維持管理業務又は運營業務に関する損害又は追加費用が発生した場合、大学と事業者は、当該損害又は追加費用の負担方法について、協議するものとする。」</b>
691	モニタリング	49							10	維持管理業務と運營業務とは、その内容が大きく異なることから、モニタリングや要求水準未達に伴うサービス購入費の減額措置は別々に実施して頂けませんでしょうか?	「事業契約書(案)」別紙10の3(4)第2文括弧書きに記載のとおり、減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに個々に行います。
692	サービス購入費の減額の基準と方法等	49							10	本別紙に基づく減額ポイントの加算、減額、業務担当企業の交替、解除等の措置は、事業者の帰責性に基づく債務不履行(要求水準未達を含む。)が前提であることをご確認願えませんかでしょうか。	減額の対象となる事態は「事業契約書(案)」別紙10の3(1)に、減額ポイントを加算しない場合は別紙10の3(3)に、それぞれ規定されていますので、ご確認ください。
693	モニタリング	50							10	要求水準を満たしていないと確認された場合には、一定の猶予(是正)期間を設けた後に減額ポイントを加算する、とありますが、猶予(是正)期間中に改善が行われれば、減額ポイントは加算されないという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
694	定期建物賃貸借契約における貸付料の改	59							16 6	別紙16に關連して公表いただいた貴学「不動産貸付要項」では、第8条(貸付料)	定期建物賃貸借契約における貸付料の改定について、「国立大学法人千葉大学不動産貸付

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	紙	質 問	回 答
	定									で「別に定める不動産貸付料算定基準」に基づいて算定するとされておりありますが、現時点までに公表されております資料の中に該当資料が見当たりません。「別に定める不動産貸付料算定基準」の公表をお願い致します。	料算定基準」では、以下のとおりとなっています。 <b>【土地の継続貸付料】</b> 貸付料＝前回の貸付料 a × スライド率 b a = 前回貸付料 b = (消費者物価指数 (変動率) + 地価変動率) ÷ 2 <b>【建物の継続貸付料】</b> 貸付料 = A + B A = (前回の貸付料 a × 消費者物価指数 (変動率) b) × 経年による残価変動率 c a = 建物のみ (土地を含まない。) の前回貸付料 b = 変動率を求める終期の属する四半期の初月から 6 か月前の指数 ÷ 変動率を求める始期の属する四半期の初月から 6 か月前の指数 c = 1 - { (1 - 建物残存割合) / 建物耐用年数 × 前回算定時からの経過年数 } B = 当該建物の建て面積に相当する土地の貸付料 × 当該建物のうち貸付を許可する面積 ÷ 当該建物の延面積
695	権利譲渡等	59						16	10	貴学と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、SPCに融資を行うこととなる金融機関より本賃貸借契約に対する質権の設定等を依頼した場合、合理的な理由なしに当該依頼を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、事業者に資金提供を行う金融機関から依頼があった場合、「事業契約書(案)」別紙16の定期建物賃貸借契約上の権利及び地位に対する担保権の設定について、合理的な理由がない限り、大学はこれを拒否しないものとします。
696	定期建物賃貸借	59						16	11	「甲が建物及び貸付物件の維持保全のために行う工事」とありますが、事業期間中に想定されているものがございませうでしょうか？	現段階では、想定しておりません。
697	権利譲渡等	66						17	9	貴学と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、SPCに融資を行うこととなる金融機関より本賃貸借契約に対する質権の設定等を依頼した場合、合理的な理由なしに当該依頼	ご理解のとおり、事業者に資金提供を行う金融機関から依頼があった場合、「事業契約書(案)」別紙17の設置場所賃貸借契約上の権利及び地位に対する担保権の設定につい

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別	号	質 問	回 答
										を拒否しないと考えるよろしいでしょうか？	て、合理的な理由がない限り、大学はこれを拒否しないものとします。
698	別紙 20 定期借地契約書書式 貸付料	73						20	6	貸付料の改定期間は何年程度を想定されておりますでしょうか。	3年程度を想定しています。
699	権利譲渡等	73						20	11	貴学と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、SPCに融資を行うこととなる金融機関より本賃貸借契約に対する質権の設定等を依頼した場合、合理的な理由なしに当該依頼を拒否しないと考えるよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、事業者に資金提供を行う金融機関から依頼があった場合、「事業契約書（案）」別紙 20 の定期借地契約上の権利及び地位に対する担保権の設定について、合理的な理由がない限り、大学はこれを拒否しないものとします。
700	定期借地契約書の書式	75						20	15	第 15 条第 3 項 事業契約第 79 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号若しくは第 2 項とございますが、事業契約第 82 条の誤りではないでしょうか。	<b>「事業契約書（案）」別紙 20 第 15 条第 3 項中、「事業契約第 79 条」とあるのを、「事業契約第 82 条」に変更します。</b>
701	「法人等」について	75						20	16	『(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）』とありますが、ここでいう法人等とは、乙のことでしょうか。	<b>「事業契約書（案）」別紙 20 第 16 条中、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）」とあるのを、「乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）」に変更します。</b>

<⑧その他に関する質問>

番号	質問項目	—	—	—	—	質 問	回 答
702	民間付帯施設（任意）事業の中止について 平成 29 年 5 月 31 日付「千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟					民間付帯施設事業は独立採算事業ですので、内容の変更ではなく、事業の中止をお認めいただけないでしょうか。既に不採算となっている事業の内容を変更したとしても黒字化が見込めないことが想定されます。	基本的には、「要求水準書」第 5 章 5 の「(3) 運営内容の変更」の規定に基づくものとなりますが、供用開始から 3 年以内であっても、主として利用者のニーズに配慮する観点（現状とニーズが合っていないなど）から、大学が、運営内容の変更等を促すとも

番号	質問項目	—	—	—	—	質問	回答
	整備等事業実施方針に関する質問回答書及び意見書」 18頁実施方針に関する質問回答書番号85						に、このことについて、大学と事業者が協議のうえ方針を定めることもあり得ます。
703	隣接施設（新中央診療棟）の外観デザインについて					隣地に建設予定の新中央診療棟の外観デザインについて、当該事業を検討するにあたり景観の調和などへの重要な要素になる為、早々に公表頂きたいをお願いします。	番号75の回答を参照してください。
704	実施方針に関する質問回答書及び意見書					5月31日付の実施方針に関する質問回答書に記載があり、今回の入札説明書等で反映されているか明確に分からないものについて、実施方針に関する質問回答書の記載内容は入札説明書と一体であると考えて宜しいでしょうか。	「実施方針に関する質問回答書」は、大学と事業者の協議において参考とすることはあっても、本事業の入札説明書等の解釈等にあたって有効なものとはしません。
705	関連事業	-	-	-	-	本事業の施設整備期間中に大学側が別途発注する中央診療棟他の設計内容や施工方法が本事業の施設整備に大きく影響しますので、別途工事の内容につき早期の開示をお願いします。 特に、中央診療棟のパスや施工方法によりデザインや工期に影響すると考えます。	番号75の回答を参照してください。
706	近接する別事業の情報開示					設計検討に必要であるため、近接する新中央診療棟及びリニアック棟の図面情報、基盤整備車路の図面情報を早期に開示いただくようお願い致します。（希望日：9月7日まで）	番号75の回答を参照してください。
707	キャンパスマスタープラン					キャンパスマスタープランについて大学側と連携し、事業者はできる限り協力するものと考えてよろしいでしょうか。	「千葉大学キャンパスマスタープラン2017（亥鼻キャンパス）」に沿った計画としてください。
708	一時来館人数					実施方針に関する質問回答書、及び意見書の番号74に在館人数を回答頂きましたが、この人数以外に亥鼻キャンパスや大学付属病院へ一時	他学部生、MR、病院見舞客等の来院者の統計は取っていません。

番号	質問項目	—	—	—	—	質問	回答
						来館される方（他学部生、MR、病院見舞客等）一日平均人数が分かればご教示ください。	
709	アルコール販売					事業者提案による運營業務（任意）、福利厚生施設運營業務、民間付帯施設（任意）事業において、アルコールの販売は可能でしょうか。	原則として、福利厚生施設でのアルコール販売、提供は認めません。民間付帯施設（任意）でのアルコール販売、提供は、節度のある範囲内であれば、認めるものとします。
710	現状の警報集中管理					現医学部棟は、施設の設備異常警報や火災警報等を集中して受信する管理室は存在するのでしょうか。その場所はキャンパス内のどこでしょうか。	正面玄関の右脇の当直室にご質問の機能を設置しています。
711	現医学部棟					現医学部棟の解体計画の期間や、また解体後跡地利用計画のプラン等がありましたらご教示頂けますでしょうか。	ご質問の計画について、公表できる事項はありません。

以上



## 入札説明書等に関する追記事項

### 1 「都市計画千葉大学亥鼻キャンパス地区地区計画」に関する事項

「都市計画千葉大学亥鼻キャンパス地区地区計画」（平成29年8月8日決定 千葉市告示第632号）が下記の千葉市ホームページにて公表されていますので参照してください。

[http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/keikaku/tetsudoku/2017\\_toshikeikakukokuji.html](http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/keikaku/tetsudoku/2017_toshikeikakukokuji.html)

### 2 「審査委員会の委員への接触等の禁止」に関する事項

「入札説明書」第1章8(1)2の⑤に以下を追記します。

入札参加者（上記(1)1)①に示す入札参加者をいう。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、本事業の落札者決定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の入札参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

### 3 「要求水準書の別表及び資料等（「要求水準書」以外の文書等を含む。）の貸与」に関する事項

下記の文書等（以下「文書等」といい、「要求水準書の別表及び資料等の貸与請求書 兼 守秘義務の遵守に関する誓約書」における「守秘義務対象資料」に該当する。）の貸与を「平成29年9月21日」より開始します。文書等の貸与を受けようとする場合は、＜様式1＞の脚注部分の要領に準じて手続を行ってください。

なお、既に＜様式1＞を提出している場合は、＜様式1＞の再度の提出は不要とします。ただし、来学により、文書等の貸与を受けようとする場合にあっては、担当者を確認するため、代表者による委任状（任意様式）を持参してください。

郵送により、文書等の貸与を受けようとする場合にあっては、その手続等について、事前に本事業に関する担当部局へ電話で問いあわせてください。

#### 記

- |                                       |                                 |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 入札説明書の見消版                         | 質問回答の反映と誤植修正等（※）                |
| (2) 様式集51の2                           | 質問回答の番号146による追加資料               |
| (3) 要求水準書／本文の見消版                      | 質疑回答の反映と誤植修正等（※）                |
| (4) 要求水準書／別表・資料等                      |                                 |
| 【別表 1】 各室（エリア）の要求水準                   | 質問回答の反映と誤植修正等（※）                |
| 【別表 5】 備品等調達業務対象什器備品等一覧表              | 差し替え資料                          |
| 【別表 6】 低層階特殊諸室の留意事項等                  | 質問回答の反映と誤植修正等（※）                |
| 【資料 4】 事業場所周辺現況測量図(平面、高低、工作物) DXFデータ  | 質問回答の番号459によるDXFデータ             |
| 【資料11】 事業場所周辺電気設備インフラ整備状況（情報）         | 質問回答の番号463による変更資料               |
| 【資料14】 亥鼻キャンパス構内新設光ケーブル配線構成図          | 質問回答の番号463による変更資料               |
| 【資料35】 千葉大学(亥鼻)医学系総合研究棟整備等事業保守管理業務仕様書 | 質問回答の番号453、468、472による<br>差し替え資料 |
| 【参考資料】 中央診療棟関係資料                      | 質問回答の番号 75による追加資料               |
| 【参考資料】 資源とごみの分け方・出し方                  | 質問回答の番号217による追加資料               |
| 【参考資料】 医学部本館各階平面図(平成24年度時点)           | 質問回答の番号448による追加資料               |
| (5) 基本協定書（案）の見消版                      | 質問回答の反映と誤記修正等（※）                |
| (6) 事業契約書（案）の見消版                      | 質問回答の反映と誤記修正等（※）                |

※ 上記の「見消版」、【別表1】、【別表6】のうち「質問回答（1回目）」の反映は可能な限り行っていますが、反映漏れなどについては「質問回答（1回目）」を正としてください。また、「見消版」、【別表1】、【別表6】のうち「質問回答（1回目）」に該当しない誤植修正等（追記を含む。）については「見消版」、【別表1】、【別表6】を正としてください。

以上